

岐阜県男女共同参画計画（第4次）

岐阜県

目次

第1章	計画の趣旨	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
第2章	計画の基本的な考え方	
1	計画の目標	3
2	計画の基本理念	3
3	計画の体系	4
4	「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」における数値目標の達成状況	5
5	計画の背景	6
第3章	第4次計画における重点事項と政策の4つの柱	
1	第4次計画における重点事項	31
2	政策の4つの柱に基づく施策の方向	33
第4章	計画の推進体制と役割分担	
1	推進体制	58
2	役割分担	58
第5章	指標	
1	目標数値	59
2	参考項目	60
参考資料		
	岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例	70
	男女共同参画社会基本法	76
	用語解説	82
	岐阜県男女共同参画計画（第4次）策定の経過	87
	岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会	89
	男女共同参画の推進に関する年表	90
	男女共同参画に関する施設	96
	各種相談窓口	97

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

国において、1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年「男女共同参画基本計画」が策定される中、本県では、2003年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、この条例に基づき策定した「岐阜県男女共同参画計画（第1次～第3次）」の下、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を実施してきました。

本県が実施した県民意識調査の結果を見ると、これまでの取組により、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消の方向に向かっていますが、社会全体としては、女性の参画が進まない分野があるなど不平等感は未だ根強く残っています。また、国全体に目を転ずると、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数 2018」によると、我が国は世界 149 カ国中 110 位で、特に経済分野（117 位）と政治分野（125 位）において、女性の参画が低調となっています。

岐阜県男女共同参画計画（第3次）の策定以降、国においては、2015年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、同年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けて、男性中心型労働慣行等の変革や、ポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進等といった視点が強調されるなど、男女共同参画社会の実現に向け、新たな段階の取組が進められています。

こうした中、国際社会においては、2015年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」の1つとして、「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。

本県においても、SDGsの理念や国の第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野への女性の参画を進めると同時に、男女ともにワーク・ライフ・バランスの実現を推進し、仕事だけでなく様々な分野へ参画できる環境を整えることが重要です。そのためには、男女共同参画社会の形成は、男性にとっても、様々な分野に参画でき、豊かな生活を実現するために大切な視点であるとの認識を社会全体に浸透させていくことも必要です。

また、配偶者やパートナーからの暴力（DV）やストーカー行為、性犯罪等は犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、近年、若年層の女性に対する性的な暴力として深刻な状況にあるアダルトビデオ出演強要問題や若い女性の性を売り物とするいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる問題等とともにその根絶に向けて取り組んでいく必要があります。

本計画は、こうした状況を踏まえて、本県での男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として作成しました。

2 計画の性格

- (1) 「男女共同参画社会基本法」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 国の「第4次男女共同参画基本計画」や、県の「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」をはじめとする各種計画との整合性を図った計画です。
- (3) 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会をはじめ、県民の意見を反映させた計画です。
- (4) 行政はもとより、家庭、職場、学校、地域などにおけるすべての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画です。
- (5) 「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」の内容を継承しつつ、新たな課題への取組を反映させた計画です。

3 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

この計画は、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の基本理念を踏まえ、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的利益を等しく受けることができ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目標とします。

2 計画の基本理念

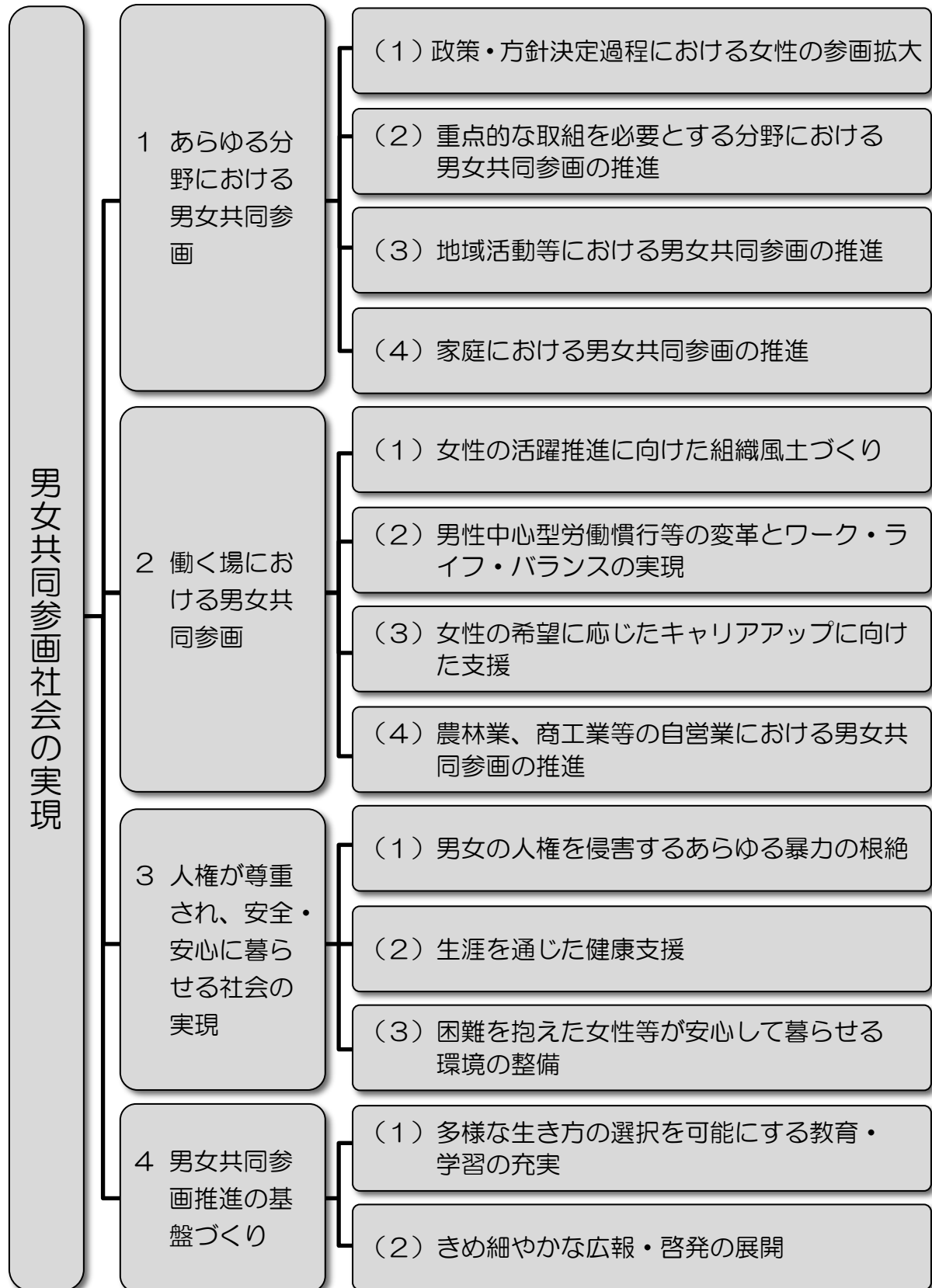
この計画の基本理念は、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の基本的な考え方に基づき、以下のとおりとします。

- ① 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。
- ② 男女が、社会活動を行う上で、役割分担意識（「男は仕事、女は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいう。）から生まれる制度又は慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。
- ③ 県、事業者その他の団体及び市町村が、その政策又は方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。
- ④ 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。
- ⑤ 県、県民、事業者その他の団体及び市町村が、この計画の目標の実現のために協力し、それぞれが責任を持って取り組むこと。

3 計画の体系

【めざす姿】【政策の4つの柱】

【施策の方向】



4 「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」における数値目標の達成状況

「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」では、

- 1 あらゆる分野における男女共同参画の促進
- 2 人権が尊重される社会環境整備
- 3 男女共同参画推進の基盤づくり

を政策の柱として施策を展開してきました。

また、計画では男女共同参画の指標となる事項に関し具体的な数値目標を設定し、透明性と客観性のある進捗管理を行ってきました。

【岐阜県男女共同参画計画（第3次）の数値目標と達成状況】

項 目	第3次 計画策定時	目標数値	現 状
県の審議会等における 女性委員参画率	35.0% (2013年4月1日)	40.0% ～60.0% (2018年度)	40.2% (2018年4月1日)
配偶者暴力防止計画を 策定した市町村数	12市町村 (2013年12月1日)	42市町村 (2018年度)	32市町村 (2018年12月1日)
「ワーク・ライフ・ バランス」の認知度	45.6% (2012年度)	65.0% (2017年度)	61.8% (2017年度)

県の審議会等における女性委員参画率については、全庁を挙げた取組により、着実に上昇していますが、未だ40%に達していない審議会等が2割程度存在しています。あらゆる分野での政策・方針決定過程において、女性の意見を施策に反映させる観点から、今後も女性の登用拡大を図ることが必要です。

県内市町村における配偶者暴力防止計画の策定状況については、42市町村のうち32市町で策定済みとなっています。未策定の10市町村についても引き続き策定に向けて助言などを行っていきます。

「ワーク・ライフ・バランス」について、「内容を知っている」または「内容は知らないが、聞いたことはある」方は61.8%でした。女性の活躍推進や男性の家事・育児・介護等への参画を促進し、個人生活の充実や企業の活性化につなげるため、引き続きワーク・ライフ・バランスの実現に関する理解の促進が必要です。

5 計画の背景

(1) 男女共同参画に係る現状

(ア) 県民意識の動向

(「男女共同参画に関する県民意識調査 (2017年8月実施)」より)

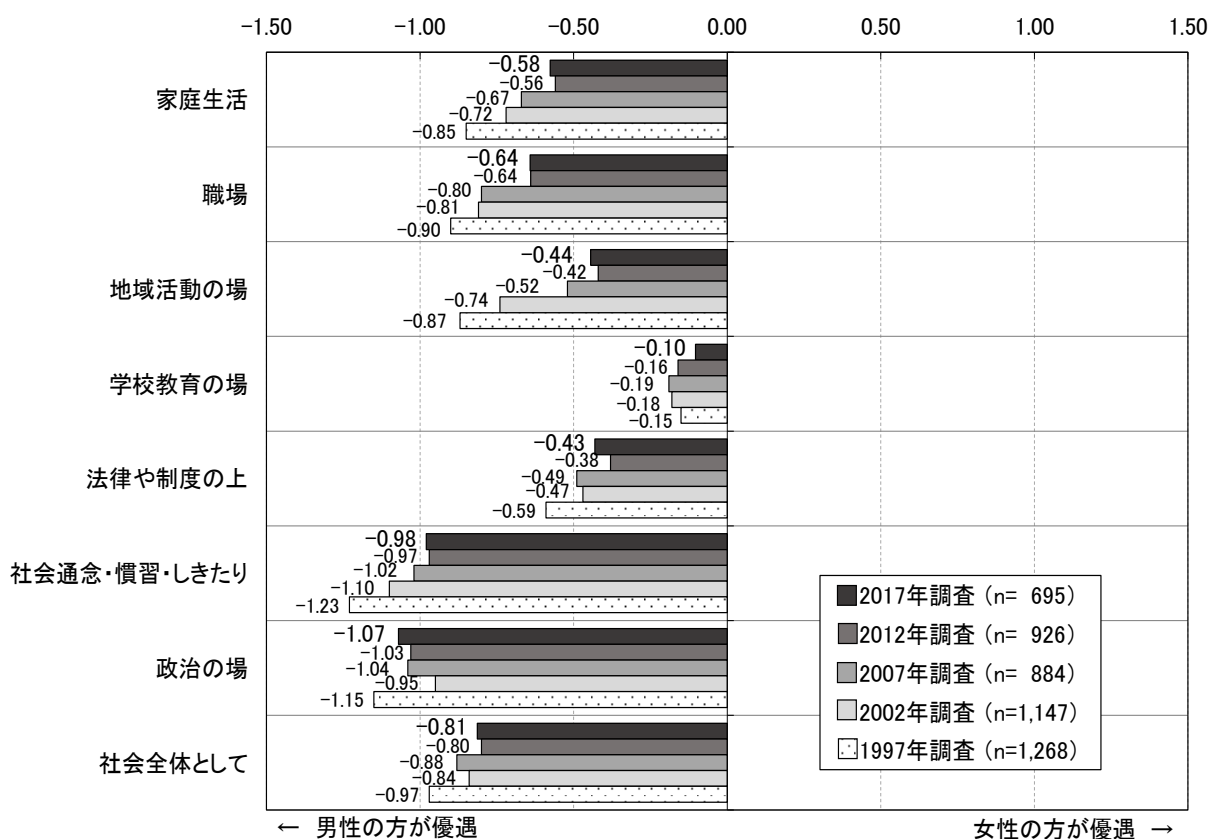
①男女平等に関する意識について

「家庭生活」から「社会全体として」まで、いずれの分野においても、「男性の方が優遇されている」ととらえられている傾向が見られます。

「学校教育の場」では、他の分野と比較して平等意識が高くなっていますが、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体として」で特に不平等感が強くなっています。

過去の調査と比較すると、調査を重ねるごとにおおむね「男性の方が優遇されている」との意識が低くなっていますが、「学校教育の場」を除くいずれの分野でも下げ止まりとなっています。

図表1-1 男女の地位の平等感 (得点化・過去調査との比較)



※回答の傾向をより明確に視覚化するため、各選択肢の回答者数に以下のとおり得点を乗じ、無回答を除いた回答者数で除した値を得点とした。

-2	-1	±0	+1	+2
男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている

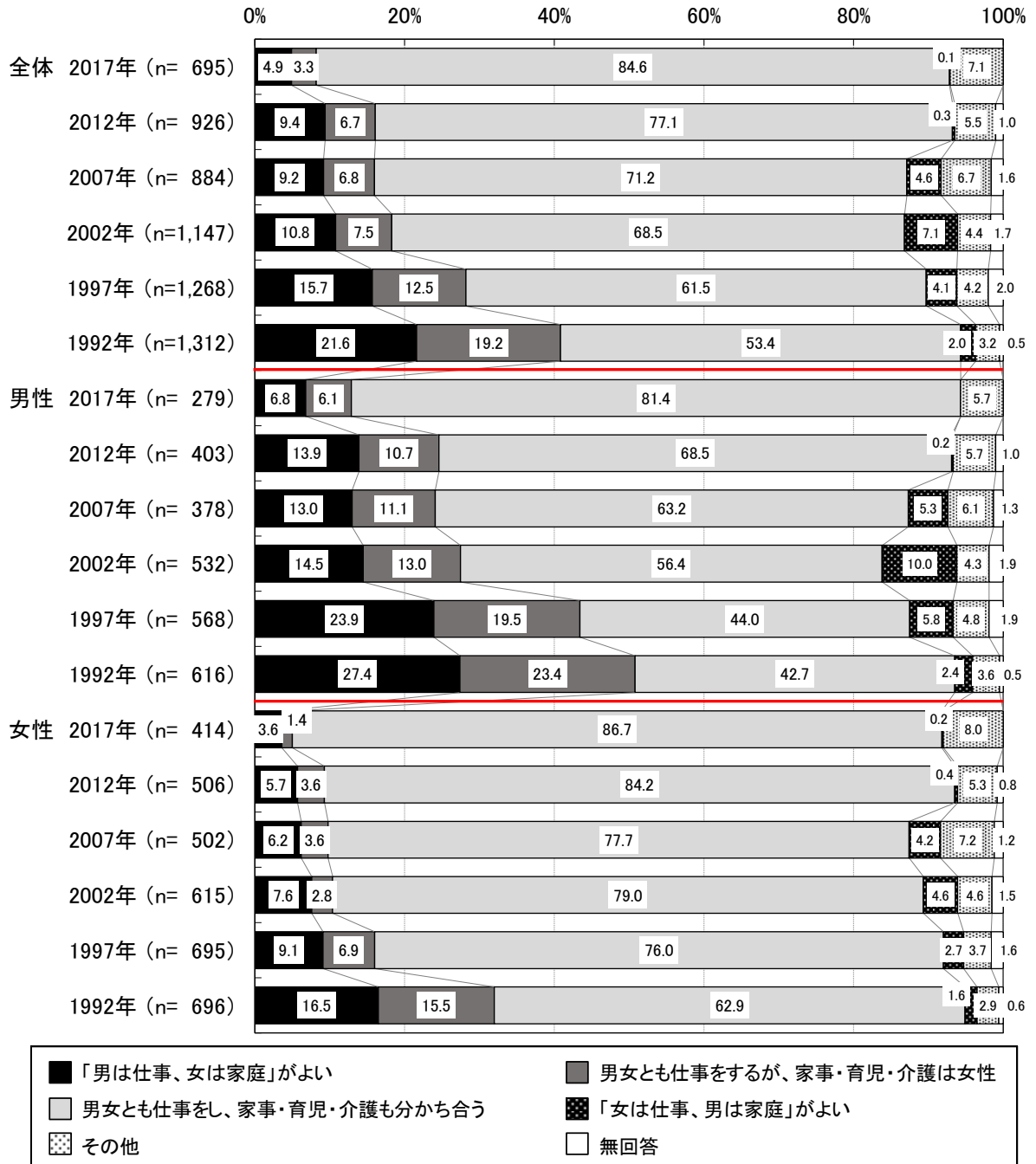
出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査 (2017年調査)」

②性別による固定的な役割分担意識について

全体では「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合う」が84.6%と最も高く、性別で見ると、男性が81.4%、女性が86.7%と5.3ポイントの差が見られます。

また、過去の調査と比較すると、調査を重ねるごとに、「『男は仕事、女は家庭』がよい」、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護は女性」の割合は減少傾向であり、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合う」の割合は増加傾向にあります。

図表1-2 性別によって男女の役割を決める考え方について（過去調査との比較）



出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

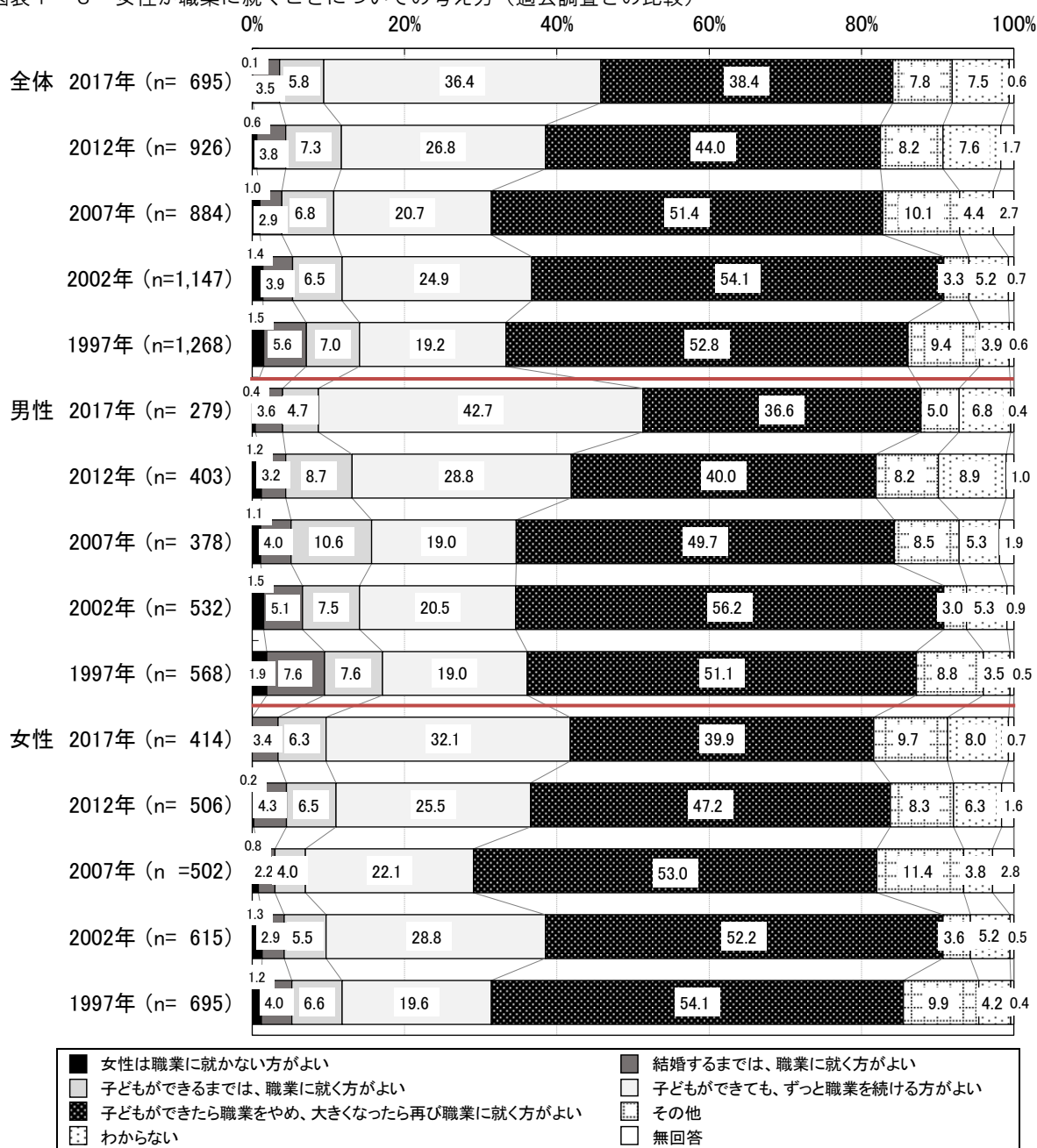
③就労・働き方について

女性が職業に就くことについての考え方について、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」が38.4%と最も高く、全国の26.3%と12.1ポイントの差があり、大きな違いが出ています。

また、全国では「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が54.2%と最も高く、岐阜県の36.4%と17.8ポイントの差があります。

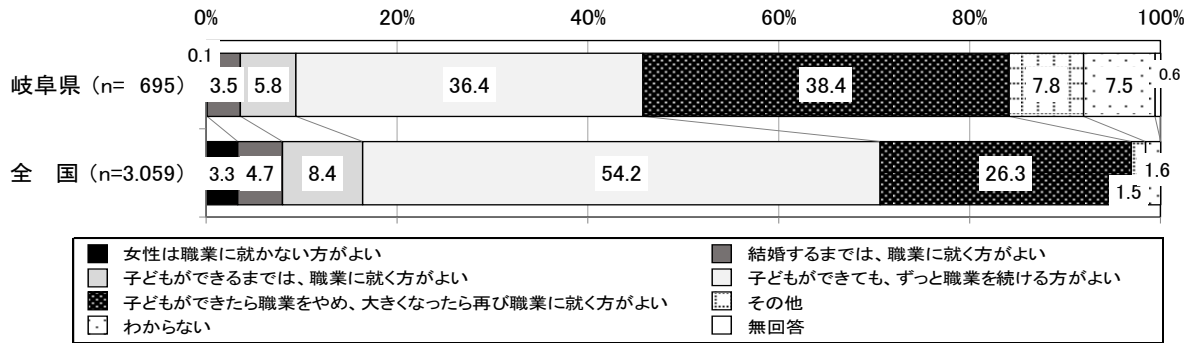
過去の調査と比較すると、岐阜県において「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」については減少傾向にあり、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」については増加傾向にあります。

図表1-3 女性が職業に就くことについての考え方（過去調査との比較）



出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

図表1-4 女性が職業に就くことについての考え方（全国調査との比較）



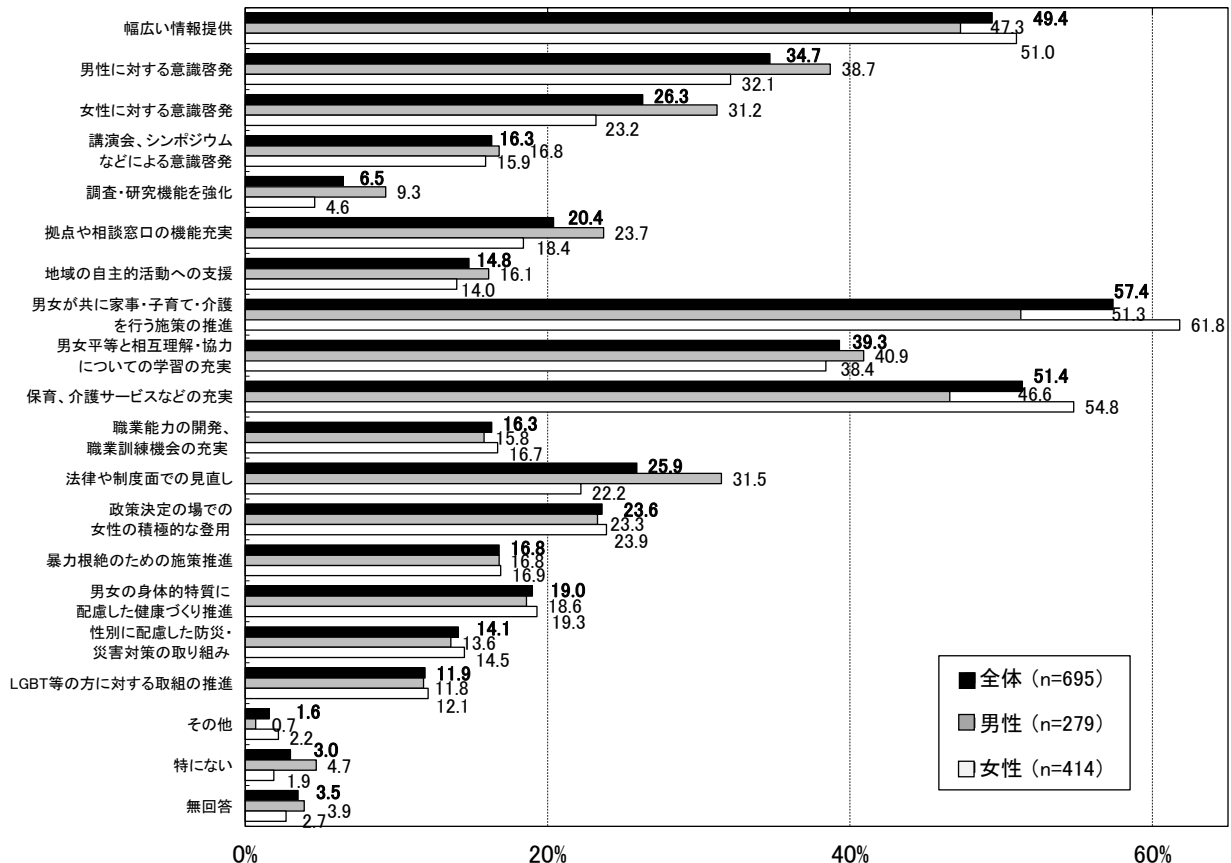
出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（2016年調査）」
 県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

④男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なことについて

全体では「男女が共に家事・子育て・介護を行う施策の推進」が57.4%と最も高く、次いで「保育、介護サービスなどの充実」が51.4%、「幅広い情報提供」が49.4%となっています。

性別で見ると、男性では女性に比べて「男性に対する意識啓発」、「女性に対する意識啓発」、「拠点や相談窓口の機能充実」、「法律や制度面での見直し」の割合が高く、女性では男性に比べて「男女が共に家事・子育て・介護を行う施策の推進」、「保育、介護サービスなどの充実」の割合が高くなっています。

図表1-5 男女共同参画社会づくりのために、県や市町村が力を入れるべきこと（性別）



出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

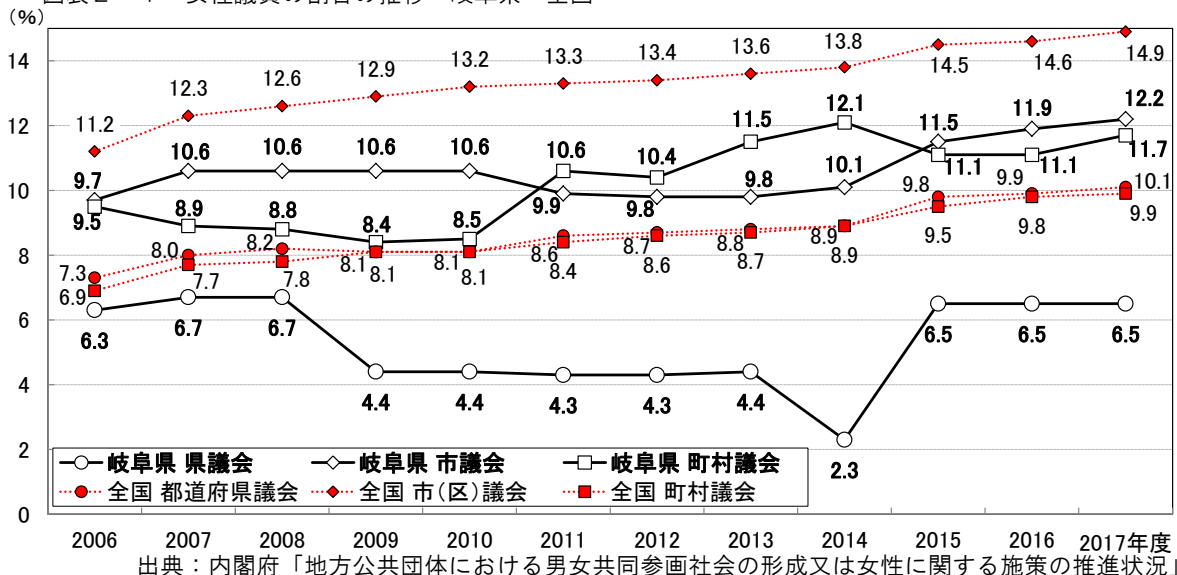
(イ) 政策・方針決定過程における参画の状況

①女性議員の状況

地方議会における女性議員の割合をみると、岐阜県議会議員は、2017年12月31日現在で6.5%（全国31位）となっています。

岐阜県内市議会における女性議員の割合は12.2%（全国22位）、同町村議会における女性議員の割合は11.7%（全国13位）となっています。

図表2-1 女性議員の割合の推移—岐阜県・全国

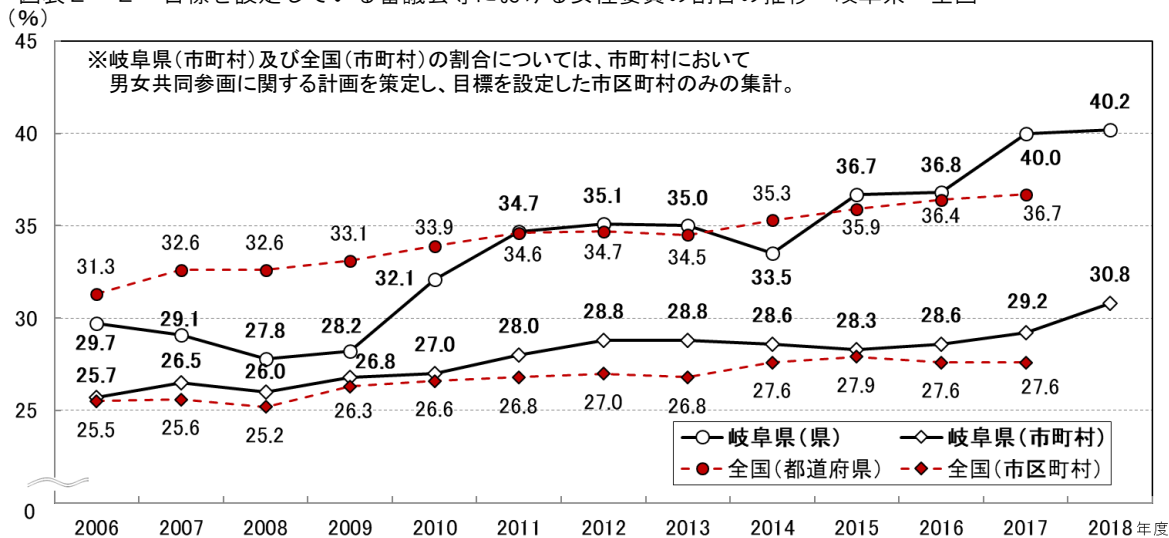


②審議会等における女性の参画状況

岐阜県の目標を設定している審議会等における女性委員の割合は、2017年4月1日現在で40.0%（全国12位）となっています。

岐阜県内市町村の審議会等における女性委員の割合は、2017年4月1日現在で29.2%（全国19位）となっています。

図表2-2 目標を設定している審議会等における女性委員の割合の推移—岐阜県・全国

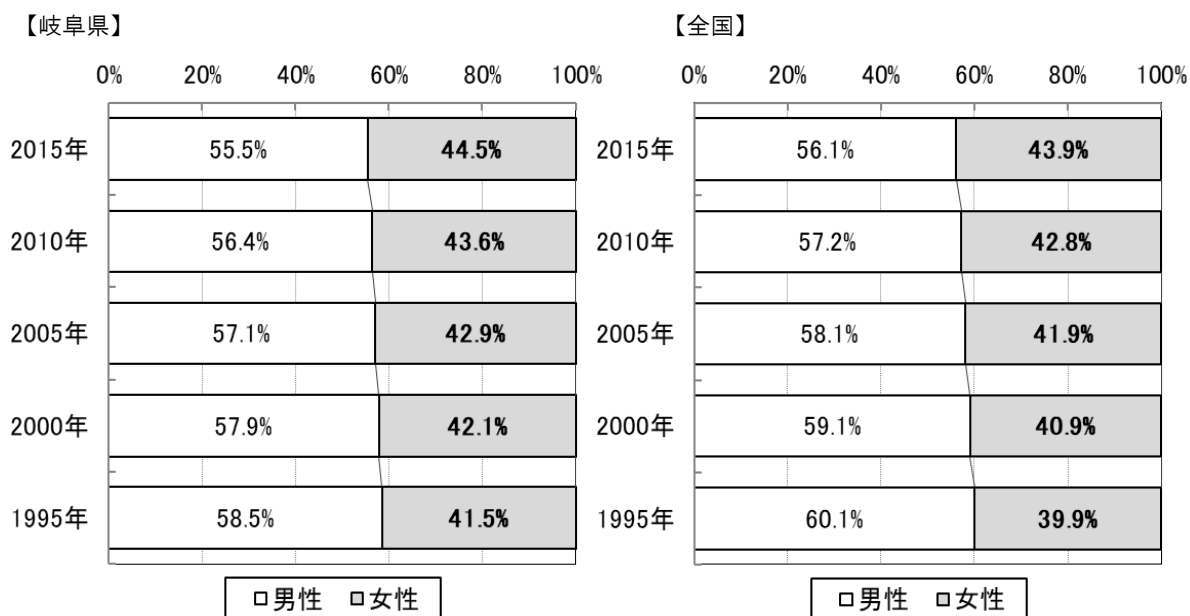


③管理的職業従事者における女性の状況

2015年の岐阜県における15歳以上の就業者に占める女性の割合は44.5%となっているものの、管理的職業従事者については、男性の割合は85.5%、女性の割合は14.5%と、男性が多数を占めています。

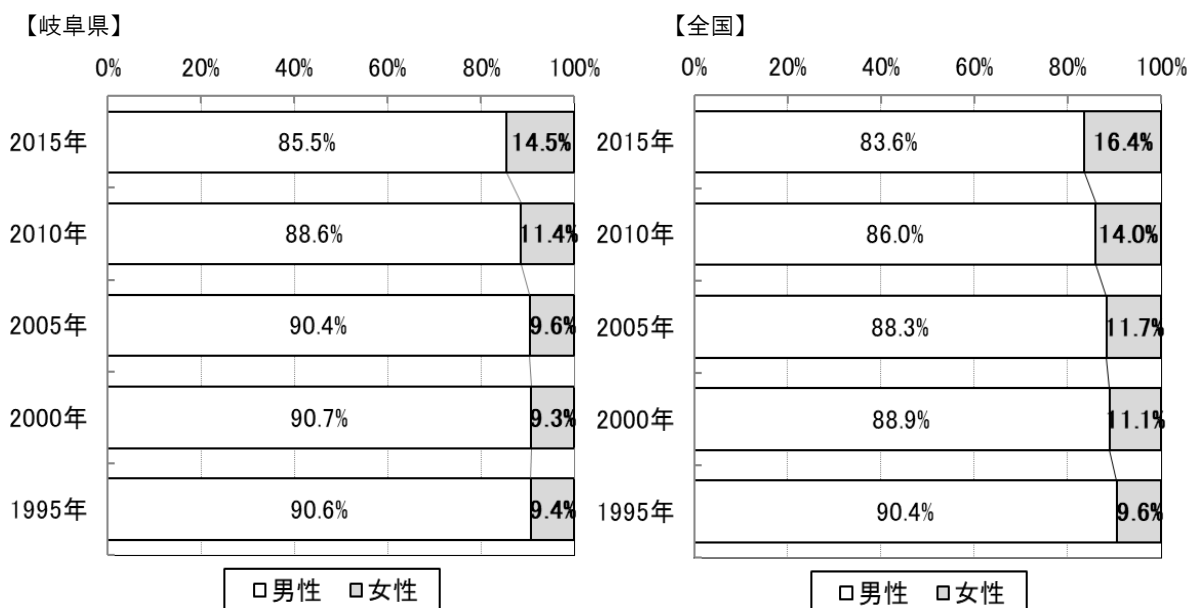
また、過去からの推移をみると、岐阜県及び全国ともに管理的職業従事者に占める女性の割合は、増加傾向にあります。

図表2-3 15歳以上就業者数の男女別割合の推移—岐阜県・全国



出典：総務省「国勢調査」

図表2-4 管理的職業従事者の男女別割合の推移—岐阜県・全国

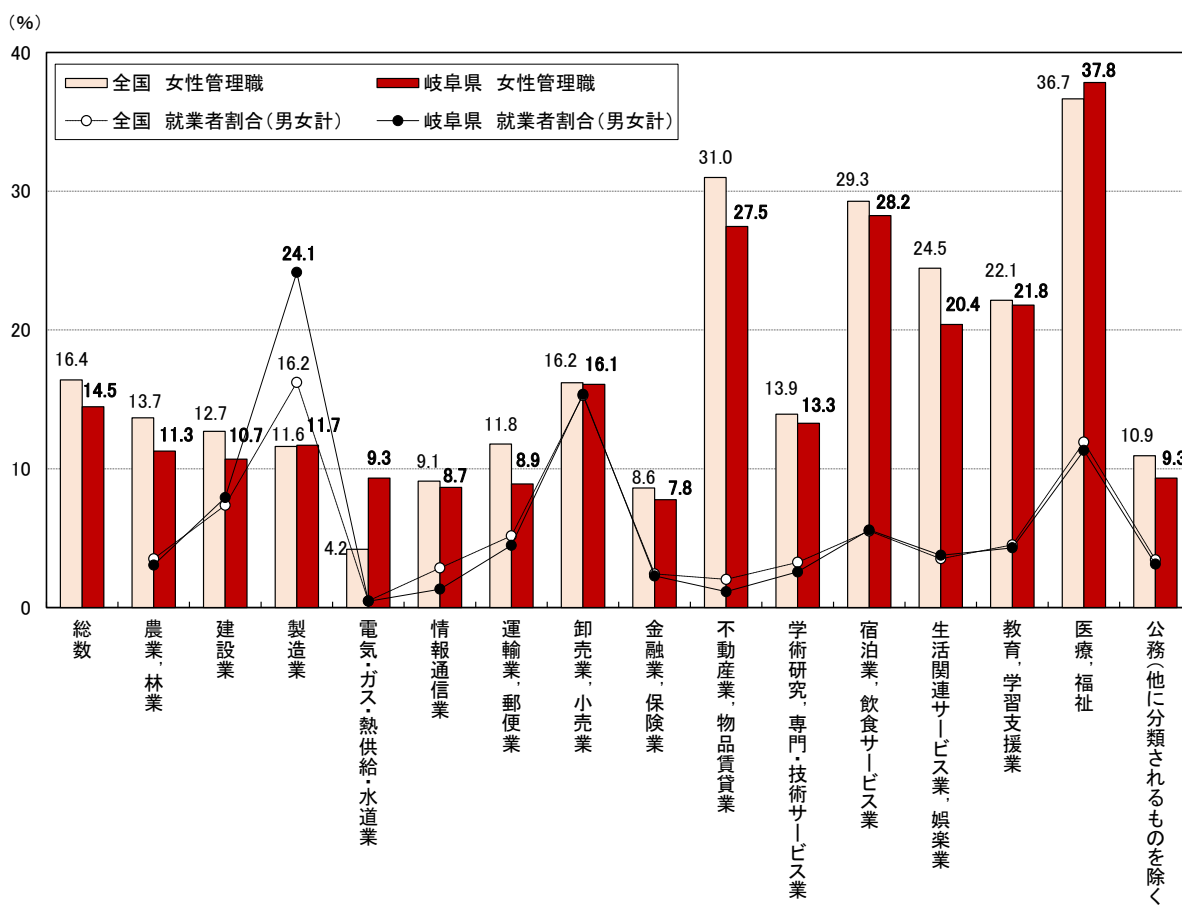


出典：総務省「国勢調査」

主な産業大分類別の15歳以上就業者の割合（男女計）をみると、製造業で岐阜県（24.1%）が全国（16.2%）を大きく上回っています。

就業者の割合（男女計）が高い産業について、主な産業大分類別の女性管理職の割合をみると、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」が高く、「運輸業、郵便業」、「製造業」、「建設業」が低くなっています。

図表2-5 主な産業（大分類）別15歳以上就業者の割合（男女計）及び管理的職業従事者に占める女性の割合—岐阜県・全国



出典：総務省「平成27年（2015年）国勢調査」

④ 県職員の登用状況

2018年4月1日現在の県職員の管理職における女性職員の割合は、13.5%（全国3位）となっています。

図表2-6 県職員（教員を除く。）の管理職における女性職員の割合—岐阜県・全国

岐阜県	13.5%
全国	9.7%
全国順位	3位

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成30年度（2018年度））」

⑤校長・副校長・教頭に占める女性の状況

2018年5月現在の学校管理職における女性校長の割合は、高等学校においては全国を上回っていますが、小学校・中学校・特別支援学校においては、全国を下回っています。

図表2-7 校長、副校長・教頭に占める女性の割合ー岐阜県・全国

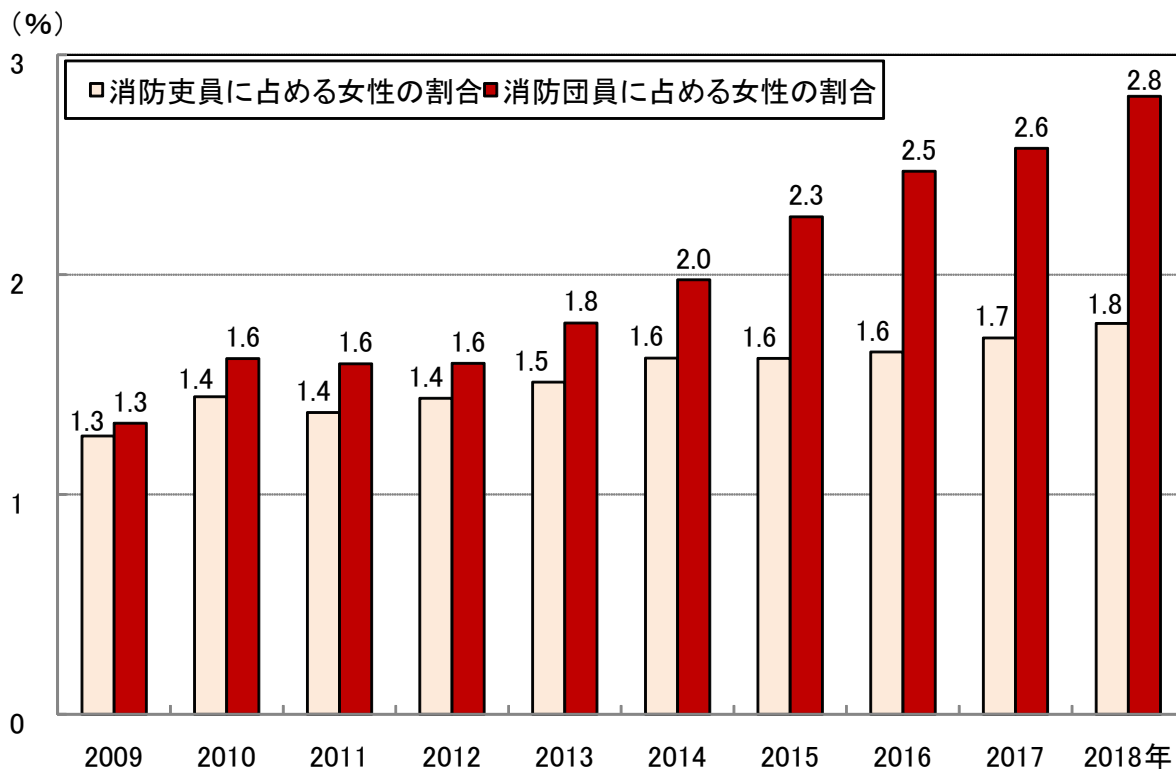
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	校長	副校長・教頭	校長	副校長・教頭	校長	副校長・教頭	校長	副校長・教頭
岐阜県	16.7%	34.7%	6.1%	11.7%	8.6%	6.4%	18.2%	37.0%
全国	19.6%	26.1%	6.7%	12.4%	8.1%	9.2%	22.8%	27.1%
全国順位	28位	8位	23位	23位	15位	33位	34位	10位

出典：文部科学省「平成30年度（2018年度）学校基本調査」

⑥消防の状況

2018年4月現在の消防吏員に占める女性の割合は1.8%、消防団員に占める女性の割合は2.8%で、いずれも女性の割合は増加傾向にあります。全体としては男性が多数を占めています。

図表2-8 消防吏員・消防団員に占める女性の割合ー岐阜県

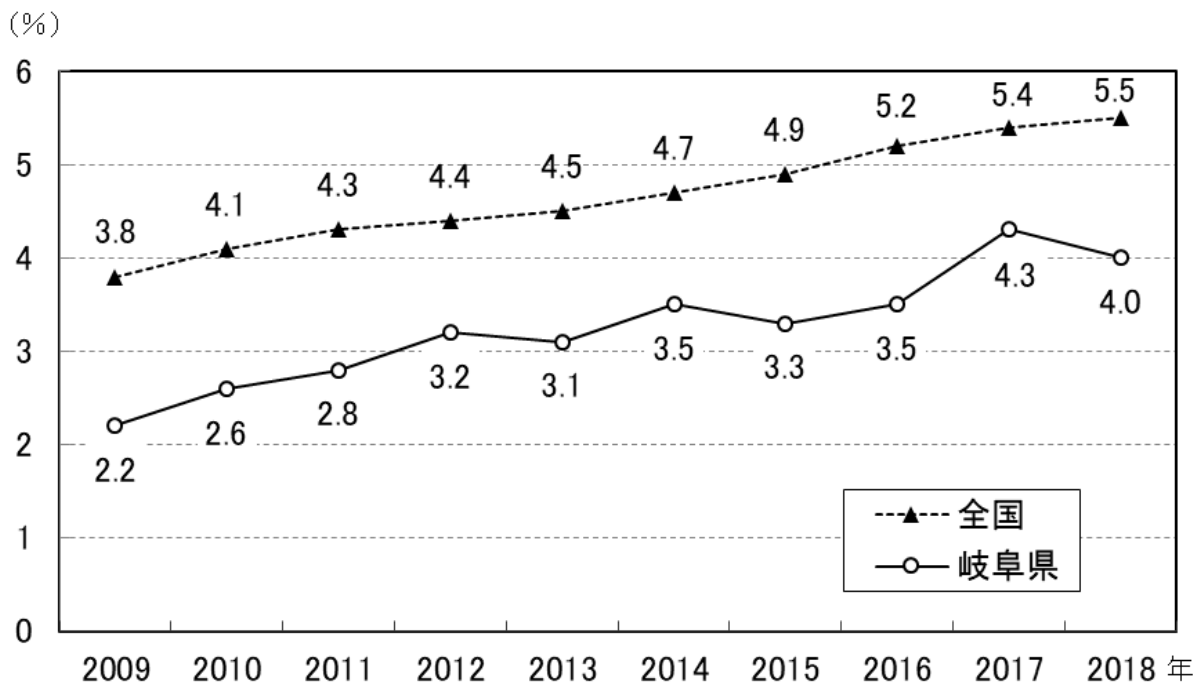


出典：県消防課調べ

⑦自治会長の状況

2018年4月現在の自治会長に占める女性の割合は4.0%であり、全国の割合を1.5ポイント下回っています。

図表2-9 自治会長に占める女性の割合—岐阜県・全国



出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(ウ) 就業状況

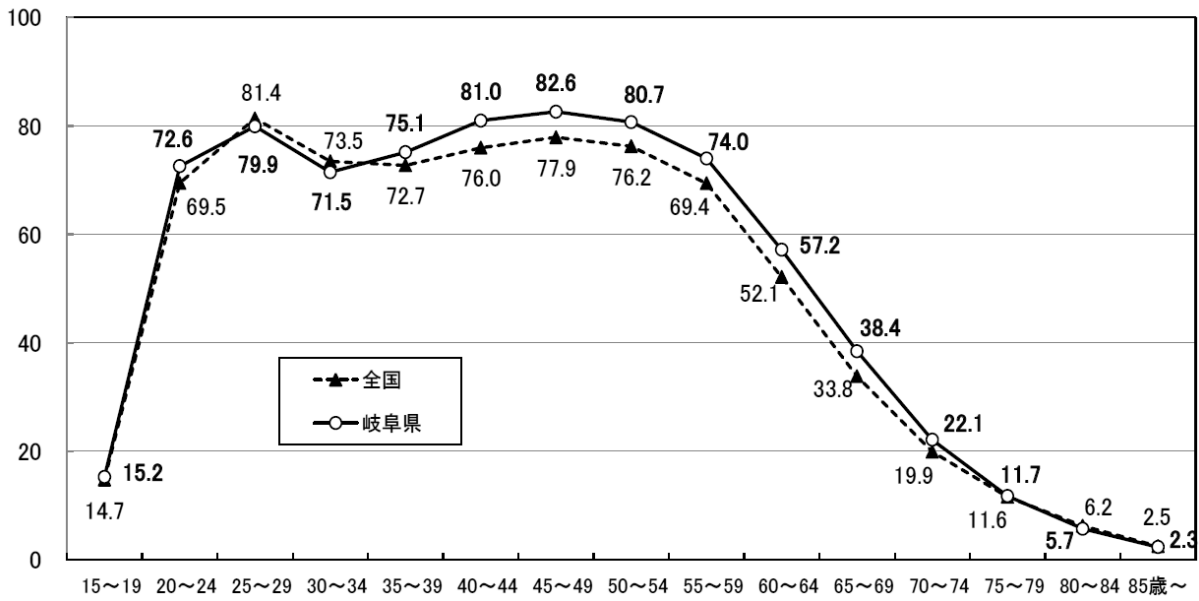
①女性の労働力の状況

2015年の岐阜県の女性の労働力率は51.7%で、2010年と比べると0.9ポイント上昇しています。労働力率については、結婚・出産・子育て期に当たる30歳代で低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いています。

全国と比較すると、全国の女性の労働力率は50.0%と、岐阜県が1.7ポイント高くなっており、さらに年齢階級別にみると、岐阜県は、ほとんどの年齢階級で全国より高く、25歳～34歳と80歳以上で全国を下回っています。

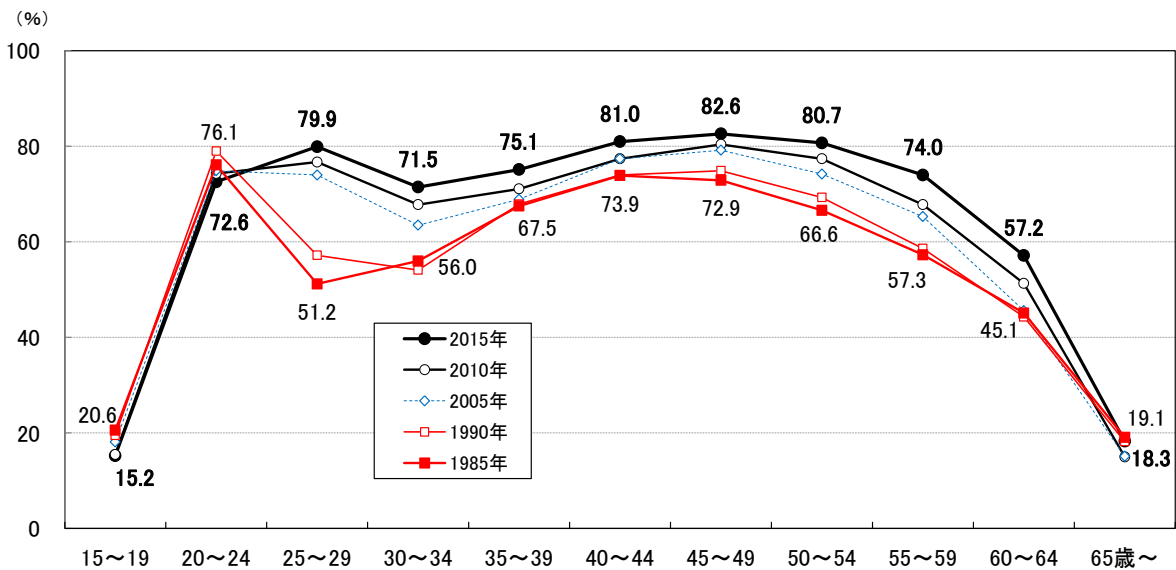
過去からの推移をみると、女性の労働力率はほとんどの年齢階級で上昇しており、M字カーブの谷(30～34歳)は2015年で71.5%と、1985年の谷(25～29歳)と比べ20.3ポイント上昇し、浅くなってきています。

図表3-1 女性の年齢（5歳階級）別労働力率—岐阜県・全国
(%)



出典：総務省「平成27年(2015年)国勢調査」

図表3-2 女性の年齢（5歳階級）別労働力率の推移—岐阜県



出典：総務省「国勢調査」

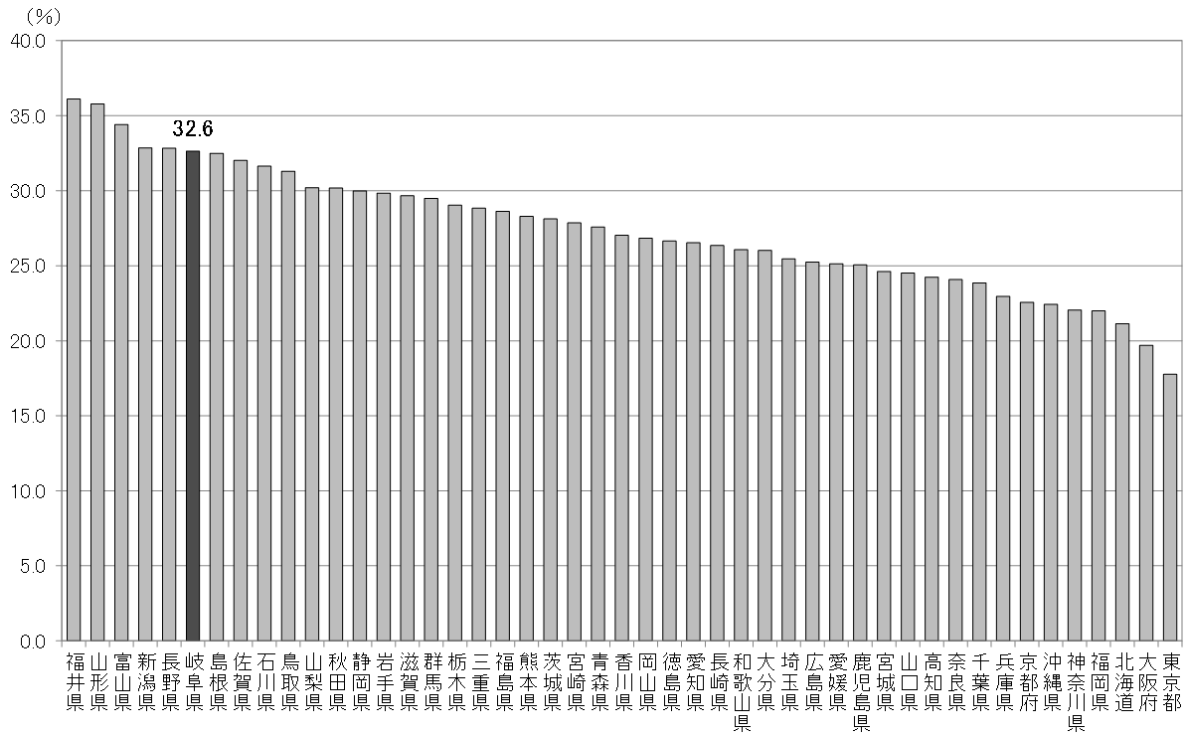
②共働き世帯の状況

2015年の岐阜県の夫婦共働き世帯は24万5,356世帯で、一般総世帯(75万1,726世帯)に対する割合は32.6%(全国6位)となっており、2010年の国勢調査と比べ、割合、全国順位ともに上昇しています。

子どもがいる世帯に限って共働きの割合を見ると、岐阜県は59.9%(全国52.8%、全国13位)と、共働きが多いものの、最年少の子どもが0、1歳の夫婦では全国平均を下回っています。

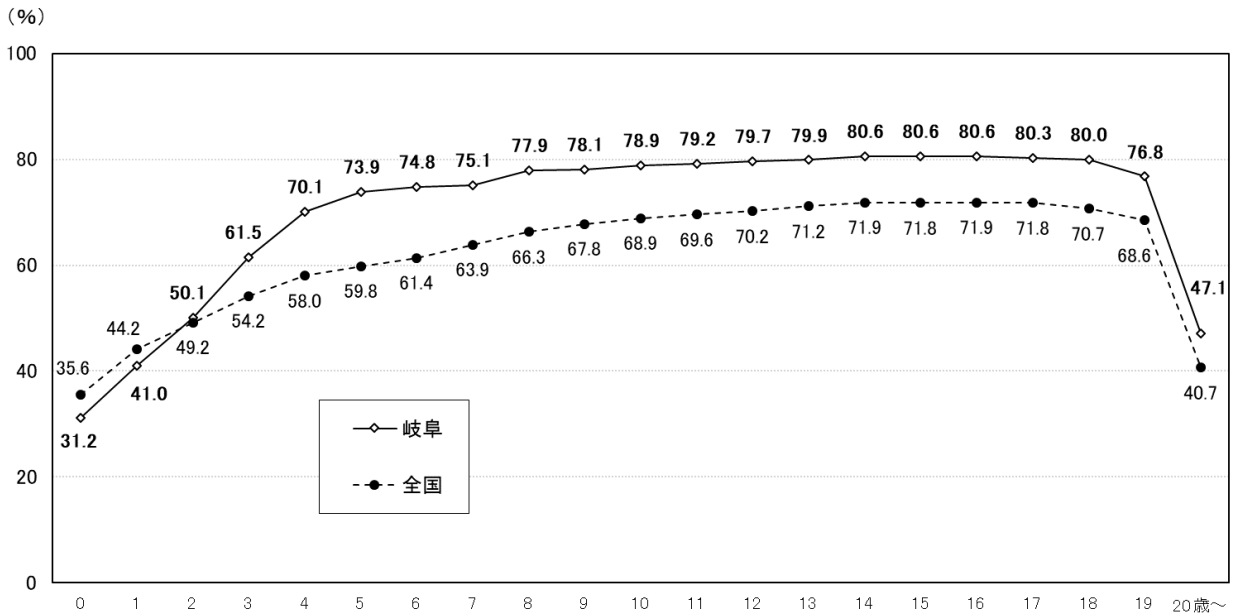
第2章 計画の基本的な考え方

図表3-3 一般世帯に占める共働き世帯の割合



出典：総務省「平成27年（2015年）国勢調査」

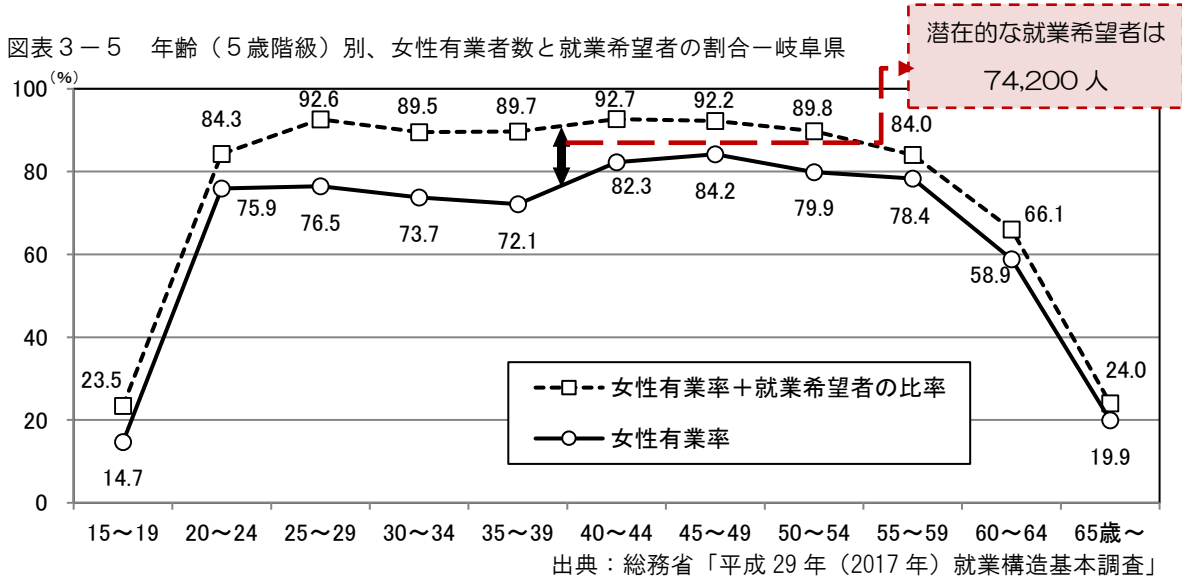
図表3-4 最年少の子どもの年齢別にみた、夫婦のいる世帯数に占める共働き世帯割合—岐阜県・全国



出典：総務省「平成27年（2015年）国勢調査」

③就業及び就業希望の状況

2017年の就業構造基本調査によると、女性で就業を希望しながら、働いていない人（以下「潜在的な就業希望者」という。）が、県内に74,200人いると推定されています。

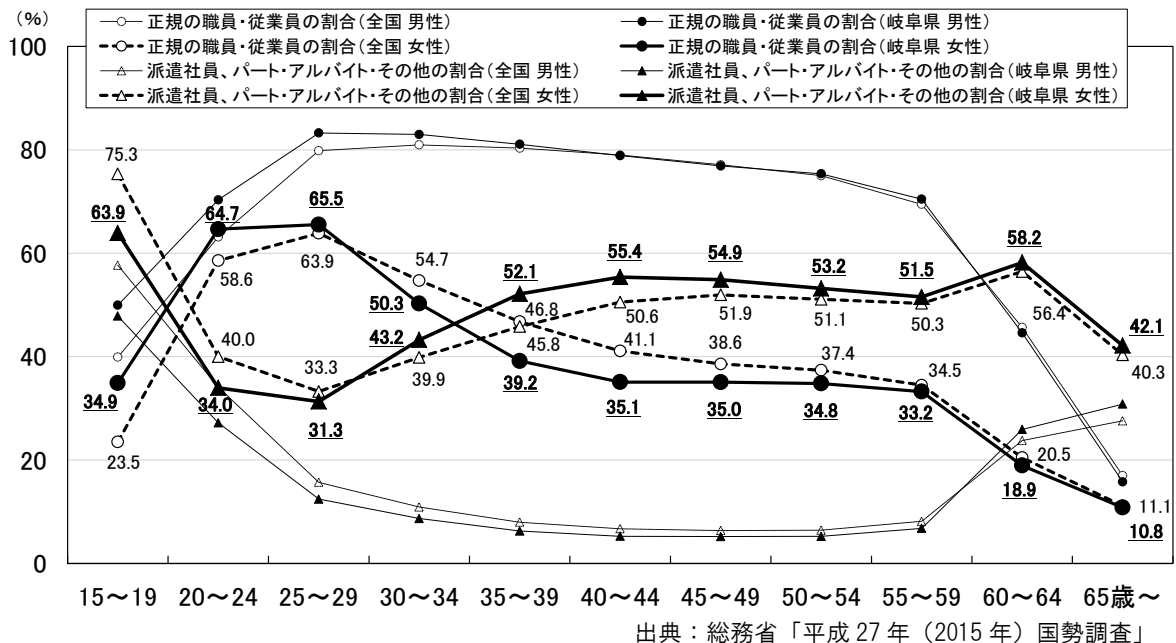


④従業上の地位別就業者の状況

就業者の従業上の地位について、20歳から34歳までは男女ともに「正規の職員・従業員」が多く、岐阜県の女性は35歳以上（全国の女性では40歳以上）で「派遣社員、パート・アルバイト・その他」が多くなっています。

女性の従業上の地位をみると、M字カーブの谷の左側は「正規の職員・従業員」が多く、右側は「派遣社員、パート・アルバイト・その他」が多くなっています。

図表3-6 従業上の地位、年齢（5歳階級）、男女別15歳以上就業者の割合—岐阜県・全国

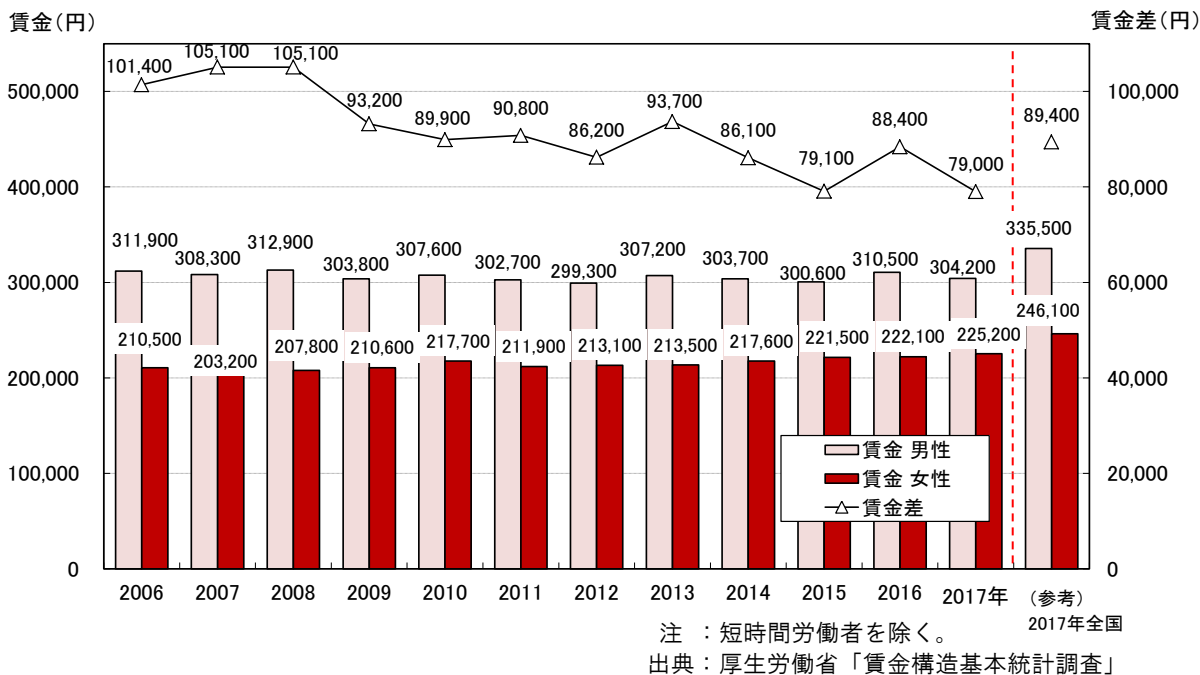


⑤ 所定内給与額の状況

岐阜県の就業者一人当たりの所定内給与額をみると、男性 304,200 円、女性 225,200 円で、男女間格差は 79,000 円となっています。

全国と比較すると、全国の男女間格差は 89,400 円となっており、岐阜県の方が格差は小さくなっています。

図表3-7 男女別所定内給与額の推移—岐阜県

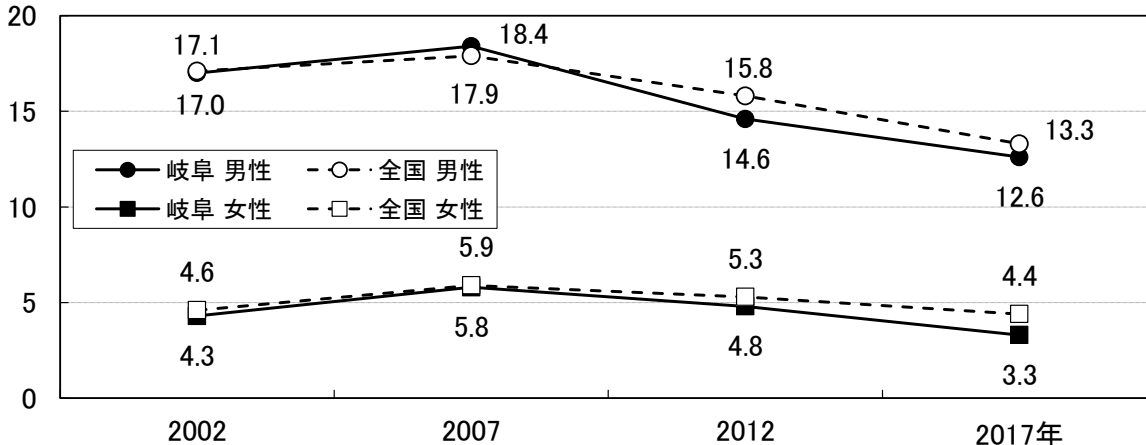


⑥ 労働時間の状況

2017年の岐阜県の男性と女性の労働時間の状況を比較すると、週間就業時間が60時間以上の男性雇用の割合は12.6%と、女性を9.3ポイント上回っています。

全国と比較すると、2017年は男女とも全国を下回っています。また、週間就業時間が60時間以上の雇用の割合は、男女とも2007年をピークに減少傾向にあります。

図表3-8 男女別、年間就業日数が200日以上かつ週間就業時間が60時間以上の雇用の割合—岐阜県・全国 (%)

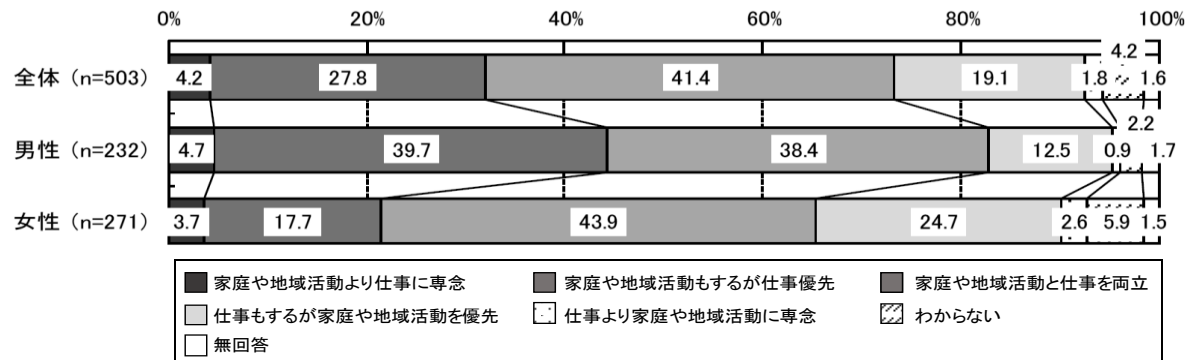


(エ) ワーク・ライフ・バランスの推進

①家庭・地域活動、仕事についての希望と現在の状況

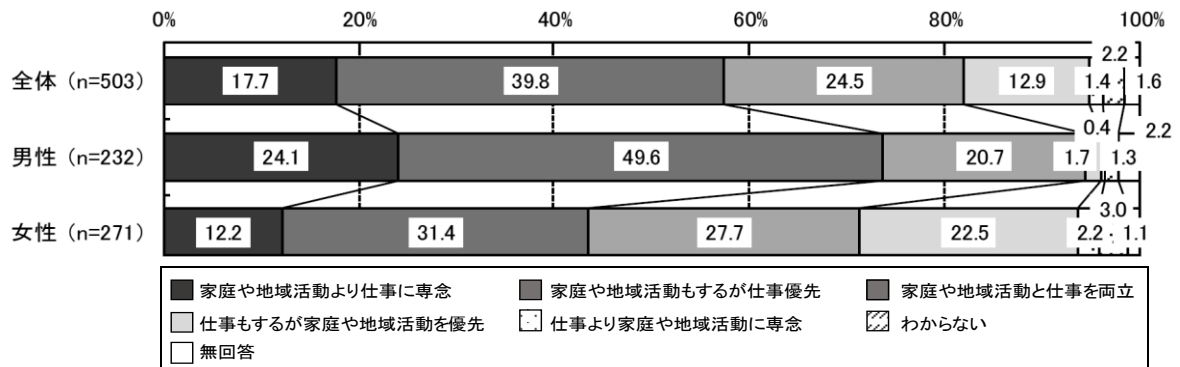
家庭・地域活動、仕事についての希望では、「家庭や地域活動と仕事を両立」が41.4%と最も高く、現在の状況では、「家庭や地域活動と仕事を両立」が24.5%となっている一方で、「家庭や地域活動もするが仕事優先」が39.8%を占めており、希望と比べ現実には仕事に比重をおく傾向がみられます。

図表4-1 家庭・地域活動、仕事についての希望



出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

図表4-2 家庭・地域活動、仕事についての現在の状況



出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

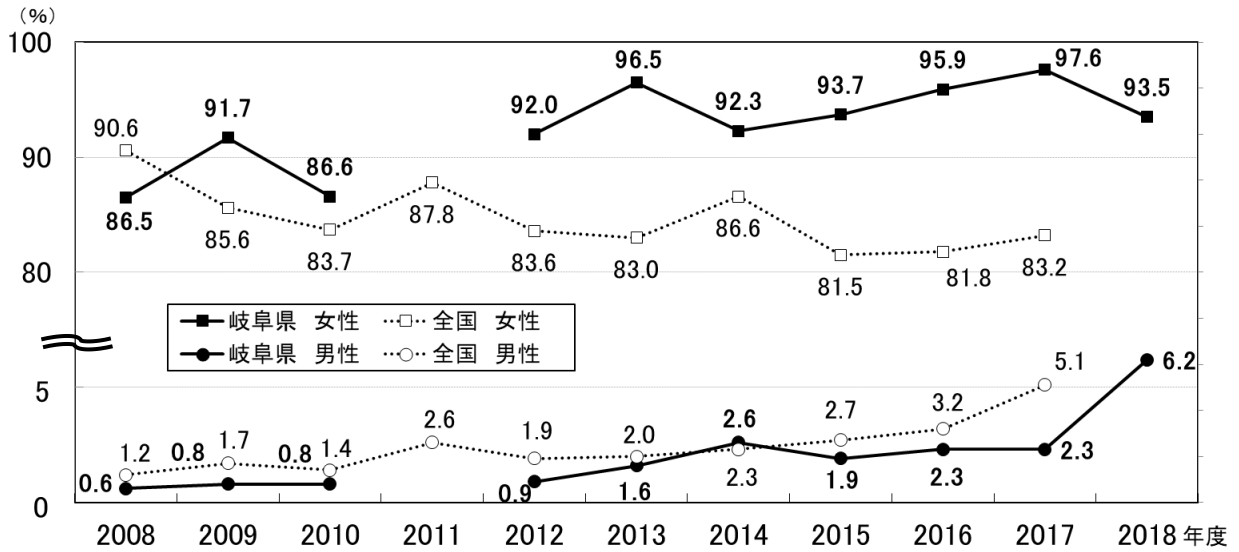
②育児休業の取得状況

2018年度の岐阜県の女性従業員の育児休業取得率は93.5%と高い一方、男性従業員の育児休業取得率は6.2%で依然として低い水準にあります。

厚生労働省の調査によると、妻が末子を出産した男性（正社員）の35.3%が育児休業制度を利用希望であるものの、利用できていません。

また、男性で会社に育児休業制度があり、利用希望があったものの利用しなかった理由として、「業務が繁忙で職場の人手が不足していた」が38.5%と最も高く、次いで「職場が育児休業を取得しづらい雰囲気だった」が33.7%、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があった」が22.1%となっています。

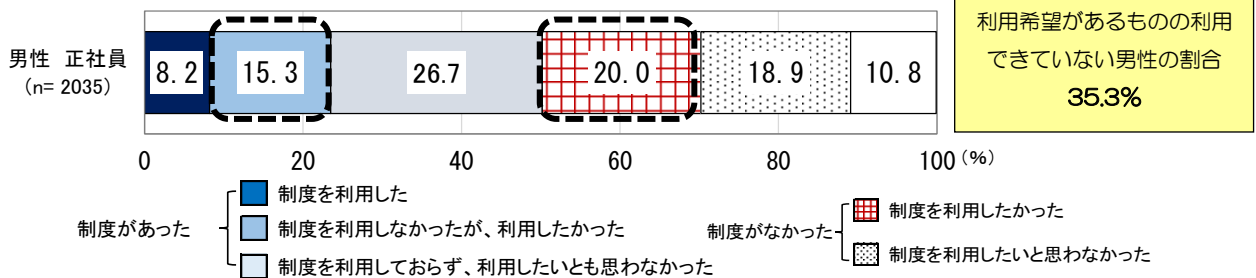
図表4-3 育児休業取得率の推移—岐阜県・全国



注：2011年度の全国は、岩手県、宮城県及び福島県を含んでいません。
 2011年度の岐阜県は、調査を行っていません。
 2018年度の全国は、未発表です。

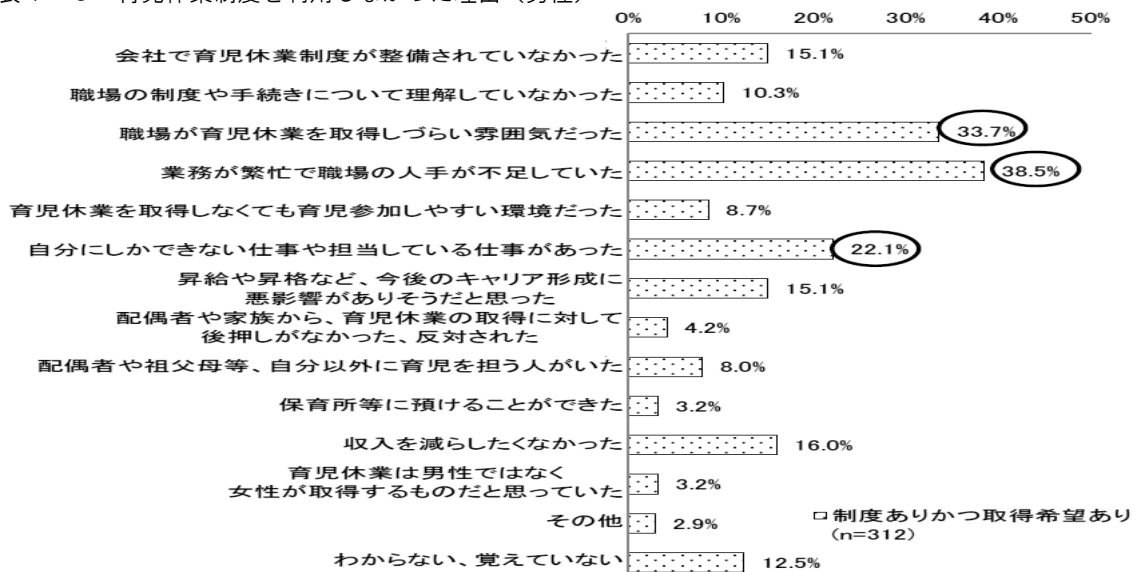
出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」、
 県女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」（2012年度以降）、
 県労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」（2010年度以前）

図表4-4 男性の育児休業取得状況—全国



出典：厚生労働省「平成29年度（2017年度）仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査」

図表4-5 育児休業制度を利用しなかった理由（男性）



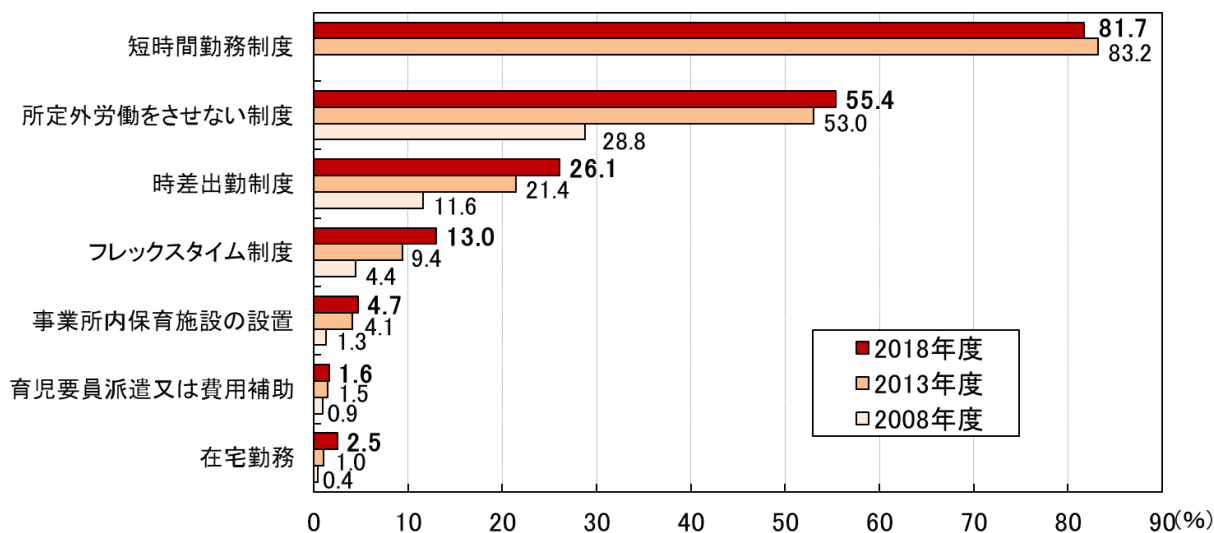
出典：厚生労働省「仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査（2017年調査）」

③育児支援体制の状況

育児を行う労働者のために実施している制度がある事業所をみると、2018年度では「短時間勤務制度」が81.7%と最も高く、次いで「所定外労働をさせない制度」が55.4%となっています。

全体として、育児を行う労働者のために実施している制度がある事業所の割合は増加傾向にあります。

図表4-6 育児を行う労働者のために実施している制度—岐阜県



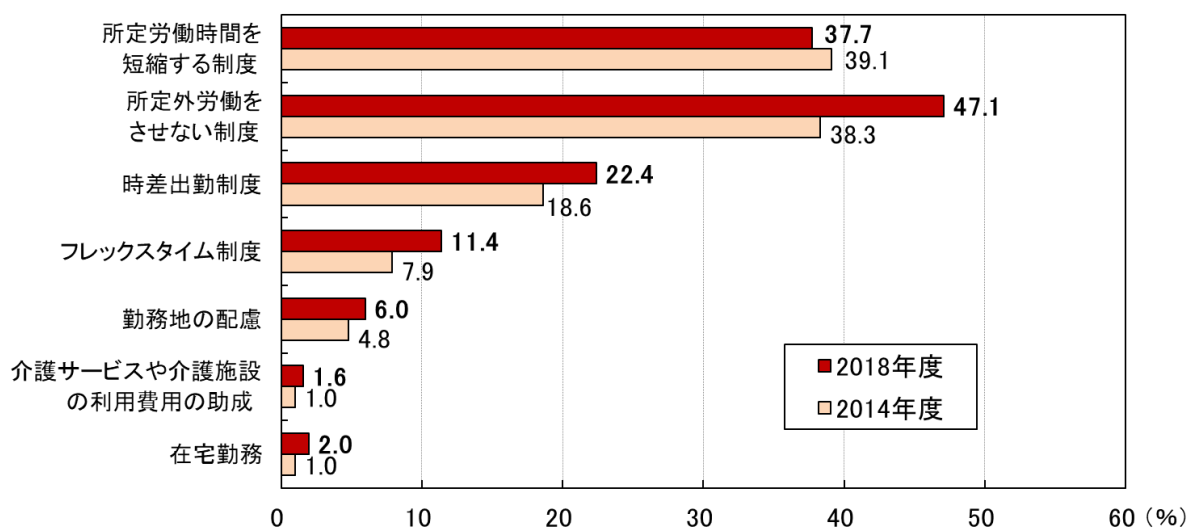
注：短時間勤務制度について、2008年は調査が行われていません。

出典：県女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」（2013、2018年度）
県労働雇用課「岐阜県労働条件等実態調査」（2008年度）

④介護支援体制の状況

介護を行う労働者のために実施している制度がある事業所をみると、2018年度では「所定外労働をさせない制度」が47.1%と最も高く、次いで「所定労働時間を短縮する制度」が37.7%となっています。

図表4-7 介護を行う労働者のために実施している制度—岐阜県



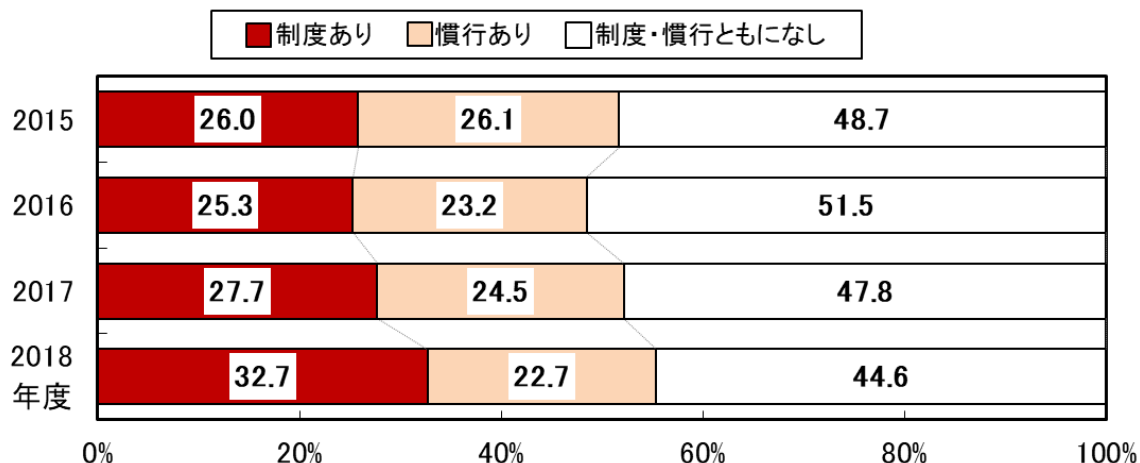
注：2013年度以前は調査が実施されていません。

出典：県女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」

⑤再雇用制度の状況

出産や育児による退職者の再雇用制度が「ある」事業所の割合は、2018年度では32.7%となっており、「慣行あり」と合わせると約半数の事業所で、再雇用制度が実施されています。

図表4-8 育児等による退職者の再雇用制度—岐阜県



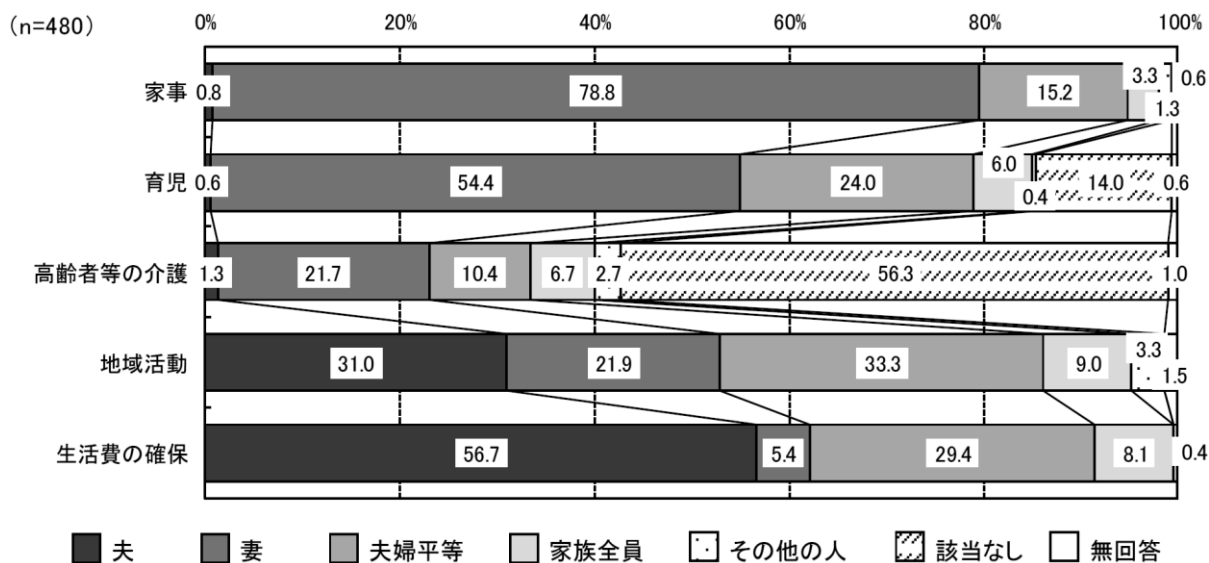
出典：県女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」

⑥家事の主な役割分担

配偶者がいる人に、家事等について主な分担を尋ねたところ、「家事」、「育児」では「妻」がそれぞれ78.8%、54.4%と高く、「高齢者等の介護」でも、「該当なし」を除くと「妻」が21.7%と最も高くなっています。

「地域活動」、「生活費の確保」では、「夫」がそれぞれ31.0%、56.7%と高くなっています。

図表4-9 家事等を主に担っている人



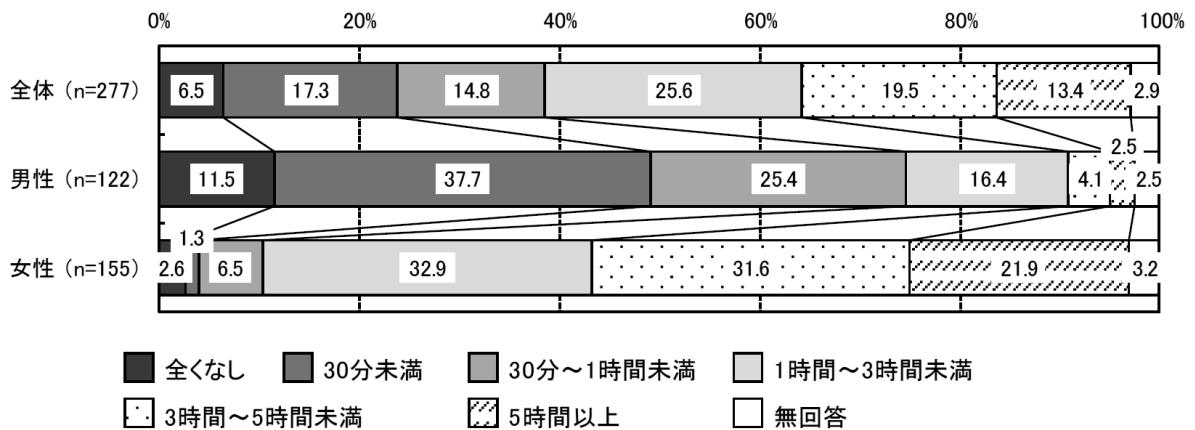
出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

⑦共働き世帯における家事・育児・介護に携わる時間

勤務日を見ると、男性は「全くなし」、「30分未満」があわせて49.2%と高く、女性は86.4%が「1時間以上」携わっており、家事・育児・介護については女性に大きな負担がかかっています。

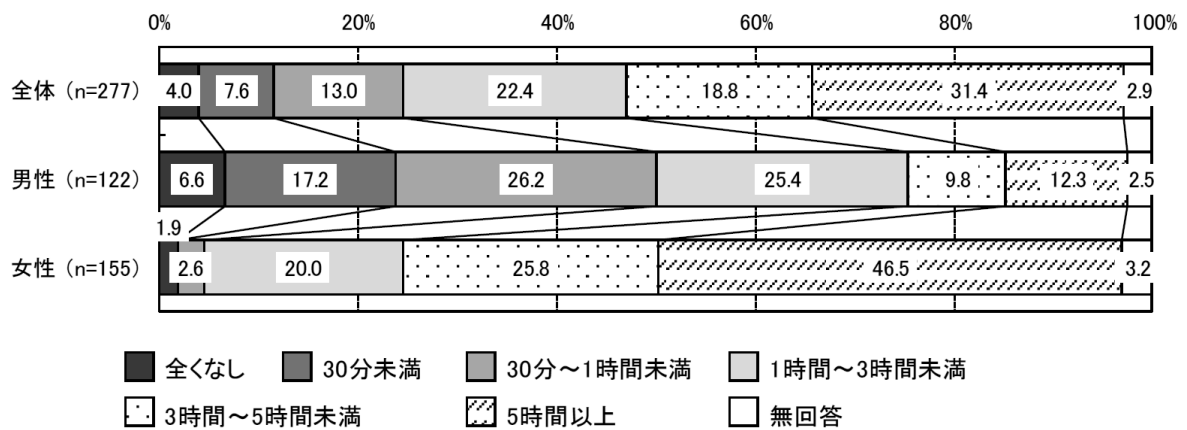
勤務日以外の日を見ると、男性は「30分～1時間未満」が26.2%、女性は「5時間以上」が46.5%と最も高くなっており、勤務日以外でも女性に大きな負担がかかっています。

図表4-10 勤務日の家事・育児・介護に携わる時間（性別・共働き世帯）



出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

図表4-11 勤務日以外の日の家事・育児・介護に携わる時間（性別・共働き世帯）



出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

⑧都道府県別、家事・育児・介護等に携わる時間

岐阜県の6歳未満の子どもがいる夫婦のうち夫の家事・育児関連総平均時間は1日当たり68分と、全国平均の83分を下回り、全国順位38位となっています。

また、岐阜県の6歳未満の子どもがいる夫婦のうち妻の家事・育児関連総平均時間は1日当たり440分であり、夫との差は372分となっています。

図表4-12 都道府県別 家事・育児・介護等に携わる時間

順位	都道府県	家事・育児関連 総平均時間(分)		
		夫	妻	夫と妻 の差
1	東京都	121	425	304
2	山口県	103	446	343
3	群馬県	102	458	356
4	沖縄県	99	414	315
4	岩手県	99	365	266
6	佐賀県	96	415	319
7	栃木県	95	518	423
8	広島県	90	483	393
8	秋田県	90	312	222
10	愛知県	89	506	417
10	埼玉県	89	478	389
12	大分県	88	475	387
13	千葉県	87	505	418
13	徳島県	87	435	348
15	兵庫県	85	478	393
15	宮城県	85	462	377
15	大阪府	85	445	360
18	三重県	84	439	355
-	全国	83	454	371
19	長崎県	83	440	357

順位	都道府県	家事・育児関連 総平均時間(分)		
		夫	妻	夫と妻 の差
20	長野県	82	421	339
21	静岡県	81	436	355
21	石川県	81	420	339
21	香川県	81	397	316
21	福井県	81	364	283
25	奈良県	79	443	364
25	滋賀県	79	434	355
25	山形県	79	383	304
28	高知県	78	440	362
28	新潟県	78	349	271
30	山梨県	77	458	381
31	鳥取県	76	414	338
32	神奈川県	75	487	412
32	宮崎県	75	352	277
34	青森県	74	405	331
35	愛媛県	70	424	354
35	福島県	70	373	303
37	島根県	69	407	338
38	岐阜県	68	440	372
38	熊本県	68	399	331

順位	都道府県	家事・育児関連 総平均時間(分)		
		夫	妻	夫と妻 の差
40	富山県	65	441	376
41	鹿児島県	63	434	371
42	北海道	61	489	428
43	京都府	60	515	455
44	福岡県	58	443	385
45	岡山県	57	426	369
45	和歌山県	57	423	366
45	茨城県	57	414	357

注：6歳未満の子どもがいる夫婦と子供の世帯に限定した夫と妻の1日当たりの生活時間。
指定された2日間を15分単位で調査した「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。

出典：総務省「平成28年（2016年）社会生活基本調査」

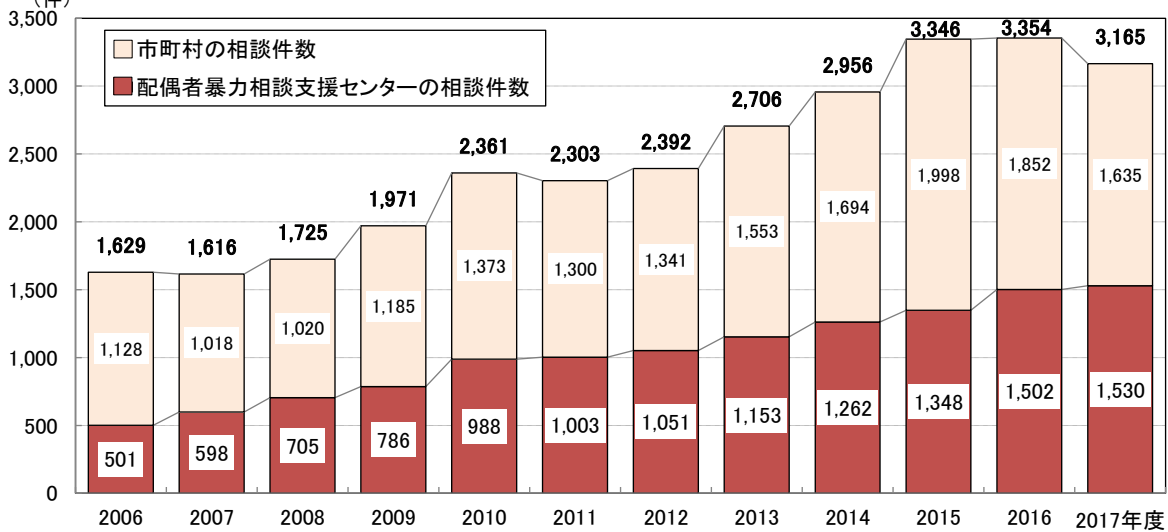
(オ) 男女間の暴力の状況

①配偶者暴力の相談状況

岐阜県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は年々増加傾向にあり、2017年度は1,530件となっています。

市町村を含めた配偶者暴力相談の受付件数は、2017年度は前年度より減少し、3,165件となっています。

図表5-1 配偶者暴力相談件数の推移
(件)



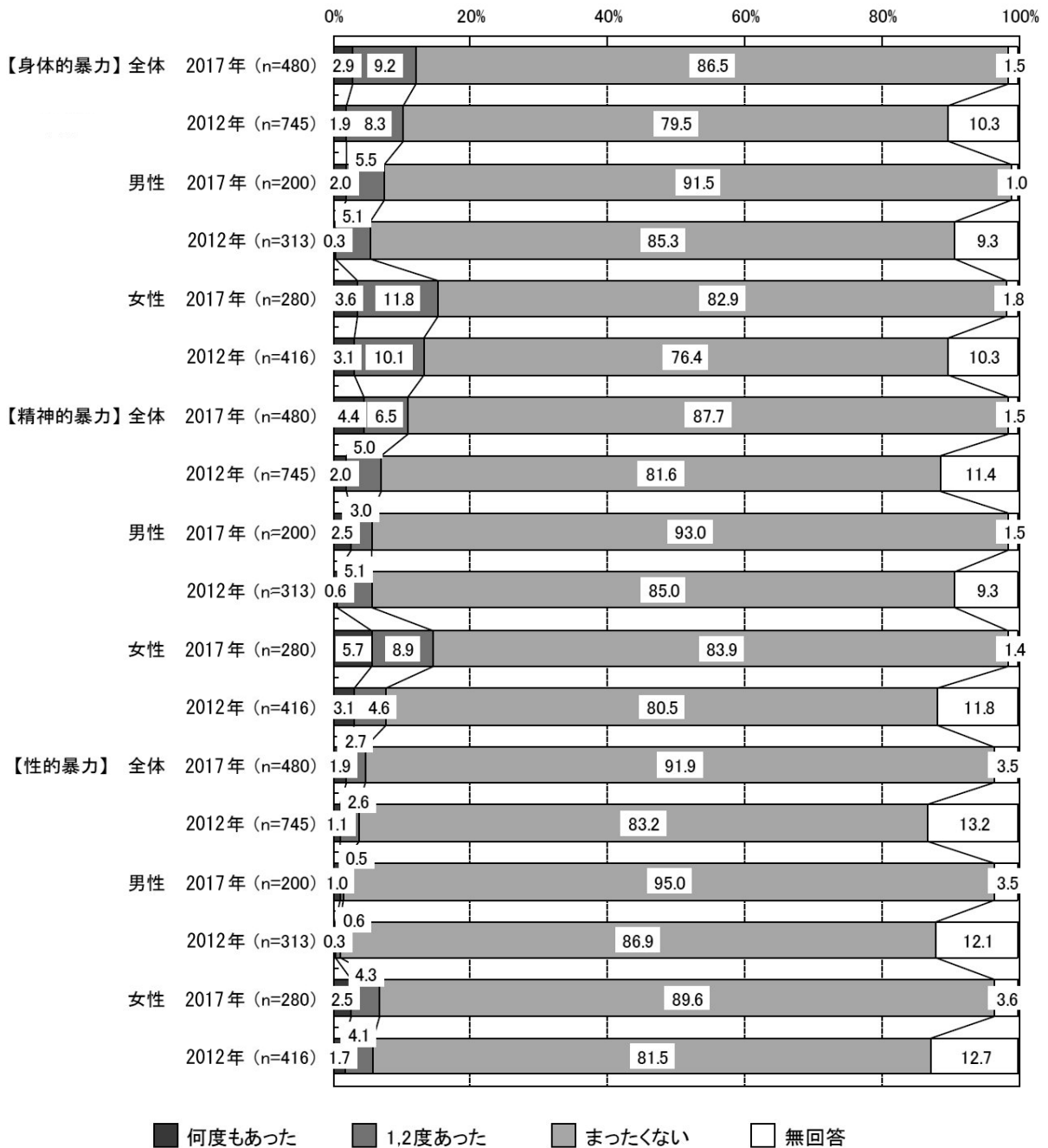
出典：県子ども家庭課調べ

②配偶者から暴力を受けた経験

配偶者から暴力を受けた経験がある人の割合は、2017年の調査で、身体的暴力が12.1%、精神的暴力が10.9%、性的暴力が4.6%となっています。

性別でみると、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれの経験も女性の方が割合が高くなっており、身体的暴力では15.4%、精神的暴力では14.6%、性的暴力では6.8%の女性が暴力を受けたことがあると答えています。

図表5-2 配偶者から暴力を受けた経験（性別・前回調査との比較）

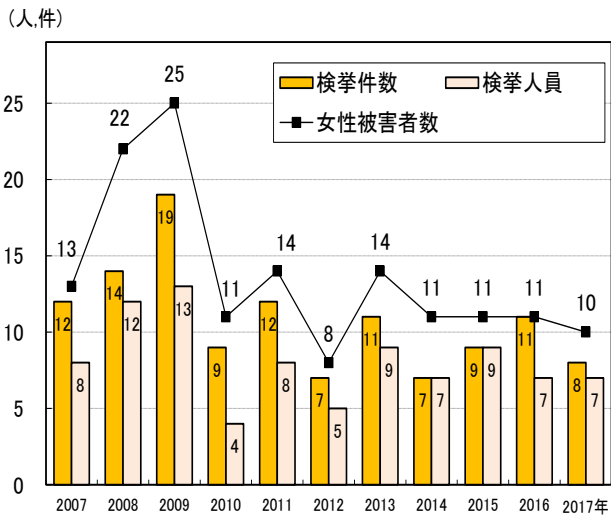


出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

③性犯罪の状況

2017年の岐阜県における性犯罪については、「強制性交等（強姦）」の女性被害者数は10人、「強制わいせつ」の女性被害者数は28人となっています。

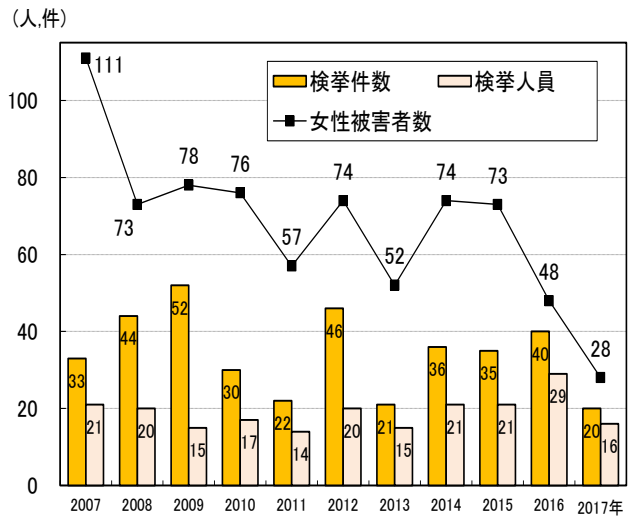
図表5-3 強制性交等（強姦）の推移—岐阜県



※「強制性交等」罪は2017年7月13日から施行

出典：県警本部「犯罪統計」

図表5-4 強制わいせつの推移—岐阜県

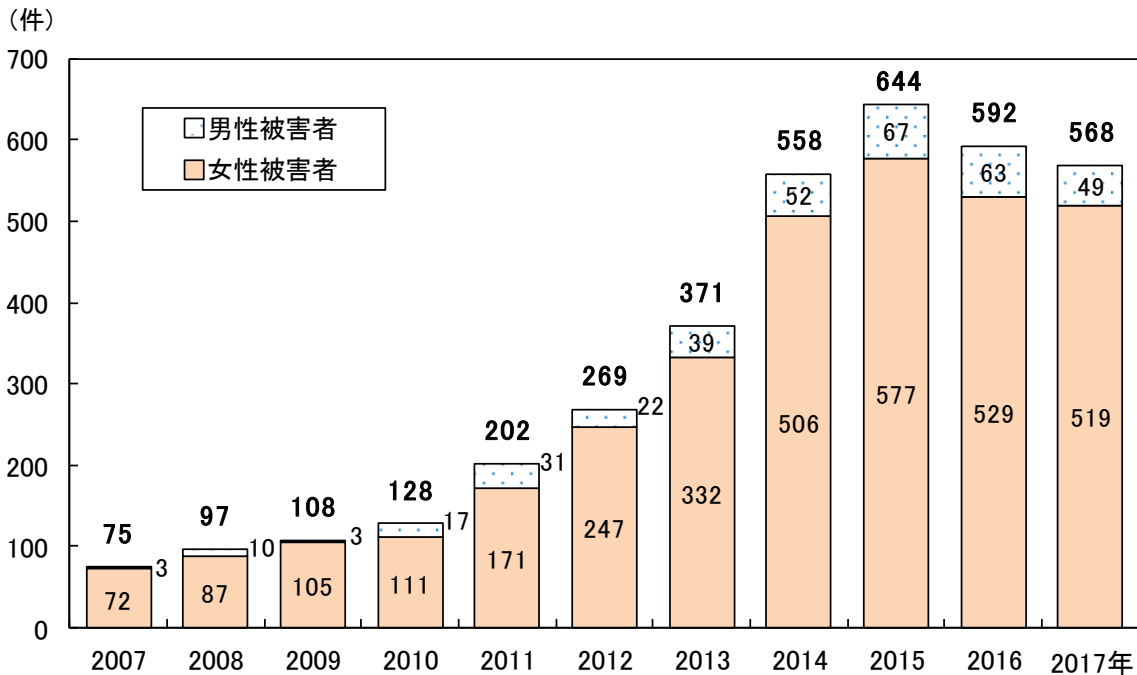


出典：県警本部「犯罪統計」

④ストーカー行為の状況

2017年の岐阜県におけるストーカー事案認知件数は568件で、前年より24件減少しており、そのうち女性が被害者になったのは519件で、前年より10件減少しています。

図表5-5 ストーカー事案（認知件数）の推移—岐阜県



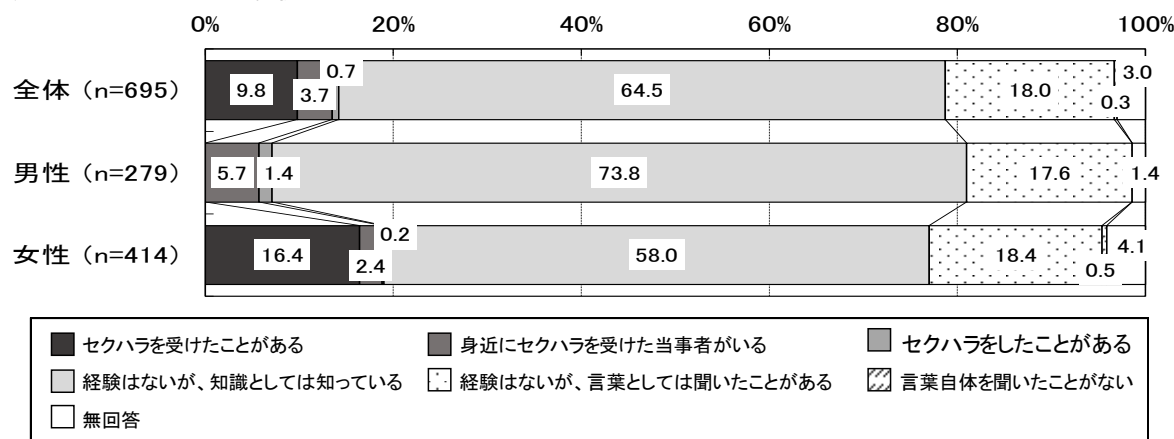
出典：県警本部生活安全総務課調べ

⑤セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の状況

「セクハラを受けたことがある」は全体で9.8%となっています。

セクハラを受けたときに相談したときの相談先は、「職場の同僚」、「職場の上
司」が10件と最も多くなっています。

図表5-6 セクハラの実験



出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

図表5-7 セクハラを受けたときの相談先

相談先	件数	相談先	件数
職場の同僚	10件	当事者	2件
職場の上司	10件	労働局（ハローワーク）	2件
友人	4件	警察	1件
両親	3件	大学	1件
家族	2件	社会保険労務士	1件
医者	2件		

出典：県女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（2017年調査）」

(カ)ひとり親家庭の状況

2018年7月現在の母子家庭の世帯数は17,720世帯、父子家庭の世帯数は1,329世帯となっており、前回調査と比較すると、母子家庭は6.7%、父子家庭は14.1%減少しています。

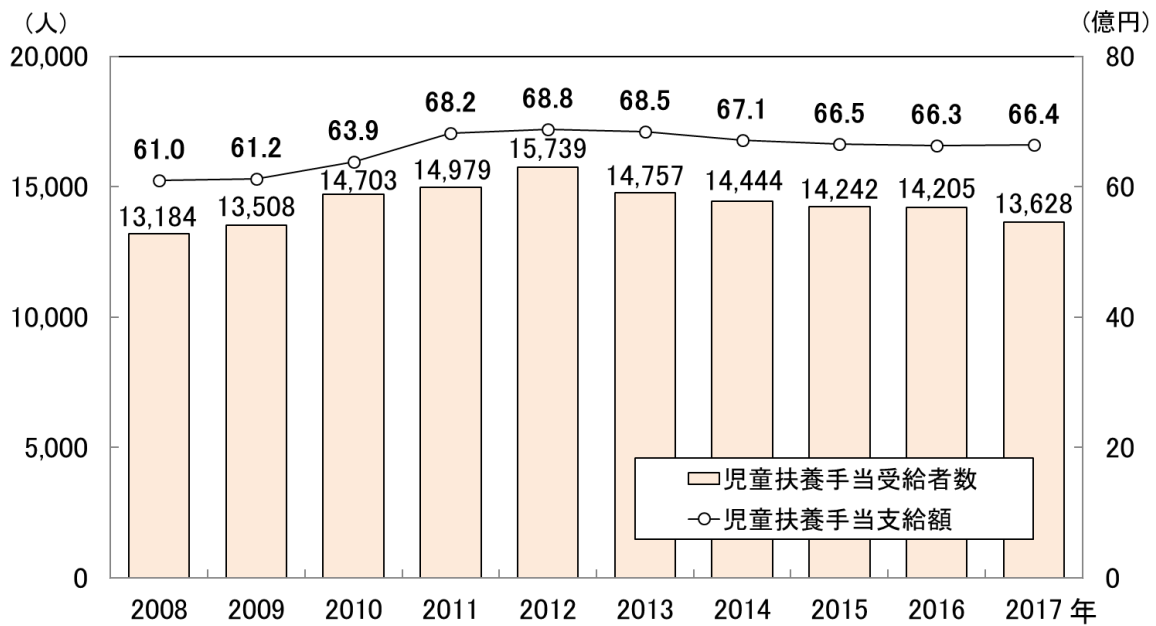
また、2017年の児童扶養手当受給者数は、13,628人となっています。

図表6-1 ひとり親家庭の世帯数—岐阜県

	2018.7.1(世帯)	2013.9.1(世帯)	増減数(世帯)	増減率(%)
母子家庭	17,720	18,996	△1,276	△6.7
父子家庭	1,329	1,548	△219	△14.1
計	19,049	20,544	△1,495	△7.3

出典：県子ども家庭課「岐阜県ひとり親家庭実態調査」

図表6-2 児童扶養手当受給者と支給額の推移-岐阜県



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」、「児童扶養手当国庫負担金実績報告書」

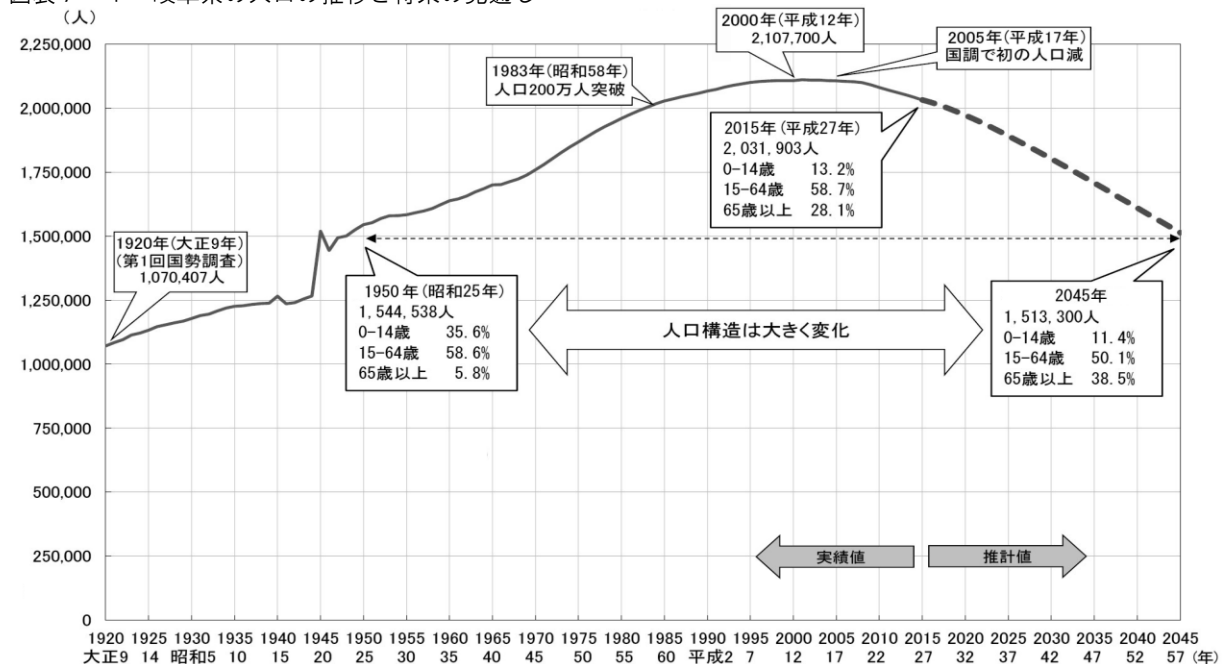
(2) 社会状況の変化

(ア) 人口減少及び少子高齢化の進展

岐阜県の人口は、2015年の2,031,903人に対して、2045年の推計人口は1,513,300人となり、約50万人減少すると推定されています。

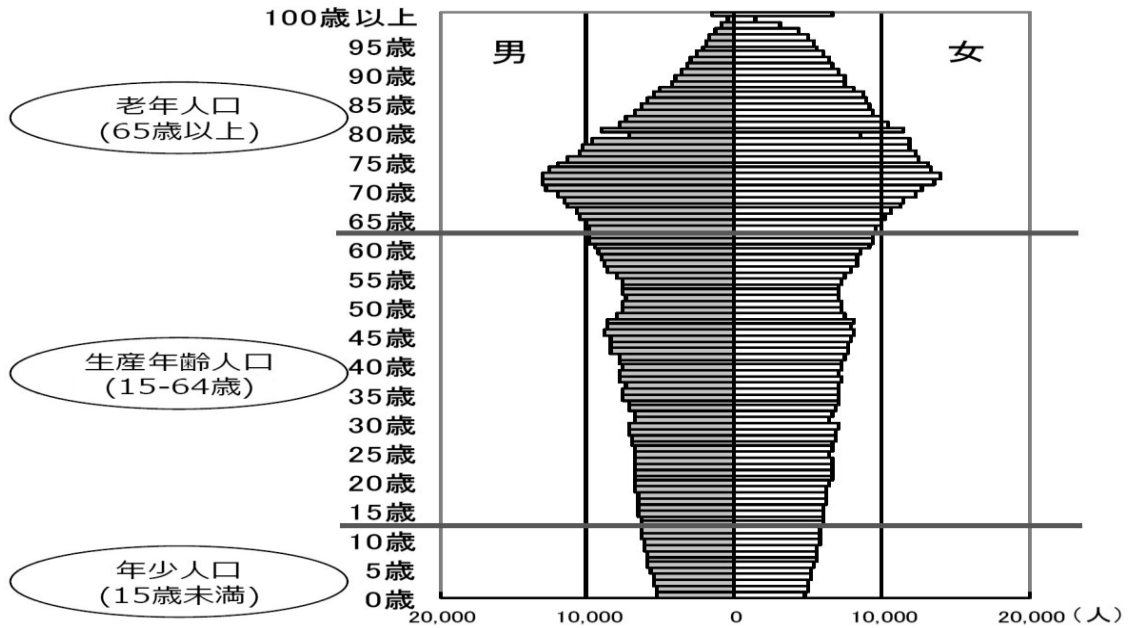
階層別にみると、64歳以下の人口が大きく減少する一方、65歳以上の人口は横ばいが見込まれ、少子・高齢化が一層進むことが予想されています。

図表7-1 岐阜県の人口の推移と将来の見通し



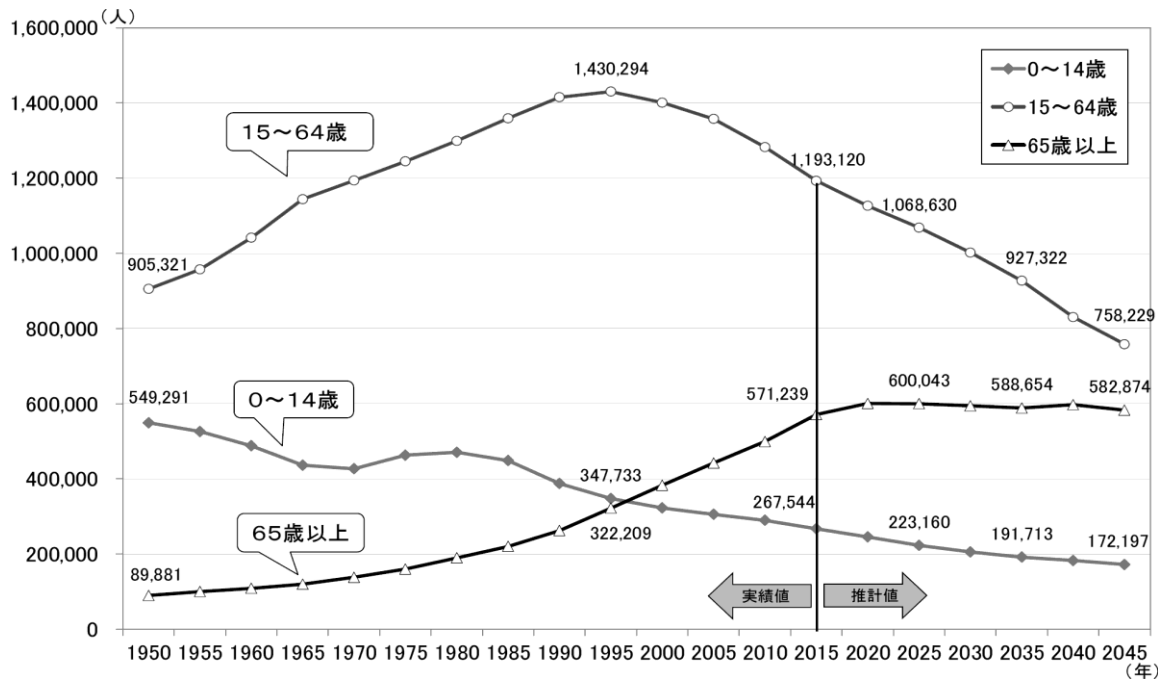
出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

図表7-2 2045年の人口ピラミッドー岐阜県



出典：岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

図表7-3 年齢3区分別の人口の推移 (1950年~2045年)ー岐阜県



注：2015年の年齢3区分割合は、年齢不詳をあん分した人口により計算したもの。
出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

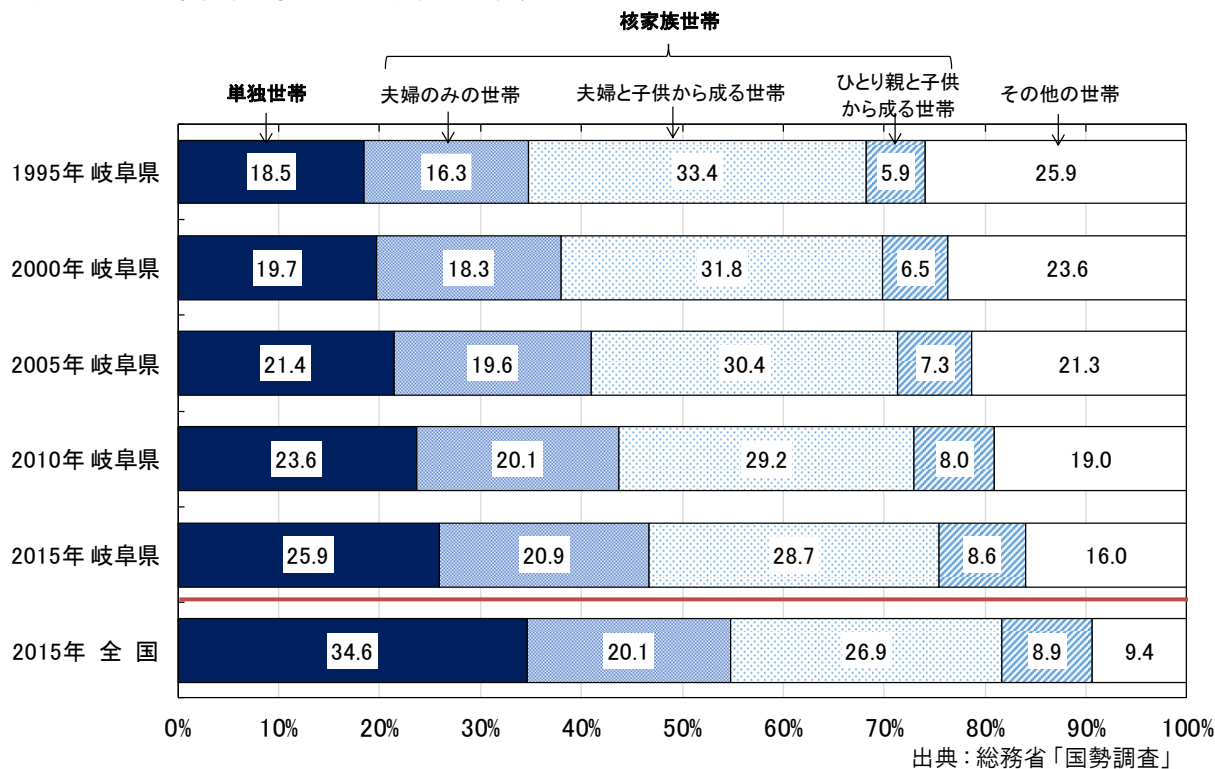
(イ) 家族形態の変化

①世帯構成

岐阜県の2015年の単独世帯の割合は25.9%、核家族世帯の割合は58.2%となっています。単独世帯の割合は年々増加しており、1995年と2015年を比較すると、7.4ポイントの差となっています。

一方で三世帯同居等のその他の世帯の割合は年々減少しています。

図表8-1 一般世帯の家族類型別割合—岐阜県・全国

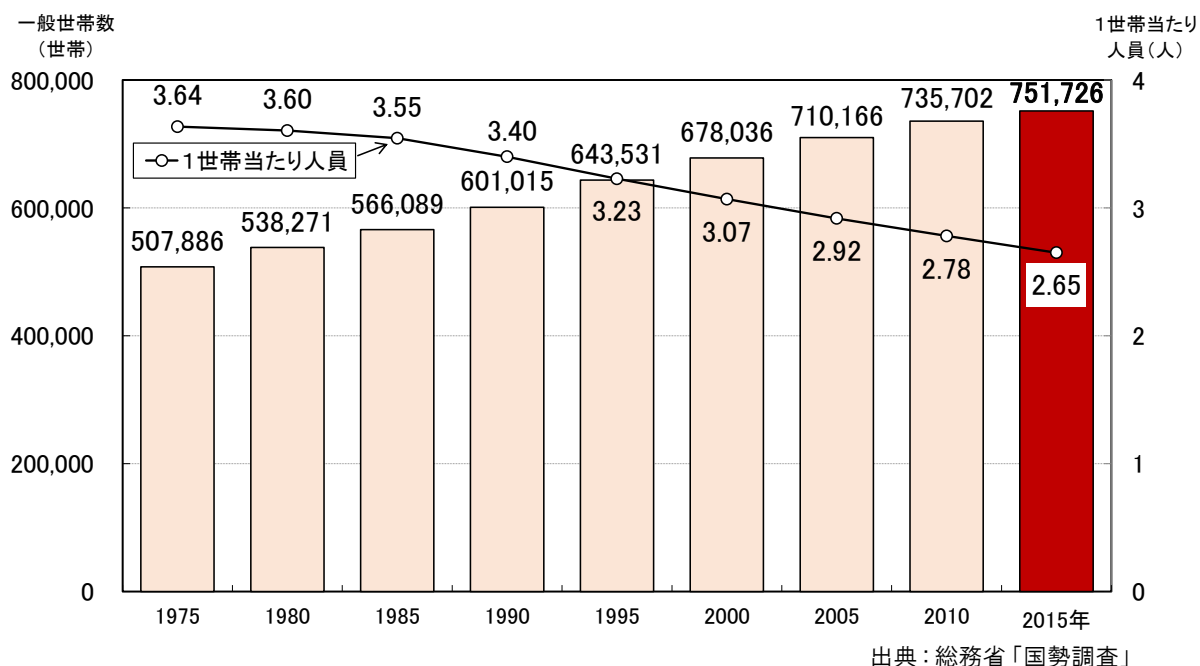


②世帯の状況

2015年の岐阜県の一般世帯数は75万1,726世帯となり、2010年と比べ1万6,024世帯(2.2%)増加し、過去最高となっています。

1世帯当たり人員は2.65人と減少し、過去最低となりましたが、1世帯当たり人員は多いほうから全国6位となっています。

図表8-2 岐阜県の一般世帯数及び1世帯当たりの人員の推移



第3章 第4次計画における重点事項と政策の4つの柱

1 第4次計画における重点事項

男女の地位の不平等感、性別による固定的役割分担意識があること、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないこと、働く場における女性の活躍が進んでいないこと、男性の家事・育児・介護等への参画が進んでいないこと、さらに人口減少及び少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などの現状を踏まえ、第4次計画では、7つの重点事項に取り組み、男女共同参画社会を実現していきます。

○あらゆる分野への女性の参画拡大

人口減少及び少子高齢化の進展による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材の能力を活用することは、地域が活力を失うことなく、持続可能な社会を実現していくために不可欠です。

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要であり、政治・行政、民間、地域活動等あらゆる分野における女性の参画拡大を推進していきます。

○男性の家事・育児・介護等への参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、あらゆる分野への女性の参画拡大と、男性の家事・育児・介護等への参画の推進は車の両輪のようなものであり、どちらもあわせて取り組んでいく必要があります。

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすい社会を築くものであるとの理解を深め、男女ともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、男性の家事・育児・介護等への参画に向けた取組を推進します。

○企業経営者や管理職等の意識改革

女性の登用やワーク・ライフ・バランスを推進するためには、企業経営者や管理職等の理解が重要であり、あらゆる機会を通じて意識啓発を図り、男女が共に能力を発揮でき、長時間労働の解消や育児・介護休業、短時間勤務制度の定着など多様な働き方ができる就業環境づくりを促進します。

○男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現

働く場における女性の活躍を阻害している要因として、年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（以下「男性中心型労働慣行」という。）が依然として根付いていることがあります。

男性中心型労働慣行の変革を促し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）により男女間格差を是正する等、男女がともに働き方・暮らし方・意識を変革することにより、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画するとともに、地域社会への貢献や自己啓発などあらゆる場面において活躍できる、ワーク・ライフ・バランスが図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現を推進します。

○女性のキャリアアップに向けた支援や再就職希望者等に対する支援

働く場における女性の活躍推進のため、意欲ある女性に対するキャリアアップに向けた支援や、出産・育児・介護等により一旦仕事を離れた後、再び仕事に就こうとする女性等の支援を推進します。

○配偶者等からの暴力に関する更なる普及啓発

家庭内で発生するため被害が潜在化・深刻化しやすい配偶者等からの暴力の根絶に向け、更なる普及啓発を展開します。

○男女共同参画社会の実現を目指した教育・学習の機会の充実やきめ細やかな広報・啓発の展開

男女が共に自立して個性と能力を発揮し、人生を通じたそれぞれの段階において、一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。

あわせて、男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画に関してさらに県民の認識や理解を深めていくため、職場、学校、家庭、地域などのあらゆる場において、対象に応じたきめ細やかな広報・啓発を展開します。

2 政策の4つの柱に基づく施策の方向

1 あらゆる分野における男女共同参画

【めざす姿】

県民一人ひとりがあらゆる分野で、性別にかかわらず、主体的な生き方をするための多様な選択や、能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

【現状と課題】

(男女の地位の平等感)

- 県民意識調査によると、男女の地位の平等感については、調査を重ねるごとに概ね「男性の方が優遇されている」との意識が低くなってきていますが、多くの分野で下げ止まりの傾向も見られ、依然としてすべての分野で「男性の方が優遇されている」ととらえられている傾向が根強く残っています。

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、社会制度や慣行を必要に応じて見直すことも重要です。

(性別による固定的な役割分担意識)

- 県民意識調査によると、調査を重ねるごとに「男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性」という考え方は減少し、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合う」という考え方が増加しています。「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される、性別による固定的な役割分担意識は、徐々に薄れつつありますが、まだその解消には至っていません。

男女共に、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることによって、一人ひとりの活動の幅を狭くしたり、能力発揮の妨げになったりすることもあるため、男女共同参画に関する理解を深めることが必要です。

(政策・方針決定過程への女性の参画)

- 県の審議会等の委員への女性の参画については、2018年4月1日現在で、全92機関のうち、22機関が岐阜県男女共同参画計画（第3次）で目標としている40.0%に達していません。

また、地方議会における女性議員の割合も依然として低い状態にあります。

- 2015年の国勢調査によると、県内の管理的職業従事者に占める女性の割合は14.5%で、全国の都道府県で40位と低位にあり、社会の様々な分野における女性の参画を一層拡大していくことが必要です。

【施策の方向】

政治、経済、社会などあらゆる分野で男女が共に意思決定の場に参画することによって、多様な視点を取り入れ、将来にわたり持続可能な社会を目指します。

【主な取組】

①政治・行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・ 県の審議会等において、委員の男女の数ができる限り等しくなることを目指し、男女のいずれか一方の委員の比率が40%に達しない審議会等をなくします。
- ・ 地方議会における女性の参画の意義についての理解促進を図ります。
- ・ 県職員・教職員について、女性管理職の増加や、女性の職域拡大を推進します。
- ・ 警察本部においては、女性警察官の採用・登用の拡大を図るとともに、女性が働きやすい職場環境の整備に努めます。
- ・ 市町村・事業者・各種団体に対して、女性管理職の登用拡大や、各種委員、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるよう働きかけます。

②民間における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・ 事業者や各種団体において、研修事業の開催等を通じ、男女共同参画を推進する人材を育成します。
- ・ 女性管理職養成研修等民間企業における女性管理職の人材育成を支援します。
- ・ 女性の活躍を応援するポータルサイト「ぎふジョ！」の運用を通じて、女性活躍に関する講座等のイベント情報の発信や活躍女性等のロールモデルを紹介していきます。
- ・ 女性の活躍支援センターにおいて、女性活躍推進に向けた各種講座を実施します。

(2) 重点的な取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 防災分野については、男性中心の防災では、女性や子育てを含めた多様なニーズに対応できないといった過去の災害時における教訓から、防災、復旧・復興等の各段階において、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することが必要です。
- 科学技術・学術分野においては、女性の参画状況は十分とは言えず、多様な視点や発想を確保し、研究活動の活性化によって新たな知見を創出するためには、女性研究者の登用及び活躍の促進、女子学生・生徒の理工系分野への進路選択の支援などが必要です。

【施策の方向】

防災、科学技術・学術分野等、女性の参画が進んでいない分野のうち、重点的な取組を必要とする分野における男女共同参画を推進します。

【主な取組】

①防災分野における男女共同参画の推進

- ・ 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- ・ 消防団への女性の入団など、消防防災活動の現場への女性の参画を推進します。
- ・ 防災分野における性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点から防災に取り組みます。

②科学技術・学術分野における男女共同参画の推進

- ・ 科学技術・学術分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- ・ 女子学生・生徒の理工系分野への関心、理解を高めるため、女性研究者等のロールモデルの紹介など、進路選択の支援をします。

(3) 地域活動等における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 地域おこし・まちづくり・観光、環境はいずれも身近な課題で、直接暮らしの改善につながる分野であり、男女が共に参画し、多様な発想や活動の活性化を図ることによって、新たな取組が期待できます。
- 地域活動においては、リーダーとして活躍する女性も見られるようになってきたものの、依然として、自治会、PTA等においては、男性が主要な役員を占める場合や、分野によって男女の参画が偏っていることがあります。
- 人口減少社会において地域の活力を維持していくために、また、災害時等における地域の絆の大切さが改めて重要視される中、平常時から男女が対等なパートナーとして意見を出し合い、共に責任を分かち合いながら、積極的に活力ある社会づくりに関わっていく必要があります。

【施策の方向】

人口減少社会において地域の活力を維持していくために、男女が対等なパートナーとして意見を出し合い、共に責任を分かち合いながら、積極的に活力ある地域づくりに参画できる社会を目指します。

【主な取組】

①自治会活動等における男女共同参画の推進

- ・地域活動における重要事項の決定過程に男女が共に参画し、主要な役員にも男女問わず就任できるよう啓発事業等を通して働きかけます。
- ・地域活動における女性リーダーの育成や、性別や年齢を問わず多くの人の地域活動への参画を促進するための広報・啓発を行います。
- ・男女共同参画の視点に立った地域づくりについての学習機会の提供を推進します。
- ・社会制度や慣行の背景にある性別による固定的な役割分担意識の解消や、男女共同参画の必要性が共感できるよう、効果的な広報・啓発を行います。

②地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進

- ・地域おこし・まちづくり・観光分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- ・地域おこし・まちづくり・観光分野において、男女共同参画の視点で取り組んでいる団体や個人の活躍事例を紹介し、取組を促進します。

③環境分野における男女共同参画の推進

- ・環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- ・環境分野において、男女の視点を取り入れて、環境配慮への取組を実施している事業者を審査・登録して紹介し、環境配慮への取組を促進します。

(4) 家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 県の意識調査では、家事、育児、介護のいずれについても、依然としてその多くを女性が担っているという結果が出ています。
- この背景としては、長時間労働などで男性が家事等にかかわることが難しくなっているほか、男性の家庭での役割や責任に対する職場の無理解、男女ともに深く根ざした「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識があります。
- 県の調査では、女性の育児休業取得率は、2018年度で93.5%と高い割合を維持していますが、男性は6.2%と依然として低い状況が続いています。
- 男女の別や就労の有無にかかわらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、地域における子育て支援や多様な保育サービスが身近に受けられることが必要です。

【施策の方向】

男女ともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、家事・育児・介護等への男性の参画を推進します。

【主な取組】

- ①家事・育児・介護等は男女が共同して担っていくという意識の醸成
- ・家庭における男女共同参画に関する講座の開催等を通じ、男性の意識改革を図ります。
 - ・部下の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司（イクボス）の養成を図ります。
 - ・高校生や大学生など若年層に対する、ライフイベントを視野に入れたキャリア教育を支援します。
 - ・家事・育児・介護等に参画する男性ロールモデルを紹介し、取組を促進します。
- ②男女が共に主体的に家事・育児・介護等に参画できる環境づくり
- ・男性中心型労働慣行の見直し等により、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
 - ・育児・介護休業等の制度を定着させ、専業主婦世帯の夫を含め、特に育児休業の取得率が低い男性が取得しやすい就業環境づくりを促進します。
 - ・男性が家事・育児等に従事する際の手引書の作成・配付等を通じ、男性の育児休業取得、家事・育児等への参画を支援します。
 - ・一時預かり、幼稚園の預かり保育、地域子育て支援拠点等、親の就業の有無にかかわらず利用できる、地域における子育て支援機能の充実を支援します。
 - ・就労の有無にかかわらず、子育て中の人を抱える悩みや不安の解消に向けた取組を推進します。

2 働く場における男女共同参画

【めざす姿】

働く場において、男女が共に能力を最大限発揮して、いきいきと働き、活躍できる社会の実現を目指します。

(1) 女性の活躍推進に向けた組織風土づくり

【現状と課題】

(男女の均等な雇用機会と待遇の確保)

- 2015年の国勢調査によると、本県においては、就業者の44.5%を女性が占め、調査を重ねるごとに上昇傾向にあります。管理的職業従事者に占める女性の割合も増加傾向にありますが、全国と比較すると低い割合にとどまっています。
また、2017年の岐阜県の所定内給与額は、男性304,200円、女性225,200円で、男女間格差は79,000円となっており、格差は解消されていません。
- 同一価値労働に対しては男女同一賃金とするとともに、企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進など、意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくりに向け、一層の取組を促進することが必要です。
- 女性従業員等に対する、上司や同僚の「女性だからこうだろう」といった先入観や、良かれと思っての気遣いが、女性の活躍を阻む原因となっていることがあります。こうした無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）に気づき、そこから生ずる悪影響を解消していくことが必要です。

(女性の就業状況等)

- 2017年の就業構造基本調査によると、女性の潜在的な就業希望者が、県内に74,200人いると推定されています。
- 2015年の国勢調査で、岐阜県の女性の労働力率を年代（5歳階級）別にみると、ほとんどの年代で全国より高くなっていますが、25歳～34歳では全国を下回っています。
過去からの推移をみると、ほとんどの年齢階級で上昇し、M字カーブの谷（30歳～34歳）は2015年で71.5%となり、2010年と比べ3.7ポイント上昇しており、浅くなってきています。
従業上の地位は、20歳から34歳までは男女共に「正規の職員・従業員」の割合が最も高くなっていますが、女性は35歳以上で「派遣社員、パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。
また、子どもがいる夫婦世帯について、最年少の子どもの年齢別にその共働きの割合をみると、最年少の子どもの年齢が2歳以上になると、半数以上が共働きとなり、全国より高くなるという特徴が見られます。

- 2017年の県民意識調査によると、女性が職業に就くことについての考え方について、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」が、全体で38.4%となっており、全国(26.3%)に比べて12.1ポイント高くなっています。一方、「子どもができて職業を続ける方がよい」という人は36.4%となっており、これは、全国(54.2%)に比べて17.8ポイント低くなっています。
また、過去の調査と比較すると、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」という人は減少傾向にあり、「子どもができて職業を続ける方がよい」という人は増加傾向にあります。
- 2017年の就業構造基本調査をみると、女性の潜在的な就業希望者の割合は、20歳代後半から30歳代にかけて高くなっています。結婚や子育てをしながらでも働きたい女性の希望をかなえるために、そのライフスタイルに合った雇用形態の整備や、保育・介護サービスの充実、男性の家事・育児・介護等への参画等、女性が働きやすい環境の整備が求められています。
- 女性が妊娠中や出産後も安心して働くことができるとともに、男性が主体的に家事・育児・介護等に参画できる環境を整備するために、妊娠・出産や育児・介護休業に関するハラスメント(マタニティ・ハラスメント、パタニティー・ハラスメント等)がない職場づくりが必要です。

【施策の方向】

組織のトップなどの意識改革を図りながら、女性の活躍と長時間労働の是正など働き方改革の推進に向けた組織風土づくりを促進します。

【主な取組】

① 経営トップの意識改革

- ・企業における女性の登用を経営戦略とすることの重要性を周知し、企業経営者や管理職等の意識改革を図ります。
- ・長時間労働の是正など働き方改革につなげる仕組みを構築している企業の優良な取組事例を共有し、その普及を図ります。

② 男性の意識改革、女性を育成できる管理職の養成

- ・部下の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司(イクボス)を養成し、女性の活躍と長時間労働の是正など働き方改革の推進に向けた組織風土づくりを促進します。
- ・女性を育成できる管理職を養成し、女性のキャリアアップを促進します。
- ・女性管理職の発掘、育成手法を共有するため、女性管理職登用の優良な実践事例を広く共有し、その普及を図ります。
- ・企業等における女性従業員等に対する無意識の偏見から生ずる悪影響をなくすため、

上司や同僚の意識改革を図ります。

③ 社会全体の気運醸成

- ・パートタイム労働等多様な形態で働く労働者の労働条件向上のため、啓発などの働きかけを行います。
- ・セクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産や育児・介護休業に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント、パタニティー・ハラスメント等）がなく、就業を継続しやすい職場づくりに向けた意識啓発を推進します。
- ・国の関係機関等と連携し、各種労働法制や女性活躍推進法等を踏まえ、男女の均等な機会及び待遇の確保や女性の活躍推進を事業者等へ働きかけます。

(2) 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現

【現状と課題】

(男性中心型労働慣行の変革)

- 2017年の就業構造基本調査によると、週労働時間が60時間以上の人の割合は、男性が12.6%と、女性を9.3ポイント上回っており、長時間労働が男性の家事・育児・介護等への参画の障害になっています。
- 働く場においては、男性中心型労働慣行が依然として根付いており、家事・育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。そのため、男性中心型労働慣行を変革する必要があります。

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

- 県民意識調査によると、性別による役割分担意識について「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合う」とする人の割合は84.6%となり、調査を重ねるごとに高くなっています。
- また、家庭等と仕事の両立について「家庭や地域活動と仕事を両立」を希望する人の割合が41.4%と最も高いものの、現実には24.5%となっており、希望と現実がかい離した形になっています。仕事優先の組織風土や長時間労働等によりワーク・ライフ・バランスの実現が困難な状況となっています。
- 県の調査では、女性の育児休業取得率は、2018年度で93.5%と高い割合を維持していますが、男性は6.2%と依然として低い状況が続いています。
- 性別にかかわらずすべての労働者の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要です。

(多様な働き方ができる職場環境の整備)

- 「子どもができて職業を続ける方がよい」と考える人の割合は高くなっているものの、第一子出産を契機におよそ半数の女性が仕事を辞めています。一方、育児期間中も仕事を続けたいと希望している女性も多くなっています。

- 少子高齢化と人口減少が進展する中、将来の社会を担う子どもたちが健やかに育つ環境を確保し、同時に企業等にとって有為な人材の定着を図るためにも、育児・介護休業の取得促進や、短時間勤務制度、テレワークの導入など、多様な働き方ができる職場環境の整備が求められています。

(育児や介護等社会的サービスの充実)

- 安心して子育てができる社会の実現に向け、地域における子育て支援や多様な保育サービスが身近に受けられることが必要です。
- 2017年の就業構造基本調査によると、2016年10月から2017年9月までに介護・看護のために離職した人は全国で99,100人となっています。仕事と介護・看護の両立に向け、介護休業や介護休暇の情報を周知する必要があります。
- 企業経営者及び労働者の意識改革や様々な立場の男女が共に仕事と家庭、地域活動を両立できる環境を整備するとともに、各種制度の定着を図るなど育児・介護等の社会的サービスを充実する必要があります。

【施策の方向】

働く場における女性の活躍を阻害している要因となっている、男性中心型労働慣行等を変革し、男女が互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画し、仕事と生活の調和が図られた暮らしやすい社会の実現を推進します。

【主な取組】

- ① 男性中心型労働慣行等の変革、ワーク・ライフ・バランス環境の提供
 - ・ワーク・ライフ・バランスが個人生活の充実や企業の活性化につながることなどの広報・啓発を通じて、ワーク・ライフ・バランス推進の社会的気運の醸成を図ります。
 - ・男性中心型労働慣行等の変革を促進し、労働時間の短縮や年次有給休暇等各種休暇の取得を促進します。
 - ・育児・介護休業、短時間勤務、フレックスタイム勤務、テレワークなどライフスタイルに応じた多様な働き方について普及を進めます。
 - ・「早く家庭に帰る日」（毎月8のつく日）については、県が積極的に取り組むとともに、より多くの市町村や企業でこの取組の趣旨が理解され、実践されるよう、PRに努めます。
 - ・公共調達等において、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価するなどのインセンティブ付与の取組を進めます。
 - ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、専門家派遣により、企業における雇用環境の改善など課題解決を図ります。
 - ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の拡大に向けた取組とともに、認定企業のブラッシュアップに向けた取組を推進します。

- ・企業等の柔軟な雇用形態や育休復帰支援制度など、優良な取組事例を紹介し、その普及を促進します。

②男性の育児休業取得、家事・育児・介護等への参画の推進

- ・家事・育児・介護等は男女が共同して担っていくという意識を醸成します。
- ・男女共同参画に関する講座の開催等を通じ、男性の意識改革を図ります。
- ・高校生や大学生など若年層に対する、ライフイベントを視野に入れたキャリア教育を支援します。
- ・家事・育児・介護等に参画する男性ロールモデルを紹介し、取組を促進します。
- ・育児・介護休業等の制度を定着させ、特に育児休業の取得率が低い男性が取得しやすい就業環境づくりを促進します。
- ・男性が家事・育児等に従事する際の手引書の作成・配付等を通じ、男性の育児休業取得、家事・育児等への参画を支援します。

③就労・子育ての不安解消

- ・企業内における女性のキャリアアップ制度の整備など、活躍の機会を広げ働きやすい職場環境づくりを働きかけます。
- ・企業等における先進的取組事例の情報提供などにより、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組を促進します。
- ・若手・子育て中の女性従業員や育児休業中の女性従業員等の就労・子育ての両立に係る不安解消に向けた取組を推進します。
- ・出産・育児・介護等のために離職した女性が、離職前のキャリアや離職中に磨いたスキルを生かすことができるよう、再就職に向けた支援を行います。

④子育て支援サービスや介護支援サービスの環境整備

- ・新・放課後子ども総合プランを推進するほか、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターの運営等の支援、保育所等が実施する通常保育や延長保育等の特別保育、低年齢児保育、病児・病後児保育の支援を行い、地域における子育て支援機能の充実を図ります。
- ・事業所内保育所の先進事例や支援制度の紹介、病院内保育所の運営支援等を通じて、事業所内保育所の整備を促進します。
- ・介護負担を軽減するサービスの充実や人材の育成、地域の支え合いによる制度外サービスの整備など高齢者の生活支援を充実します。

⑤女性を励まし、自信を持たせる仕掛けづくり

- ・出産後も継続して働くことを希望する女性に対し、就労の継続と長期的なキャリア形成を支援します。
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターでのサポート等、ひとり親家庭の就業・自

立に向けた支援を実施します。

(3) 女性の希望に応じたキャリアアップに向けた支援

【現状と課題】

(管理的職業従事者における女性の状況)

- 2015年の国勢調査によると、岐阜県における就業者に占める女性の割合は44.5%と全国の43.9%より高いものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は14.5%で、全国の都道府県の中で40位と低い状況にあり、意欲ある女性に対するキャリアアップの支援が必要です。

(女性の就業継続や再就職に向けた雇用環境の整備と支援)

- 人口減少社会においては、子育てや介護にかかる個人の負担が大きいことや、個々人のライフスタイルの変化、意識・価値観の変化に伴い、就業の形態も多様化が求められていることから、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークなど多様な働き方を選択できる環境整備が必要です。
- 少子高齢化の進展による労働力不足が懸念される中で、育児等のために退職した女性が再就職を希望する場合には、その能力を発揮する場を提供していくことが今後一層求められることから、女性の再就職に向けた支援の充実を図ることが必要です。
- また、出産や育児を契機に離職した女性が多い中で、育児や子育てが一段落した段階での再就職における雇用形態はパート等が多数を占めているのが現状であり、正社員での再就職を希望しても、実際に正社員になるのは困難な状況です。これは、離職期間中におけるキャリア教育の機会が少ないことも影響しています。
そのため、離職期間中のスキルアップ、キャリアアップの機会の創出・支援が必要です。

【施策の方向】

企業等において女性の登用がなされるよう支援していくほか、女性自身の意識改革や意欲ある女性に対するキャリアアップの支援を推進します。

【主な取組】

①女性自身の意識改革、キャリアアップに向けた支援

- ・ 県内企業等の意欲ある女性を対象とした研修の実施を通じ、将来、企業等の中核を担う女性人材の育成を支援します。
- ・ 県内で活躍する女性を対象とした、業種、世代を超えた交流会の開催や、活躍する女性ロールモデルのホームページでの紹介等を通じ、女性自身の意識改革を図ります。
- ・ 女性管理職の発掘、育成手法を共有するため、女性管理職登用の優れた実践事例を

広く共有し、その普及を図ります。

②再就職希望者や育児休業復帰者に対する支援

- ・若手・子育て中の女性従業員や育児休業中の女性従業員等の就労・子育ての両立に係る不安解消に向けた取組を推進します。
- ・出産・育児・介護等のために離職した女性が、離職前のキャリアや離職中に磨いたスキルを生かすことができるよう、再就職に向けた支援を行います。

③女性の経営者や就業者が少ない分野における女性の活躍推進

- ・農林業や建設業など女性の経営者や就業者が少ない分野での女性の活躍を支援します。
- ・起業を目指す女性に対して、情報提供や学習機会の提供などの支援の充実を図ります。

(4) 農林業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

(農林業、商工業等の自営業における男女共同参画)

- 活力ある農山村の維持・発展のためには、農業就業人口の過半を占める女性が、農林業経営や地域社会への一層の参画を図ることが極めて重要であることから、「ぎふ農業・農村男女共同参画プラン」を策定し、農山村における男女共同参画社会の実現に向け、施策を推進してきました。その結果、家族経営協定の締結の増加や農業委員及びJA役員の女性割合が高まるなどしてきた一方、性別による固定的な役割分担意識や古い慣習等が根強く残っており、政策・方針決定過程への参画は十分とはいえず、引き続き取組を進めていく必要があります。
- 第2次産業、第3次産業においても、そこで働く女性のうち家族従業者である人の割合は、全国平均よりも高くなっています。

家族従業者である女性が、家庭と仕事双方において実質的に重要な役割を果たしていることに対する正当な評価が得られるよう啓発を進めるとともに、生産の担い手としての技術・経営管理能力向上、就業条件の整備を図る必要があります。

【施策の方向】

農林業や商工業等の自営業においても、男女問わず能力を最大限発揮して、いきいきと働き、活躍できる社会の実現に努めます。

【主な取組】

① 農林業における男女共同参画の推進

- ・女性の農業経営や社会への参画を図るため、家族経営協定の理解と締結を促進し、

継続的な支援を行います。

- ・女性の農林業経営への主体的な参画促進のため、技術と経営能力の向上や女性起業グループの経営体質の強化を支援します。
- ・農業委員、農林業団体の役員等への女性の登用を促進し、政策・方針決定過程への女性の参画促進や次代の女性リーダーの育成を支援します。

②商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・商工業等の自営業における男女共同参画意識を高めるため、各種の啓発を行います。
- ・商工業等の自営業における女性の自主的取組、技術・経営管理能力開発を支援します。
- ・経済団体において、政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけます。

3 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現

【めざす姿】

性別を理由とする差別や人権侵害を受けることなく、男女が人権としての性と相互の人格が尊重される社会の形成や、男女が共に、生涯にわたり健康で、安全に、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(1) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

(男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因)

- ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）や性犯罪、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもあります。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、自信を失わせるものであり、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因となっていることから、克服すべき重要な課題です。

被害者の多くが女性であることの背景には、男女の性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題もあり、女性に対する暴力の根絶に向けて、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

また、男性被害者も一定程度存在しており、男女を問わず人権を侵害する暴力の根絶に向けて取り組む必要があります。

(DV被害相談の増加)

- 2017年の県民意識調査によると、配偶者からの暴力については、15.4%の女性が「身体的な暴力を受けたことがある」と答えており、14.6%の女性が「精神的な暴力を受けたことがある」、6.8%の女性が「性的な暴力を受けたことがある」と答えています。DVという言葉の浸透により、県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、2012年度には1,051件、2017年度には1,530件となっており、年々増加傾向にあります。DVは犯罪であるとの認識が社会に定着しつつあり、警察でも積極的に事件化するよう体制が変化してきており、認知件数や加害者への措置件数も増加しています。

しかし、DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、10代、20代のときに交際相手から暴力をふるわれたこと

があるという女性も少なくなく、DVは婚姻関係、年齢を問わず起きています。あらゆる層への普及啓発により、暴力を許さない社会づくりをしていくとともに、思春期からの暴力予防教育により未然防止に取り組むことが必要です。

(交際相手からの暴力)

- 2017年の県民意識調査によると、交際相手(配偶者となった相手以外)から暴力を受けた経験は、交際相手がいたと答えた人455人中49人(10.8%)、このうち女性は276人中44人(16.0%)となっています。配偶者間だけでなく、恋人間でも暴力が起きている現状があります。

将来、新たな被害者・加害者を生み出さないためにも、若年者に向けた啓発をさらに推進していくことにより、未然防止に取り組むことが必要です。

(性犯罪・ストーカー行為等の多発)

- 性犯罪やストーカー行為等も数多く起きています。性犯罪の被害者は、暴力により大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負う場合もあります。また、売買春や人身取引についても、人間の尊厳を傷つけ、人権を侵害するものであり、決して許されるものではありません。

被害者への適切な対応を行うとともに、こうした犯罪を許さない社会づくりが必要です。

- アダルトビデオへの出演強要問題や若年女性の性を売り物とする新たな形態の営業である、いわゆる「JKビジネス」によって若年女性が性犯罪の被害者になる事例が発生しており、この問題による被害の防止に向けた取組を進める必要があります。
- 近年、出会い系サイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、SNS等に起因する児童買春等の防止に向けた取組を進める必要があります。

(セクシュアル・ハラスメントの防止)

- セクシュアル・ハラスメントは、対象となった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害し、能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為です。

働く場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主等の認識を高め、防止対策の徹底を図るため、企業等への周知啓発が必要です。また、働く場以外のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止についても、対策が必要です。

【施策の方向】

男女の人権の尊重や性の尊重など暴力の予防と根絶に向けた社会の認識の徹底を図り、男女共同参画を阻害する暴力の根絶に対する取組の充実を図ります。

【主な取組】

①思春期からの暴力予防教育の充実

- ・暴力を未然に防止するため、中学生、高校生、大学生等、若年者に対する予防啓発活動を行うとともに、若年者への教育に携わる者及び保護者等への啓発により、地域や家庭においても理解や協力が得られるよう働きかけます。また、教育関係機関に対し、暴力の予防につながる人権教育の充実を働きかけます。

②配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進

- ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DVの防止及び被害者支援のための施策を進めます。
- ・住民の身近な相談窓口として重要な役割を担う市町村をはじめとする関係機関との連携を強化し、支援体制が整備されるよう働きかけます。

③性犯罪・ストーカー行為等の防止

- ・性犯罪等の防止と相談しやすい体制等の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力に対し厳正に対処します。
- ・ストーカー事案については、被害者からの相談、申出を受けて、ストーカー規制法等に基づく指導取締りを推進し、被害の防止を図ります。
- ・地域における防犯対策を強化していくため、地域安全情報の提供や防犯機器の貸し出し、相談等による指導、助言等を積極的に行っていきます。
- ・被害者からの相談や事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分に配慮し、被害者が安心して支援を受けることができるよう、体制を整えます。

④セクシュアル・ハラスメントの防止

- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組み、万が一問題が発生したときも適切に対応がなされるよう、国の関係機関と連携し、事業者等へ働きかけます。
- ・教育の場、スポーツ・文化芸術等における指導、医療・社会福祉などの施設等、様々な場面におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を促進します。

⑤人権尊重意識の高揚のための普及・啓発活動等の充実

- ・「岐阜県人権施策推進指針」に基づき、県民、事業者等の人権尊重意識を高めるため、様々な機会を通して人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。
- ・性別を理由とする差別や人権侵害等について、相談体制の充実を図ります。

- ・女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」や「岐阜県男女共同参画推進強調月間」などを通じて、広報・啓発活動を推進します。また、女性に対する暴力の被害者救済のため、相談窓口の周知等、各種の広報活動等を行います。

(2) 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

(男女の身体的特質に配慮した健康づくり)

- 女性も男性も、各人が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。
そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくことが必要です。
特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに配慮する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要です。
- 望まない妊娠や性感染症の実態を踏まえ、生涯を通じて安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、早い段階から性に関する正しい知識や情報を持つことが必要です。

(性差医療の推進)

- 男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするために、健康教育、相談体制を確立するとともに、性差医療の推進が必要です。
女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるようにしていく必要があります。
特に、乳がんと子宮がんは、5年相対生存率が高く、早期発見のために検診受診率の向上が重要です。

(治療と仕事との両立)

- 女性の就業率の上昇や医療技術の進歩等により、男性だけでなく女性も何らかの疾病を抱えながら働く人が増えています。乳がんと子宮がんの罹患率が高くなる40～50代は働き盛り世代であり、罹患者本人にとっても企業にとっても、治療と仕事の両立が重要な課題となっています。
- 晩産化等を背景に、不妊治療を受ける人が増加していますが、不妊治療は長期にわたる場合や、頻繁な通院が必要な場合もあり、治療の予定を立てることが困難であることから、治療と仕事の両立が重要な課題となっています。

(女性アスリートの健康維持)

- 2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催を控え、女性アスリートの活躍が進む一方で、女性アスリートの選手生命に大きな影響を及ぼす「女性アスリートの三主徴」(摂食障害の有無によらない利用可能エネルギー不足・無月経・骨粗しょう症：FAT)など、女性特有の課題や妊娠・出産等のライフイベントによる競技スポーツからの離脱が多く、課題となっています。

【施策の方向】

男女が生涯にわたり自立し、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりを推進します。

【主な取組】

①生涯を通じた心身の健康づくり

- ・生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、女性特有のがん等の疾患や、休養、ストレス対処、うつ等の早期発見対応など、性や年代に応じた健康支援を充実します。
- ・男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようするための健康教育、相談体制を確立します。
- ・「岐阜県高齢者安心計画(岐阜県老人福祉計画・介護保険事業支援計画)」を着実に推進し、健康で長寿を楽しめ、住み慣れた地域で生涯安心して暮らせるよう、在宅サービス、施設サービス、さらにはその隙間を埋める中間的なサービスの充実を図ります。
- ・「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、障がい者の社会参加を進めるための支援、日常生活を支える福祉サービスのさらなる充実等を図ります。
- ・男女問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を送るための能力を育てていくため、食育に関する施策を推進します。
- ・エイズ・性感染症の予防に関する知識の普及・啓発に取り組むほか、相談や検査等の体制充実を図ります。また、学校教育における、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する指導を推進します。
- ・女性アスリートが抱える女性特有の医学的課題に対する相談窓口の確保や競技力の向上に向けた指導者の育成など、女性アスリートの健康維持や競技力の向上に向けた取組を支援します。

②保健医療体制の整備

- ・性に関する問題を重要な人権問題の一つとしてとらえるよう、幼年期から老年期に

- 至るまでの様々な場において、性に関する啓発・教育・相談機能を充実させます。
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を踏まえ、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進します。特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう対策の推進を図ります。
 - ・「岐阜県保健医療計画」等を着実に進め、県民の心身の健康づくりのため、効果的な健康政策を進めます。
 - ・乳がんと子宮がんについて、がん検診の受診率の向上のための効果的な受診勧奨や普及啓発、受診しやすい環境整備を推進します。
 - ・関係機関と連携し、がん患者の離職の防止や、再就職のための就労支援を推進します。
 - ・不妊に関する様々な悩みや相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ります。

③母子保健・医療の充実

- ・広域的な母子保健事業の実施体制づくりを進め、変化する社会情勢や住民ニーズに対応した質の高い母子保健事業を推進します。

(3) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

(貧困等生活上の困難に直面する女性等への対応)

- 単身世帯の増加、雇用・就業構造の変化等の中で、貧困等生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。この中にはひとり親家庭も含まれ、こうした家庭では、父子家庭に比べて母子家庭の収入が低い傾向にあります。

こうした状況に対応し、貧困等生活上の困難を防止するためにも、女性が働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境づくりが必要です。

母子家庭等ひとり親家庭に対する支援や生活上の困難に直面する人々への支援を推進していくとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るための取組も必要です。

(複合的に困難な状況に置かれている女性等への対応)

- 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている場合や、高齢者、障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

【施策の方向】

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備を進めます。

【主な取組】

- ① 貧困等生活上の困難に直面する女性等への自立支援
 - ・ 経済的援助、生活援助、就業支援等を通し、ひとり親家庭や子ども、若者、高齢者、障がい者など、貧困等生活上の困難に直面する女性等の自立と生活の安定・向上を図ります。

- ② 複合的に困難な状況に置かれている女性等に対する支援
 - ・ 「岐阜県人権施策推進指針」の分野別施策の推進に基づき、人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。
 - ・ 高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることができ、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「岐阜県高齢者安心計画」に基づく各種施策を推進します。
 - ・ 障がい者施策を総合的に推進していくために策定した「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき各種施策を推進していくことにより、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます。
 - ・ 「岐阜県多文化共生推進基本方針」に基づき、県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、「県民がお互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指します。
 - ・ 性的指向や性自認を理由に差別が行われたりすることのないよう、性的少数者について正しい知識の普及や性の多様性の理解に向けた啓発等を行うとともに、当事者やその関係者に対する相談体制の充実を図ります。

4 男女共同参画推進の基盤づくり

【めざす姿】

男女平等に根ざす教育が、家庭、学校、地域等において行われ、自らの希望するライフスタイルを選択する際に性別が障害となることのないよう、男女が共に必要な知識等を身につけ、自己の能力を開発、向上させていくことができる環境を目指します。

(1) 多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

(男女平等意識の浸透)

- 2017年の県民意識調査によると、社会全体として男女の地位が平等だと感じている人は15.7%に留まり、男性の方が優遇されていると答えた人が71.1%を占め、依然として高くなっています。「学校教育の場」における男女の平等感は、他の項目に比べて高く、61.4%となっています。

性別による固定的な役割分担意識は、解消の方向に向かっていますが、依然として男女間や世代間での意識の違いがあります。

また、男女が社会のあらゆる分野でさらに平等となるために、「偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりの改善」、「男女が家事や家庭責任を分担できる働き方」、「女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実」などが求められています。

- 男女共同参画社会の形成には、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を果たしていくことが重要です。

(生涯を通じての男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実)

- 男女平等意識の形成に大きな役割を果たす「教育・学習」は、人間形成において、一人ひとりの自立とともに、個人の生き方を尊重し、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育みます。
- 男女共同参画社会の形成のためには、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場における男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実が重要です。そのためには、幼稚園、小・中・高等学校、大学、専門学校等の各段階において人権尊重を基本とする男女平等教育の充実が必要です。
- 特に、次代を担う子どもたちが、健やかに、個性と能力を発揮できるように育てていくためにも、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見据えた自己形成ができるよう取組を進める必要があります。

- また、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力を付けるため、生涯にわたる学習機会を充実させ、女性の社会参画を推進する必要があります。

【施策の方向】

男女共同参画の視点に立った考え方や行動を幼い頃から身につけるため、家庭、学校、地域などにおいて男女共同参画社会の形成を目指した教育・学習の機会の充実を図ります。

【主な取組】

①学校等における男女平等教育の推進

- ・「岐阜県教育ビジョン」に基づき、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や相互理解の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図り、教育活動全体を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習を進めます。
- ・幼稚園、小・中・高等学校、大学、専門学校等の教育現場において、男女平等教育が推進されるよう働きかけます。
- ・男女平等教育の推進のための知識や人権意識の向上を図るため、学校長をはじめとする教職員が男女共同参画を理解し、男女共同参画意識を高めることができる研修を充実します。
- ・男女共に性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な生き方の選択を可能とし、主体的に職業選択や生活設計（就業を中断することによる生涯賃金・年金への影響や就労継続のメリット等の理解）ができるようにするため、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導や就職指導を行います。
- ・子どもの頃から男女共同参画の視点も踏まえ、キャリア教育を推進するとともに、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスの重要性について理解を促進します。
- ・児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育の充実を図り、自立を促し、職場体験やインターンシップの活動を通じて勤労観・職業観の育成を図ります。

②家庭、地域における男女平等教育の推進

- ・広報・啓発活動を通じて、家庭、地域における男女平等教育の推進を図ります。
- ・生涯を通じて男女共同参画の意識が高められるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます。
- ・男女共同参画社会を実現するための課題解決に向けた情報を収集し、提供します。
- ・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する学習の機会を保護者に対して提

供します。

- ・家庭・地域活動における男女共同参画を支える地域ネットワークの構築など地域活動の担い手となる人材を育成していきます。
- ・男女が性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、個人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択できるよう生涯学習の充実や学習情報の提供に努めます。

(2) きめ細やかな広報・啓発の展開

【現状と課題】

(男女共同参画の理解の促進)

- 男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別による固定的な役割分担意識があります。

このような意識は時代とともに変化するものの、いまだに根強く残っていることから、男女共同参画に関する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開することが必要です。

(男性にとっての男女共同参画の推進)

- 男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、男性もより暮らしやすくなるものであることについての理解が不可欠です。また、男性自身の男性に関する性別による固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、家事・育児・介護等への参画の推進が必要です。

(企業等における男女共同参画の推進)

- 仕事優先の組織風土を変え、長時間労働の抑制等働き方の見直しや性別による固定的な役割分担意識の解消のため、企業経営者や管理職等に対し広報・啓発活動を展開することが必要です。

大企業に限らず中小企業においても、また、正規雇用者に限らず非正規雇用者においても、ワーク・ライフ・バランスの普及が重要です。

(定期的な実態把握、情報収集・提供)

- あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させ、また、市町村等における取組を支援するために、県民の意識や男女を取り巻く状況を定期的に把握するとともに、男女共同参画に関する情報の収集に努め、県民等に提供することが必要です。

(多様なメディアへの対応)

- 女性や子どもを専ら性的ないし暴力行為の対象としてとらえた性・暴力表現は、女性や子どもに対する人権侵害になるものもあり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。こうした観点から啓発を行うとともに、提供側のメディアに

における自主規制等の対策が取られるよう、理解と協力を求める必要があります。

- 近年、出会い系サイトやSNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、SNS等に起因する人権侵害の防止に向けた取組を進める必要があります。

【施策の方向】

男女共同参画に関する認識を深めるため、様々な機会や媒体を活用して、広報・啓発活動を行います。

本県の男女共同参画の現状を把握し施策に反映させるため、定期的の実態調査を行うとともに、男女共同参画に関する情報の収集・提供に努めます。

メディアに対し、人権に配慮した自主的取組を促しつつ、男女共同参画意識の普及等について理解と協力を求めていきます。

【主な取組】

①男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動の推進

- ・男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別（ジェンダー）の視点についての正しい理解や、男女共同参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるよう、様々な媒体を有効に活用して、積極的に広報・啓発活動を実施します。
- ・「岐阜県男女共同参画推進強調月間」や「男女共同参画週間」など様々な機会を通じて、男女共同参画意識の高揚を図ります。
- ・刊行物の作成など、県からの情報発信時には、男女共同参画の視点に立って情報発信を行います。
- ・男女共同参画プラザを拠点として、男女共同参画に関する相談体制の充実や県民、各種団体等への広報・啓発活動を行います。
- ・男女共同参画推進サポーターの活動を支援し、地域でのきめ細やかな普及・啓発活動を推進します。

②男性に向けた広報・啓発活動の推進

- ・男性にとっての男女共同参画に関する意義や性別による固定的な役割分担意識の解消のための広報・啓発を行います。
- ・長時間労働の抑制、育児休業の取得等働き方の見直しやライフスタイルに応じた多様な働き方の意識啓発を行います。
- ・男性が、家事・育児・介護等に積極的に参画することを重視した広報・啓発活動を実施します。

③企業経営者や管理職等への広報・啓発活動の推進

- ・仕事優先の組織風土や働き方の見直しが進むよう、企業経営者や管理職等に対する意識啓発を行います。
- ・女性の登用を働きかけるなど女性が積極的にあらゆる分野に参画できるよう働きかけます。
- ・先進的な取組事例の情報提供により、企業における男女共同参画に向けた取組を促進します。

④調査・研究及び情報収集・提供の推進

- ・本県における男女共同参画の現状を把握し施策に反映させるため、県民の男女共同参画に関する意識などについて、定期的・継続的に実態調査を行います。
- ・男女共同参画に関する情報を定期的に収集し、インターネットの活用などにより、県民や関係団体等に提供します。

⑤多様なメディアへの対応

- ・「岐阜県青少年健全育成条例」の趣旨を踏まえ、性や暴力表現を扱った出版物等の取扱いなどについて適切に対応するとともに、関係業者の自主的な取組の促進等を図り、青少年を健全に育む社会環境づくりを推進します。
- ・学校教育において、インターネット上のSNSをはじめ様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成します。また、PTAとの連携を図り、家庭への啓発等にも努めます。

第4章 計画の推進体制と役割分担

1 推進体制

県、市町村、事業者その他の団体等が緊密に連携し、男女共同参画社会形成のための施策・対策を一体的に推進していくため、以下の体制の下に取組を進めます。

- ＊「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」の意見聴取
- ＊「岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部」による施策の総合的・体系的な実施
- ＊「岐阜県職員男女共同参画推進員」の活用による男女共同参画の視点を反映させた事業の実施

さらに、働く場における女性の活躍推進については、本県における女性活躍の推進主体として、県内経済団体のトップや活躍する女性、関係行政機関等で構成する「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」と連携して取組を進めます。

2 役割分担

- ◆ 県
様々な分野にわたる施策を結びつけ、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、市町村、事業者その他の団体等の取組を支援します。
- ◆ 市町村
住民にとって一番身近な自治体として、地域の実情に応じた取組を推進します。
- ◆ 男女共同参画推進サポーター
男女共同参画についての関心と理解を深めるための活動を行うとともに、県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力します。
- ◆ 事業者、団体、NPO等
県や市町村等関係機関と連携を図り、男女共同参画の視点を持って活動を展開します。
- ◆ 県民
日常生活（家庭、職場、地域）において、次代を担う子どもたちの良き模範としての男女共同参画の実践をします。

第5章 指標

1 目標数値

(計画推進のため、達成に向けて取り組む目標として数値等を設定するもの)

◆政策の柱 1 あらゆる分野における男女共同参画

項目	目標数値	目標年度	現状
県の審議会等における女性委員の参画率	40%~60%	2023年度	40.2% (2018年4月1日)
管理的職業従事者に占める女性の割合	18.2%	2020年度	14.5% (2015年)
6歳未満の子どもがいる夫の家事・育児・介護等に携わる時間	1日当たり 130分	2021年度	1日当たり 68分 (2016年)
男性の育児休業取得率	13%	2023年度	6.2% (2018年)

◆政策の柱 2 働く場における男女共同参画

項目	目標数値	目標年度	現状
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	80%	2022年度	61.8% (2017年)
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定数	250社	2023年度	93社 (2017年)
週労働時間60時間以上の男性雇用者の割合	5.0%	2022年度	12.6% (2017年)

◆政策の柱 3 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現

項目	目標数値	目標年度	現状
配偶者暴力防止基本計画を策定した市町村数	42市町村	2023年度	32市町村 (2018年12月1日)
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	平均寿命の増加分を上回る「健康寿命」の増加	2022年度	男性 72.89年 女性 75.65年 (2016年)

乳がん検診受診率 (40～69歳女性)	50%	2022年度	45.0% (2016年)
子宮がん検診受診率 (20～69歳女性)	50%	2022年度	40.4% (2016年)

◆政策の柱 4 男女共同参画推進の基盤づくり

項目	目標数値	目標年度	現状
「男女共同参画社会」の認知度	100%	2022年度	70.5% (2017年)
社会全体として男女の地位が「平等である」と感じる人の割合	50%	2022年度	15.7% (2017年)

2 参考項目

(男女共同参画推進の状況把握のための参考とする項目)

項目	単位	現状	資料出所等
政策の柱 1 あらゆる分野における男女共同参画			
1 審議会等の状況			
・県の審議会等における女性委員の参画率	%	2018 40.2	女性の活躍推進課
・女性委員のいない県の審議会等数	—	2018 2	
・市町村の審議会等における女性の参画率	%	2018 30.8	内閣府男女共同参画局調査
2 管理的職業従事者に占める女性の割合	%	2015 14.5	総務省「国勢調査」
3 女性公務員の状況			
・岐阜県職員採用試験からの採用者に占める女性の割合	%	2017 42.7	人事課
・警察官採用試験からの採用者に占める女性の割合	%	2017 20.8	警察本部
・教員採用試験からの採用者に占める女性の割合	%	2017 54.0	教育委員会
・岐阜県職員に占める女性の割合	%	2018 28.4	人事課
・地方警察官に占める女性の割合	%	2018 8.5	警察本部

項目	単位	現状		資料出所等
・教員に占める女性の割合				
小学校	%	2018	63.9	文部科学省 「学校基本調査」
中学校	%	2018	39.3	
高等学校	%	2018	32.5	
特別支援学校	%	2018	64.9	
・岐阜県職員の管理職に占める女性の割合	%	2018	13.5	内閣府男女共同参 画局調査
・市町村職員の管理職に占める女性の割合	%	2018	16.1	
・警察官の女性幹部（警部以上）の数	人	2018	4	警察本部
4 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合				
・校長に占める女性の割合（小学校）	%	2018	16.7	文部科学省 「学校基本調査」
・副校長・教頭に占める女性の割合（小学校）	%	2018	34.7	
・校長に占める女性の割合（中学校）	%	2018	6.1	
・副校長・教頭に占める女性の割合（中学校）	%	2018	11.7	
・校長に占める女性の割合（高等学校）	%	2018	8.6	
・副校長・教頭に占める女性の割合（高等学校）	%	2018	6.4	
・校長に占める女性の割合（特別支援学校）	%	2018	18.2	
・副校長・教頭に占める女性の割合（特別支援学校）	%	2018	37.0	
5 消防の状況				
・消防吏員に占める女性の割合	%	2018	1.8	消防課
・消防団員に占める女性の割合	%	2018	2.8	
6 自治会長に占める女性の割合	%	2018	4.0	内閣府男女共同参 画局調査
7 単位PTA（小中学校）における女性会長の割合【全国数値】	%	2017	13.8	内閣府男女共同参 画局調査
8 6歳未満の子供がいる夫の家事・育児・介護等に携わる時間（1日当たり）	分	2016	68	総務省「社会生活 基本調査」
9 育児休業取得率				
・男性	%	2018	6.2	女性の活躍推進課 「岐阜県育児休業 等実態調査」
・女性	%	2018	93.5	
・県男性職員	%	2017	53.7	人事課
・県女性職員	%	2017	100.0	

項目	単位	現状		資料出所等
10 一時預かり事業を実施している施設数	箇所	2018	247	子育て支援課
11 地域子育て拠点施設の設置数	箇所	2018	170	子育て支援課
12 ファミリー・サポート・センターを実施している市町村数	市町村	2018	33	子育て支援課
政策の柱 2 働く場における男女共同参画				
1 女性の労働力率				
・ 15～64歳	%	2015	69.9	総務省「国勢調査」
・ 25～34歳	%	2015	75.4	
2 労働時間の状況（事業所規模30人以上）				
・ 男性	時間	2018	168.4	厚生労働省「毎月勤労統計調査」
・ 女性	時間	2018	126.8	
3 週労働時間60時間以上の男性雇用者の割合	%	2017	12.6	総務省「就業構造基本調査」
4 所定内給与額の状況				
・ 男性	円	2017	304,200	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
・ 女性	円	2017	225,200	
5 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	%	2017	61.8	女性の活躍推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」
6 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定数	社	2017	93	女性の活躍推進課
7 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業新規登録数	社	2017	106	女性の活躍推進課
8 次世代育成支援法に定める一般事業主行動計画を策定し次世代育成支援に取り組む中小企業数(常時雇用労働者100人以下)	企業	2017	436	厚生労働省雇用環境・均等局調査
9 女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画を策定し女性活躍推進に取り組む中小企業数(常時雇用労働者300人以下)	企業	2017	41	厚生労働省雇用環境・均等局調査
10 「早く家庭に帰る日」を実施している岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業数(ノー残業デーを含む)	企業	2017	1,602	女性の活躍推進課
11 育児休業制度普及率	%	2018	91.7	女性の活躍推進課「岐阜県育児休業等実態調査」
12 介護休業制度普及率	%	2018	89.1	

項目	単位	現状	資料出所等	
13 育児支援体制の状況				
・短時間勤務制度	%	2018	81.7	女性の活躍推進課 「岐阜県育児休業 等実態調査」
・フレックスタイム制度	%	2018	13.0	
・時差出勤制度	%	2018	26.1	
・所定外労働をさせない制度	%	2018	55.4	
14 介護支援体制の状況				
・所定労働時間を短縮する制度	%	2018	37.7	女性の活躍推進課 「岐阜県育児休業 等実態調査」
・フレックスタイム制度	%	2018	11.4	
・時差出勤制度	%	2018	22.4	
・所定外労働をさせない制度	%	2018	47.1	
15 再雇用制度普及率	%	2018	32.7	女性の活躍推進課 「岐阜県育児休業 等実態調査」
16 年次有給休暇取得率	%	2018	52.4	女性の活躍推進課 「岐阜県育児休業 等実態調査」
17 女性が職業に就くことについて				
・「子どもができてでも職業を続ける方がよい」	%	2017	36.4	女性の活躍推進課 「男女共同参画に関 する県民意識調査」
・「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」	%	2017	38.4	
18 低年齢児（0～2歳）の保育所利用割合	%	2018	25.7	子育て支援課
19 保育所と入所児童数				
・保育所数 （保育所＋幼保連携型認定こども園）	箇所	2018	418	子育て支援課
・入所者数 （保育所＋幼保連携型認定こども園）	人	2018	37,437	
20 延長保育を実施している保育所数 （保育所＋幼保連携型認定こども園）	箇所	2018	312	子育て支援課
21 休日保育を実施している市町村数（保育所＋幼保連携型認定こども園）	市町村	2018	9	子育て支援課

項目		単位	現状		資料出所等
22	放課後児童クラブの設置数（平日）	箇所	2018	504	子育て支援課
23	女性活躍推進法に基づく推進計画を策定している市町村数	市町村	2018	14	女性の活躍推進課
24	家族経営協定締結農家数	戸	2017	580	農業経営課
25	認定農業者に占める女性の割合	%	2017	1.6	農業経営課
26 農業協同組合の状況					
	・女性役員数	人	2018	24	農業経営課
	・女性役員の割合	%	2018	11.0	
27	農業委員会の女性委員の割合	%	2018	12.8	農業経営課
政策の柱 3 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現					
1 認知度					
	・ドメスティック・バイオレンス	%	2017	97.7	女性の活躍推進課 「男女共同参画に関する県民意識調査」
	・配偶者暴力防止法	%	2017	57.1	
	・岐阜県配偶者暴力防止基本計画	%	2017	26.3	
	・女子差別撤廃条約	%	2017	34.9	
2	県女性相談センターの相談件数	件	2017	4,054	子ども家庭課
3	県配偶者暴力相談センター相談件数	件	2017	1,530	子ども家庭課
4	市町村配偶者暴力相談件数	件	2017	1,635	子ども家庭課
5	一時保護者数	人	2017	63	子ども家庭課
6	DV防止法に基づく一時保護者数	人	2017	43	子ども家庭課
7 性犯罪の状況					
	・強制性交等（旧「強姦」）女性被害者数	人	2017	10	警察本部 「犯罪統計」
	男性被害者数	人	2017	0	
	検挙件数	件	2017	8	
	検挙人員	人	2017	7	
	・強制わいせつ罪 女性被害者数	人	2017	28	
	男性被害者数	人	2017	1	
	検挙件数	件	2017	20	
	検挙人員	人	2017	16	

項目	単位	現状		資料出所等
8 ストーカー行為の状況				
・ 認知件数	件	2017	568	警察本部
・ 女性被害者数	人	2017	519	
・ 男性被害者数	人	2017	49	
9 母の第1子出産平均年齢	歳	2017	30.1	厚生労働省 「人口動態統計 (確定数)」
10 人工妊娠中絶の総件数				
・ 20歳未満	件	2017	188	厚生労働省 「衛生行政報告例」
・ 20～24歳	件	2017	415	
・ 25～29歳	件	2017	366	
・ 30～34歳	件	2017	433	
・ 35～39歳	件	2017	436	
・ 40歳以上	件	2017	250	
11 配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数	市町村	2018	32	子ども家庭課
12 配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	市町村	2018	0	子ども家庭課
13 DV防止協議会設置市町村数	市町村	2018	28	子ども家庭課
14 健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）				
・ 男性	年	2016	72.89	厚生労働省 厚生労働科学研究 研究班データ
・ 女性	年	2016	75.65	
15 がん検診受診率				
・ 乳がん（40～69歳女性）	%	2016	45.0	厚生労働省 「国民生活基礎調査」
・ 子宮がん（20～69歳女性）	%	2016	40.4	

項目	単位	現状	資料出所等	
政策の柱 4 男女共同参画推進の基盤づくり				
1 認知度				
・ 男女共同参画社会	%	2017	70.5	女性の活躍推進課 「男女共同参画に関する県民意識調査」
・ 岐阜県男女共同参画社会づくり条例	%	2017	22.6	
・ 岐阜県男女共同参画計画	%	2017	21.9	
2 男女の地位の平等感				
・ 家庭生活	%	2017	31.5	女性の活躍推進課 「男女共同参画に関する県民意識調査」
・ 職場	%	2017	27.1	
・ 地域活動の場	%	2017	37.4	
・ 学校教育の場	%	2017	61.4	
・ 法律や制度の上	%	2017	37.0	
・ 社会通念・慣習・しきたり	%	2017	14.5	
・ 政治の場	%	2017	14.2	
・ 社会全体として	%	2017	15.7	
3 性別による固定的な役割分担意識				
・ 「男は仕事、女は家庭がよい」	%	2017	4.9	女性の活躍推進課 「男女共同参画に関する県民意識調査」
・ 「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合う」	%	2017	84.6	
4 大学・短期大学への進学状況				
・ 大学への男性の進学率	%	2018	52.0	文部科学省 「学校基本調査」
・ 大学への女性の進学率	%	2018	45.2	
・ 短期大学への男性の進学率	%	2018	1.6	
・ 短期大学への女性の進学率	%	2018	12.2	
5 学科別生徒の状況				
・ 工業高等学校における女性の割合	%	2018	8.8	文部科学省 「学校基本調査」
・ 農業高等学校における女性の割合	%	2018	53.1	

項目	単位	現状		資料出所等
6 看護師に占める男性の割合	%	2016	6.9	厚生労働省「衛生行政報告例(隔年報)」
7 保育士に占める男性の割合	%	2018	1.8	子育て支援課
8 放課後子ども教室の設置数	教室	2017	69	環境生活政策課
9 土曜日の教育活動実施数	箇所	2017	37	環境生活政策課
10 男女共同参画推進のための拠点の状況				
・女性の活躍支援センター・男女共同参画プラザの利用者数	人	2017	8,484	女性の活躍推進課
・男女共同参画プラザの電話相談件数	件	2017	1,472	
・男女共同参画プラザの専門面接相談件数	件	2017	113	
・男女共同参画プラザの男性専門電話相談件数	件	2017	70	
・男女共同参画プラザのLGBT 専門電話相談件数	件	2018 (12月末)	24	
11 男女共同参画条例を制定している市町村数	市町村	2018	15	内閣府男女共同参画局調査
12 男女共同参画計画を策定している市町村数	市町村	2018	40	内閣府男女共同参画局調査

參 考 資 料

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

平成 15 年 10 月 9 日

岐阜県条例第 49 号

目次

前文

第 1 章 基本的な考え方など（第 1 条～第 8 条）

第 2 章 男女共同参画を進めるために必要な施策（第 9 条～第 19 条）

第 3 章 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会（第 20 条～第 27 条）

第 4 章 その他（第 28 条）

附則

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21 世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

第 1 章 基本的な考え方など

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民および事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めるこ

とにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

(男女共同参画の意味)

第2条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

(1) 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。

(2) 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識（「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいいます。）から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。

(3) 県、事業者その他の団体および市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。

(4) 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。

(5) 県、県民、事業者その他の団体および市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

(県の責任)

第4条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(事業者その他の団体の役割)

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(県と市町村との関係)

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること(「セクシュアル・ハラスメント」といいます。)を行ってはなりません。

2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為(「ドメスティック・バイオレンス」といいます。)などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

3 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはなりません。

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するときは、あらかじめ、次の手続をとります。

(1) 県民および事業者その他の団体(以下「県民など」といいます。)の意見を聴くこと。

(2) 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会の意見を聴くこと。

3 知事は、男女共同参画計画を定めたときまたは変更したときは、速やかに、これを公表します。

(広報など)

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

(教育、学習など)

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育および県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

(情報の収集など)

第 12 条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集および分析をするほか、必要な調査研究を行います。

(県民などへの支援)

第 13 条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

(県の審議会などにおける委員の構成)

第 14 条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

(事業者への協力依頼)

第 15 条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

(男女共同参画推進サポーター)

第 16 条 知事は、県民などとともに男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター（以下「サポーター」といいます。）として登録します。

2 サポーターは、次の活動を行います。

(1) 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。

(2) 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。

3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。

(1) その活動に役立つ情報を提供すること。

(2) その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。

4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

(男女共同参画推進強調月間)

第 17 条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年 11 月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第 18 条 県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、意見および相談（以下「苦情など」といいます。）を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

- (1) 男女共同参画を進めるための施策に関すること。
 - (2) 性別による人権侵害
- 2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第 19 条 知事は、毎年 1 回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第 3 章 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会

(設置)

第 20 条 県は、岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

- 2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。
- (1) 男女共同参画計画の策定
 - (2) 男女共同参画計画の変更
 - (3) 県民などからの苦情などに対する対応
 - (4) その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄
- 3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べる事ができます。

(組織)

第 21 条 審議会は、委員 15 人以内とします。

- 2 委員は、知事が任命します。
- 3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の 4 割未満とならないようにします。
- 4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

(任期)

第 22 条 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 2 委員は、再任されることができません。

(会長および副会長)

第 23 条 審議会に、会長および副会長を置きます。

- 2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。
- 3 副会長は、会長が指名します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があつたときまたは会長が欠けたときは、

会長の代理をします。

(会議)

第 24 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第 25 条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

- 2 特別委員は、知事が任命します。
- 3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第 26 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

- 2 部会の委員は、会長が指名します。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名します。

(会長への委任)

第 27 条 この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

第 4 章 その他

(委任)

第 28 条 この条例に定めること以外の必要なことについては、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 15 年 11 月 1 日から施行します。ただし、第 9 条第 2 項（第 2 号に係る部分に限ります。）、第 18 条第 2 項および第 3 章の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行します。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ

るによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

用語解説

行	用語	解説
あ行	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
か行	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
	岐阜県男女共同参画推進強調月間	男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために設定された期間。岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例によって毎年11月と定められている。
	岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業	仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進に取り組む企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として県が登録。「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」は、このうち、他企業等の模範となる優れた取組を実施する企業・団体として県が認定したものをいう。2011年度から認定が行われている。
	キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のこと。児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てることを目的とする。
	5年相対生存率	あるがんと診断された場合に、治療でどのくらい生命を救えるかを示す指標。あるがんと診断された人のうち5年後に生存している人の割合が、日本人全体で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかで表わす。100%に近いほど治療で生命を救えるがん、0%に近いほど治療で生命を救い難いがんであることを意味する。

行	用語	解説
さ行	ジェンダー（社会的性別）	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals:MDGs）の後継として2015年9月に国連で採択された、2016年から2030年までの国際目標。MDGsの残された課題（例:保健、教育）や新たに顕在化した課題（例:環境、格差拡大）に対応するように、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）が設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられている。
	性的指向・性自認	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。 性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを表すもの。「心の性」と言われることもある。
	性別による固定的な役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
	セクシュアル・ハラスメント	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（2004年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

行	用語	解説
さ行		<p>なお、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」では、「性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること」と定義している。</p> <p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年（1998年）労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。</p>
	積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）	<p>「積極的改善措置」（ポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。</p> <p>積極的改善措置の例としては、県の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、県職員における女性の管理職登用等が実施されている。</p>
	ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）	<p>友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。</p>
た行	男女共同参画基本計画	<p>政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画のこと。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は2015年12月25日に閣議決定されている。</p> <p>また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。</p>

行	用語	解説
た行	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年に公布、施行された法律。
	男女共同参画週間	男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために設定された毎年6月23日から6月29日までの1週間をいう。 この週間において、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体により、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が全国的に展開されている。
	テレワーク	情報通信技術を活用して場所・時間にとらわれない柔軟な働き方をすること。あらかじめ定められた勤務場所（一般的にはオフィス）で、例えば9時から17時まで定められた時間を勤務するという、固定された「勤務場所」と「勤務時間」に基づく働き方に対して、テレワークは情報通信技術を活用することによって、「勤務場所」と「勤務時間」を働く人が柔軟に選べるようにした働き方である。
は行	配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年（2001年）法律第31号）では、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

行	用語	解説
は行	フレックスタイム制度	1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。
ま行	無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）	<p>誰もが気づかずに持っている、考え方、ものの見方の偏りや思い込みのこと。</p> <p>働く場においては、「男性だからこうだろう」「女性だからこうだろう」といった周囲の思い込みで、個人の成長や活躍の機会を奪うことにならないよう、配慮する必要がある。</p>
ら行	ライフイベント	就職、結婚、出産・育児、病気、配偶者との死別・離別、家族の介護など、その後の人生に影響する生活上の大きな出来事。
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。</p>
	ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。

岐阜県男女共同参画計画（第4次）策定の経過

■ 2017年度

年月日	事項	内容等
2017年7月19日	第1回男女共同参画二十一世紀審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」の策定について ・「男女共同参画に関する県民意識調査」について ・岐阜県男女共同参画計画（第4次）等策定に向けた今後の予定
2017年8月	男女共同参画に関する県民意識調査 （報告書公表：2018年1月）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画策定の基礎資料として、男女共同参画に関する県民意識調査を実施 ・県内に居住する満18歳以上70歳未満の男女各1,000人 計2,000人 ・有効回答率 34.8%
2018年2月	計画改定に係る市町村意見照会	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村における男女共同参画の現状と課題、計画に盛り込むべき施策について各市町村に意見照会
2018年3月26日	第2回男女共同参画二十一世紀審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識調査」結果について ・「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」の策定について

■ 2018年度

年月日	事項	内容等
2018年5月	計画策定に係る市町村との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・県内5圏域で各市町村における男女共同参画の現状と課題、計画に盛り込むべき施策について意見交換
	計画策定に係る経済団体への意見照会	<ul style="list-style-type: none"> ・清流の国ぎふ女性の活躍推進会議構成団体に男女共同参画の現状と課題、計画に盛り込むべき施策について意見照会
2018年5月29日	計画策定に係る女性団体との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・県各種女性団体連絡会議構成団体と男女共同参画の現状と課題、計画に盛り込むべき施策について意見交換
2018年6月6日	第1回男女共同参画二十一世紀審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定について諮問 ・男女共同参画に係る現状と課題について審議
2018年7月2日	県議会厚生環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定について説明
2018年7月4日	若者とのガヤガヤ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・学生や若手社会人と男女共同参画の現状と課題、計画に盛り込むべき施策について意見交換
2018年7月11日	地域ダイバーシティ in 岐阜	<ul style="list-style-type: none"> ・若手女性社会人と男女共同参画の現状と課題、計画に盛り込むべき施策について意見交換

年月日	事項	内容等
2018年8月3日	第2回男女共同参画二十一世紀審議会	・計画骨子（案）について審議
2018年9月7日	岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部	・計画の策定について説明
2018年9月21日	県議会計画骨子案説明会	・計画骨子（案）について説明
2018年10月9日	県議会厚生環境委員会	・計画骨子（案）について説明
2018年10月	計画（素案）に対する意見照会（経済団体、女性団体、市町村）	・計画（素案）について、経済団体、女性団体、市町村に意見照会
2018年11月19日	県議会厚生環境委員会委員協議会	・計画骨子（案）について説明
2018年11月21日	第3回男女共同参画二十一世紀審議会	・計画（素案）について審議
2018年12月17日	県議会厚生環境委員会	・計画（素案）について説明
2018年12月18日 ～2019年1月16日	計画（案）に対する県民意見募集（パブリック・コメント）	・4名から4件の意見が寄せられた
2019年2月4日	第4回男女共同参画二十一世紀審議会	・計画（案）について答申
2019年2月26日	県議会に議案「岐阜県男女共同参画計画の策定について」提出	・「岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議案を提出
2019年2月27日	県議会提出議案説明会	・提出議案（計画策定）について説明
2019年3月18日	県議会厚生環境委員会	・提出議案について審議
2019年3月22日	県議会「岐阜県男女共同参画計画の策定について」議決	・「岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づく議決

岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会 委員名簿

平成31年2月4日現在

50音順・敬称略

◎：会長 ○：副会長

氏名	肩書
伊在井 みどり	岐阜県医師会 常務理事
岩佐 圭一郎	株式会社岐阜放送 技術局副局長
加藤 大博	岐阜県議会厚生環境委員会 委員長
木村 麻理	株式会社ママプロ 代表取締役
栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 副事務局長
◎ 近藤 眞庸	国立大学法人岐阜大学 教授
篠田 寛子	有限会社クレオ 代表取締役
○ 杉山 祐子	中部学院大学短期大学部 教授
中野 昌子	岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク理事
中村 美雪	岐阜市立加納西小学校 校長
長谷部 基司	一般社団法人岐阜県経営者協会 事務局長
廣瀬 直美	特定非営利活動法人あゆみだした女性と子どもの会 理事長
藤田 菜摘	学生
見田村 勇磨	弁護士
吉田 理	社会福祉法人フェニックス 法人本部企画管理室長

男女共同参画の推進に関する年表

年	国連等	日 本	岐阜県
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際婦人年 (目標：平等、発展、平和) ・ 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ・ 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人問題企画推進本部設置 ・ 婦人問題企画推進会議開催 ・ 婦人問題担当室設置 (内閣総理大臣官房審議室) 	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国連婦人の十年」始まる (～1985年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「女子教育職員及び看護婦、保母等を対象とした育児休業法」施行 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国内行動計画」策定 ・ 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生部児童家庭課に婦人問題担当窓口設置 ・ 婦人問題連絡会議設置
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境部県民生活課に婦人問題担当配置 ・ 第Ⅰ期婦人問題懇話会設置
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・ 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「民法及び家事審判法」改正(配偶者の法定相続分引上げ、寄与分制度新設)〔施行1981年〕 ・ 「女子差別撤廃条約」署名 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際労働機関(ILO)総会「第156号条約(家族的責任を有する労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択 ・ 「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」(第Ⅰ期婦人問題懇話会)
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 第Ⅱ期婦人問題懇話会設置 ・ 総務部青少年婦人課に婦人問題担当設置
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 「婦人問題に関する県民の意識調査」実施
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のための国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)地域政府間準備会議(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国籍法及び戸籍法」改正(父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)〔施行1985年〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」(第Ⅱ期婦人問題懇話会) ・ 第Ⅰ期婦人問題推進会議設置
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ・ 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 ・ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国民年金法」改正(すべての女性の年金権確立)〔施行1986年〕 ・ 「男女雇用機会均等法」成立〔施行1986年〕 ・ 「労働基準法」改正(母性保護措置の拡充等)〔施行1986年〕 ・ 「女子差別撤廃条約」批准 	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人問題企画推進本部拡充 ・ 婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「岐阜県婦人行動計画」策定 ・ 岐阜県婦人海外派遣事業開始 ・ 第Ⅱ期婦人問題推進会議設置

年	国連等	日 本	岐阜県
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・配偶者特別控除制度の創設 	
1988年 (昭和63年)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議(第1回) 		
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新学習指導要領」告示(家庭科教育における男女同一の教育課程の実現) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の世紀21委員会設置
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改定 ・「育児休業法」成立(男女とも取得可能)〔施行1992年〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・「調査研究報告書」(女性の世紀21委員会)
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「どう変わればいい女性と男性県民意識調査」実施
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議(ウィーン) ・女性の人権擁護を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画型社会づくりに向けての推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定 ・中学校での家庭科男女必修完全実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画型社会をめざしての提言」(女性の世紀21委員会) ・総務部に女性政策室設置 ・岐阜県女性海外派遣事業開始
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口・開発会議(カイロ)(リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を行動計画に明記) ・女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議(第2、3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校での家庭科男女必修実施 ・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定 ・岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部設置 ・女性サロン開設 ・第1期「ぎふ女性大学」開催
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化等)〔介護休業制度義務化1999年〕 ・ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「女と男のはあもにいフォーラム」開催
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部女性政策室を総務部女性政策課に改称

年	国連等	日 本	岐阜県
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正(募集・採用等の差別の禁止等)〔全面施行1999年〕 ・「労働基準法」改正(女性の時間外・休日労働等の規制の解消等)〔全面施行1999年〕 ・「育児休業法」改正(育児・介護を行う一定範囲の男女労働者の深夜業の制限の権利を創設)〔施行1999年〕 ・「介護保険法」成立〔施行2000年(一部を除く)〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「労働基準法」改正(男女共通の時間外労働の限度の制限)〔施行1999年〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次ぎふ女性行動計画への提言」(女性の世紀21委員会)
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ・E S C A Pハイレベル政府間会議(バンコク) ・第54回国連総会「女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」成立 ・「食料・農業・農村基本法」成立(「女性の参画の促進」を規定)〔同年施行〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぎふ男女共同参画プラン」策定 ・組織改正により地域県民部男女共同参画課を設置 ・女性サロンを男女共同参画サロンに改称
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ・「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー規制法」成立〔同年施行〕 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力に関する調査」実施 ・岐阜県女性史「まん真ん中の女たち」発行
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・内閣府男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立〔全面施行2002年〕 ・第1回「男女共同参画週間」 ・「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「育児休業法」改正(対象となる子の年齢の引上げ等)〔全面施行2002年〕 	
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂 ・組織改正により地域県民部男女共同参画室に名称変更 ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ・男女共同参画サロンを男女共同参画ふれあいサロンに改称

年	国連等	日 本	岐阜県
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第29回女性差別撤廃委員会（ニューヨーク） ・女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第4、5回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期「ぎふ男女共生大学」開催 ・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」公布、施行〔全面施行2004年〕 ・第1回「男女共同参画推進強調月間」（11月） ・岐阜県男女共同参画推進サポーター登録制度開始 ・岐阜県職員男女共同参画推進員設置 ・「日本まんなか共和国女性サミット～2003岐阜～」開催 ・「男女共同参画に関する新たな県計画の策定について提言」（女性の世紀21委員会）
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」の改正及び同法に基づく基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置 ・「岐阜県男女共同参画計画」策定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正（間接差別の禁止）〔施行2007年〕 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の基本的な方策について」岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会答申 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・組織改正により環境生活部男女参画青少年課に男女共同参画担当設置 ・男女共同参画ふれあいサロンを男女共同参画プラザに改称
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正〔施行2008年〕 ・「パートタイム労働法」改正〔施行2008年〕 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ・「日本まんなか共和国男女共同参画フォーラム～2007ぎふ～」開催
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法に基づく基本方針の策定 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 	

年	国連等	日 本	岐阜県
2009年 (平成21年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「『岐阜県男女共同参画計画』及び『岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画』の改定について」岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会答申 ・「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員(国連「北京+15」記念会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・A P E C第15回女性リーダーズネットワーク(W L N)会合 ・第8回男女共同参画担当者ネットワーク(G F P N)会合 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・A P E C (アジア太平洋経済協力)「女性起業家サミット」開催
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)正式発足 		
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性エンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「DV防止法」改正〔施行2014年〕 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表 	
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「パートタイム労働法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「『岐阜県男女共同参画計画』及び『岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画』の改定について」岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会答申 ・「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」策定 ・組織改正により、健康福祉部に子ども・女性局子ども・女性政策課設置

年	国連等	日 本	岐阜県
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ UN Women 日本事務所 発足 ・ 「持続可能な開発のための 2030アジェンダ(SDGs)」の採択(国連持続可能な開発サミット) ・ 第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都渋谷区で「同性婚」に証明書を発行する全国初の条例成立 ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の公布・一部施行 ・ 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正により、健康福祉部 子ども・女性局子ども・女性政策課を女性の活躍推進課に改称
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女雇用機会均等法改正〔施行2017年〕 ・ 育児・介護休業法改正〔施行2017年〕 ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「岐阜県女性の活躍支援センター」開設 ・ 「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」設置。あわせて「女性管理職登用検討委員会」、「M字カーブ底上げ検討委員会」、「女性の活躍総合支援体制検討委員会」設置
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「働き方改革実行計画」決定 ・ 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」策定 ・ 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定 ・ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布、一部施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「清流の国ぎふ女性の活躍推進サミット」開催
2019年 (平成31年)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 「『岐阜県男女共同参画計画』及び『岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画』の改定について」岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会答申 ・ 「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」策定 ・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」策定

男女共同参画に関する施設

【県】

名 称	問い合わせ先
岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター (所在地) 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟9階 (開所時間) 月～土 9:00～17:00 (日曜、祝日、年末年始、会館休館日を除く。) 【電話相談】 TEL 058-278-0858 (相談専用電話番号) ○一般電話相談 月～木、第1・3土 9:00～12:00、13:00～17:00 ○男性専門電話相談 第2・4金 17:00～20:00 ○LGBT専門電話相談 第3金 17:00～20:00 【面接相談】 (事前予約制) ○法律相談 第2・4水 13:00～16:00 ○こころの相談 (女性限定) 第1・3木 13:00～16:00 【交流機能】 ○研修室の貸出 (要利用者登録・事前予約制) ○情報コーナー (図書の出借等) (要利用者登録) 【女性の活躍支援機能】 ○就労・子育て相談 (予約優先) 月～金 9:00～17:00 ○求人情報検索コーナー	TEL 058-214-6431

【市】

市	名 称	問い合わせ先
岐阜市	岐阜市女性センター (所在地) 岐阜市橋本町1-10-23 ハートフルスクエアG内 (開館時間) 9:00～21:00 (休館日) 毎月最終火曜日 (火曜日が祝日の場合はその翌日) 年末年始 (12/29～1/3)	TEL 058-268-1052
大垣市	大垣市男女共同参画センター (愛称:ハートリンクおおがき) (所在地) 大垣市室本町5-51 スイトピアセンター内 (開館時間) 交流広場 9:00～17:00 研修室 9:00～21:00 (要利用予約) (休館日) 毎週火曜日、年末年始 (12/29～1/3)、祝日の翌日	TEL 0584-47-8549 大垣市 かがやきライフ推進部 まちづくり推進課 男女共同参画推進室
美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター Re:01a (リオラ) (所在地) 美濃加茂市野笹町2-5-65 APITA美濃加茂店内 (開設時間) 月～金曜日10:00～16:00 (土日祝日は休業)	TEL 0574-25-2111 美濃加茂市 市民協働部地域振興課
可児市	可児市男女共同参画サロン (所在地) 可児市下恵土3433-139 可児市文化創造センター内 (開設時間) 月1回土曜日 13:30～16:30 詳細については、お問い合わせください。	TEL 0574-62-1111 可児市市民部 人づくり課

各種相談窓口 (2019年4月現在)

■女性相談

夫等からの暴力(DV)、夫婦・親子・嫁姑問題、近所・職場等の人間関係、結婚・離婚・異性問題等	◆県女性相談センター 《電話相談》 平日 9:00~21:00 土・日・祝日 9:00~12:00 13:00~17:00 《面接相談》 平日 9:00~17:00※原則予約	TEL 058-274-7377
--	--	------------------

■就業、労働問題、職業能力開発等に関する相談

雇用に関する相談(男女の雇用均等に関する事、育児・介護休業法に関する事、パートタイム労働に関する事)	◆岐阜労働局雇用環境・均等室 《受付時間》 平日 8:30~17:15	TEL 058-245-1550
職場におけるハラスメントに関する相談	◆岐阜労働局雇用環境・均等室 《受付時間》 平日 8:30~17:15	(セクハラ・いわゆるマタハラ) TEL 058-245-1550 (パワハラ) TEL 058-245-8124
各種の労働問題に関する相談	◆県労働雇用課 《受付時間》 平日 8:30~17:15 ◆県各県事務所振興防災課 (東農県事務所は、産業労働課)	TEL 058-272-8399
就職・再就職・キャリア形成のための技術・知識の習得、職業訓練等に関する相談	◆住所地を所管する公共職業安定所(ハローワーク) ◆県労働雇用課 ◆岐阜県人材開発支援センター	TEL 058-272-8412 TEL 058-294-3800
ひとり親家庭等に関する相談(就業相談、講習会、就業情報の提供、養育費相談等)	◆岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 《受付時間》 月~土 9:00~17:00	TEL 058-268-2569
農業経営・農業技術・農村生活に関する相談	◆県各農林事務所 《受付時間》 平日 8:30~17:15 <問い合わせ先> 県農業経営課 TEL 058-272-8429	
新規就農・農福連携等に関する相談	◆ぎふアグリチャレンジ支援センター ((一社)岐阜県農畜産公社内) 《受付時間》 平日 8:30~17:15	TEL 058-215-1550
林業経営・造林・間伐等各種林業技術の相談	◆県各農林事務所 《受付時間》 平日 8:30~17:15 <問い合わせ先> 県森林整備課 TEL 058-272-8491	
林業就業に関する相談	◆森のジョブステーションぎふ 《受付時間》 平日 8:30~17:15	TEL 0575-33-4011
中小企業経営等に関する相談	◆(公財)岐阜県産業経済振興センター 《受付時間》 平日 8:30~17:15	TEL 058-277-1080

■子育て、介護に関する相談

<p>子育てに関する相談</p>	<p>◆各市町村の地域子育て支援拠点等 <問い合わせ先> 県子育て支援課 TEL 058-272-8077</p>												
<p>子どものこと、家庭のこと、学校のこと、友だちのこと、子ども自身のことの悩み相談</p>	<p>◆子ども・家庭電話相談室 フリーダイヤル 0120-76-1152 TEL 058-213-8080 《受付時間》 平日 8:45~21:00、土曜日 8:45~17:00</p> <p>◆県各子ども相談センター 《受付時間》 平日 8:30~17:15</p> <table border="1" data-bbox="512 535 1230 790"> <thead> <tr> <th>所属名</th> <th>TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央子ども相談センター</td> <td>058-201-2111</td> </tr> <tr> <td>西濃子ども相談センター</td> <td>0584-78-4838</td> </tr> <tr> <td>中濃子ども相談センター</td> <td>0574-25-3111</td> </tr> <tr> <td>東濃子ども相談センター</td> <td>0572-23-1111</td> </tr> <tr> <td>飛騨子ども相談センター</td> <td>0577-32-0594</td> </tr> </tbody> </table> <p>全国児童相談所全国共通ダイヤル189番（いちはやく） ※お住まいの地域の児童相談所に24時間つながります。</p>	所属名	TEL	中央子ども相談センター	058-201-2111	西濃子ども相談センター	0584-78-4838	中濃子ども相談センター	0574-25-3111	東濃子ども相談センター	0572-23-1111	飛騨子ども相談センター	0577-32-0594
所属名	TEL												
中央子ども相談センター	058-201-2111												
西濃子ども相談センター	0584-78-4838												
中濃子ども相談センター	0574-25-3111												
東濃子ども相談センター	0572-23-1111												
飛騨子ども相談センター	0577-32-0594												
<p>介護に関する相談</p>	<p>◆各市町村の地域包括支援センター <問い合わせ先> 県高齢福祉課 TEL 058-272-8296</p>												

■DV、性犯罪・ストーカー被害等に関する相談

<p>配偶者等からの暴力（DV）に関する相談</p>	<p>◆県配偶者暴力相談支援センター</p> <table border="1" data-bbox="504 1133 1382 1686"> <thead> <tr> <th>所属名</th> <th>TEL</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県女性相談センター</td> <td>058-274-7377</td> <td>《電話相談》 平日 9:00~21:00 土・日・祝日 9:00~17:00 《面接相談》 平日 9:00~17:00</td> </tr> <tr> <td>岐阜地域福祉事務所 西濃県事務所福祉課 揖斐県事務所福祉課 中濃県事務所福祉課 可茂県事務所福祉課 東濃県事務所福祉課 恵那県事務所福祉課 飛騨県事務所福祉課</td> <td>058-272-1111 0584-73-1111 0585-23-1111 0574-25-3111 0575-33-3111 0572-23-1111 0573-26-1111 0577-36-2531</td> <td>《電話相談》 平日 9:00~17:00 《面接相談》 平日 9:00~17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆各市福祉事務所 ◆警察安全相談室 TEL 058-272-9110 #9110 《受付時間》 毎日24時間 ◆各警察署生活安全課</p>	所属名	TEL	受付時間	県女性相談センター	058-274-7377	《電話相談》 平日 9:00~21:00 土・日・祝日 9:00~17:00 《面接相談》 平日 9:00~17:00	岐阜地域福祉事務所 西濃県事務所福祉課 揖斐県事務所福祉課 中濃県事務所福祉課 可茂県事務所福祉課 東濃県事務所福祉課 恵那県事務所福祉課 飛騨県事務所福祉課	058-272-1111 0584-73-1111 0585-23-1111 0574-25-3111 0575-33-3111 0572-23-1111 0573-26-1111 0577-36-2531	《電話相談》 平日 9:00~17:00 《面接相談》 平日 9:00~17:00
所属名	TEL	受付時間								
県女性相談センター	058-274-7377	《電話相談》 平日 9:00~21:00 土・日・祝日 9:00~17:00 《面接相談》 平日 9:00~17:00								
岐阜地域福祉事務所 西濃県事務所福祉課 揖斐県事務所福祉課 中濃県事務所福祉課 可茂県事務所福祉課 東濃県事務所福祉課 恵那県事務所福祉課 飛騨県事務所福祉課	058-272-1111 0584-73-1111 0585-23-1111 0574-25-3111 0575-33-3111 0572-23-1111 0573-26-1111 0577-36-2531	《電話相談》 平日 9:00~17:00 《面接相談》 平日 9:00~17:00								
<p>性暴力被害に関する相談</p>	<p>◆ぎふ性暴力被害者支援センター TEL 058-215-8349 《電話相談》 毎日24時間 《面接相談》 平日 10:00~16:00（年末年始を除く） ※要予約</p>									

性犯罪被害に関する相談	◆性犯罪被害者相談電話 TEL 058-273-6503 #8103 《受付時間》 毎日24時間
ストーカー被害に関する相談	◆岐阜県警察ストーカー110番 フリーダイヤル 0120-794-310 《受付時間》 平日 9:00~16:00 ◆警察安全相談室 TEL 058-272-9110 #9110 《受付時間》 毎日24時間 ◆各警察署生活安全課

■ 人権問題、青少年、性、健康に関する相談等

人権に関する女性の悩みの相談	◆女性の人権ホットライン(岐阜地方 法務局) 《受付時間》 平日 8:30~17:15	TEL 0570-070-810
人権に関する悩み全般(差別されたり人権を侵害されたりして困っていること、悩んでいること)	◆みんなの人権110番(岐阜地方法務局) 《受付時間》 平日 8:30~17:15 〈問い合わせ先〉 岐阜地方法務局人権擁護課 TEL 058-245-3181	TEL 0570-003-110
	◆岐阜県人権啓発センター 《受付時間》 平日 9:00~17:00 〈問い合わせ先〉県人権施策推進課	TEL 058-272-8252 TEL 058-272-8250
青少年(39歳まで)の悩み全般	◆岐阜県青少年SOSセンター 《受付時間》 毎日24時間 (ただし、20:00~9:00は緊急のみ)	フリーダイヤル 0120-247-505
性感染症・エイズ・その他健康問題について	◆県各保健所 〈問い合わせ先〉県保健医療課	TEL 058-272-8270
女性のライフステージ(思春期、妊娠出産育児期、更年期、老年期)に関連した心身の不調、健康問題に関する相談	<女性外来> ◆岐阜県総合医療センター 《予約受付時間》水曜日 13:30~16:30 ※電話で予約受付 ◆岐阜県立多治見病院 《予約受付時間》金曜日 8:30~11:00 ※電話で予約受付	TEL 058-246-1111 TEL 0572-22-5311
乳幼児・妊産婦の健康	◆各市町村保健センター等 ◆県各保健所 〈問い合わせ先〉県子育て支援課	TEL 058-272-8077
心の健康	◆県精神保健福祉センター 《受付時間》 平日 9:00~17:00 ◆こころのダイヤル119番 《受付時間》 平日10:00~16:00	TEL 058-231-9724 TEL 058-233-0119
高齢者に関する相談(高齢者とその家族の悩みごとについての相談)	◆各市町村の地域包括支援センター 〈問い合わせ先〉県高齢福祉課	TEL 058-272-8296

<p>障がい福祉関係の相談</p>	<p>◆各市福祉事務所・町村福祉担当課 ◆ [成人の身体障がい] 県身体障害者更生相談所 TEL 058-231-9715 ◆ [成人の知的障がい] 県知的障害者更生相談所 TEL 058-231-9723 ◆ [精神障がい] 県精神保健福祉センター TEL 058-231-9724 ◆ [児童の身体・知的障がい] 県各子ども相談センター ◆ 県各保健所・センター <問い合わせ先> 県障害福祉課 TEL 058-272-8309</p>	
<p>障がい者の権利擁護、その他さまざまな相談(必要に応じて弁護士、医師が相談にあたります。)</p>	<p>◆障がい者110番 《受付時間》 平日 9:00~16:00</p>	<p>TEL 058-253-1881</p>
<p>障がい児(者)についての生活全般についての相談(ピアカウンセラーを中心とした相談コーナーの設置)</p>	<p>◆アクティブG障がい児(者)相談コーナー 《開設日時》 土・日・祝日 11:00~18:00 (火曜日を除く)</p>	<p>TEL 058-266-7455</p>
<p>障がいを理由とする差別に関する相談</p>	<p>◆岐阜県障がい者差別解消支援センター TEL 058-215-9747 《受付時間》 平日 9:00~17:00 FAX 058-277-7217 E-mail info@gifu-kaisho.jp</p>	
<p>障がい者虐待に関する相談</p>	<p>◆岐阜県障害者権利擁護センター TEL 058-215-0618 《電話受付時間》 24時間・365日対応 FAX 058-215-0619(休日・夜間は受付のみ) E-mail gifu-syouken@poem.ocn.ne.jp(休日・夜間は受付のみ)</p>	

岐阜県男女共同参画計画（第4次）

2019年3月策定

岐阜県健康福祉部子ども・女性局
男女共同参画・女性の活躍推進課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8236（直通）

FAX 058-278-2611

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議